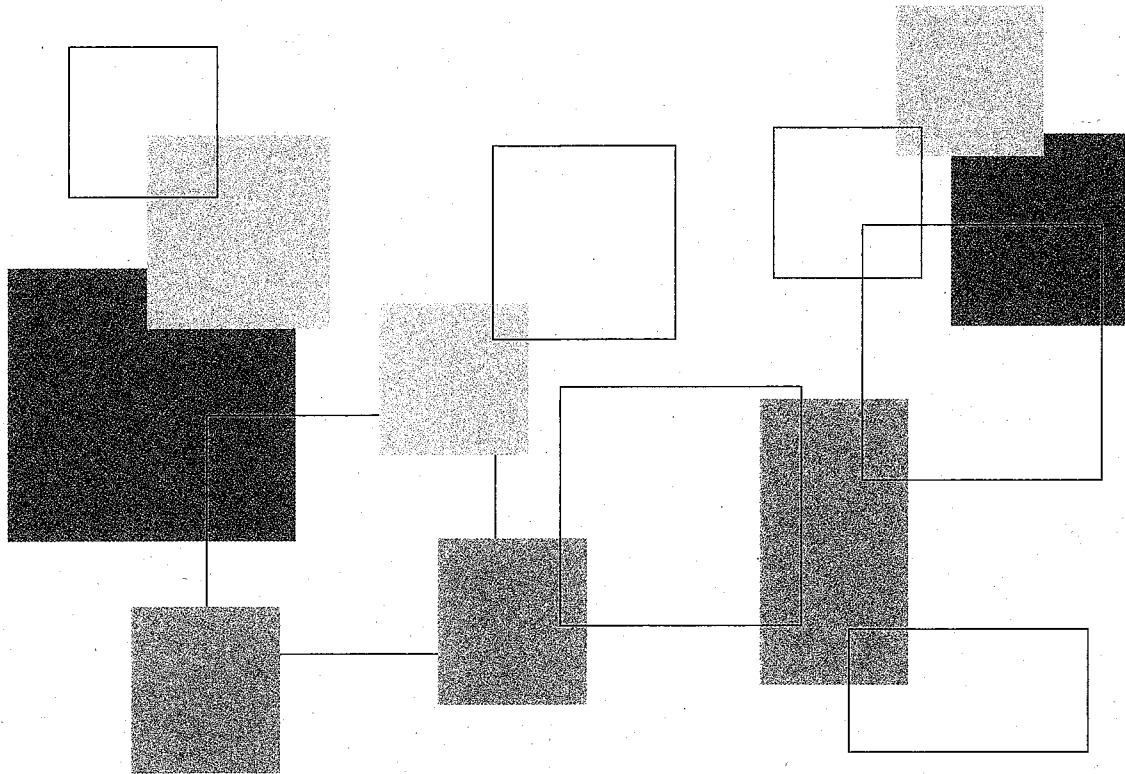


福島大学東日本大震災総合支援プロジェクト「緊急の調査研究課題」

震災および原発事故に係る被害補償と
生活再建に関する法的・経済的研究
(中間報告)



2011. 8

福島大学東日本大震災総合支援プロジェクト「緊急の調査研究課題」

震災および原発事故に係る被害補償と
生活再建に関する法的・経済的研究
(中間報告)

緒言

東京電力福島第一原発の炉心溶融事故は、福島県のみならず本州の東西 500 キロに及ぶ地域に放射能汚染の被害をもたらしている。このように被害が空間的に極めて広範囲にわたっているばかりでなく、時間軸においても被害の長期化が避けられない。

事故現場の先行き、および放射能汚染の状況とともに、いま現地で最も大きな関心事となっているのは損害賠償・被害補償の問題である。福島県の状況をみれば、7月28日現在で避難者は6万5,279人、うち県外への避難は4万8,903人、約2万5千人が県外に住民票を移して転出した。9つの地方自治体が役場機能を移転させ、住民の多くは全国46都道府県に散らばってしまった。避難者の物的・心的被害の大きさは言うまでもない。避難せず現地にとどまっている住民にのしかかる心理的なストレスも非常なものがある。

警戒区域や計画的避難区域の事業所はほとんど営業不能になっており、従業員は収入の道を断たれている。農業者は出荷停止による損失に加えて風評被害にも苦しんでいる。観光業者、教育機関、医療施設その他、あらゆるところで甚大な被害が発生している。

これらの被害を「事故の原因者」にどれだけ賠償させることができるか。原子力損害賠償紛争審査会が指針を示しているが、それはあくまでも目安に過ぎず、そこに包摂されないさまざまな被害が実際には存在する。また、形式的には賠償請求の手続きが用意されていても、現実に当事者が請求できるようになっているかどうかは別問題であり、多くの証拠書類の提出を求められたりすれば請求をあきらめざるを得ないケースが出てくる。

本研究会では、実際に生起すると思われる種々の損害賠償のケースについて検討しながら、原子力損害に関するいくつかの理論問題を考察した。研究会の報告と討論をそのまま収録する形をとったが、いくつか興味深い論点提起がなされ、収穫の大きいものであったと考えている。関係者および関係団体で参考にさせていただきたい。

また、研究会報告の後に、事故以来の地元新聞から損害賠償・被害補償にかかわる部分を抜粋したものを資料として収録した。あわせて参考にされたい。

研究会は将来、適当な時期に再度行うことにしている。被害者救済と地域復興に少しでも貢献できれば幸いである。

2011年8月19日

研究代表者 清水修二 (福島大学副学長)

研究会参加者

荒木 貢	弁護士法人あぶくま法律事務所
安藤裕規	弁護士法人けやき法律事務所
安藤ヨイ子	同上
大槻幸吉	生活協同組合コープふくしま
大峰 仁	弁護士法人けやき法律事務所
佐藤光則	福島県中小企業団体中央会
齋藤正俊	弁護士法人けやき法律事務所
宍戸義広	生活協同組合コープふくしま
清水修二	福島大学
高野金助	農業
富田 哲	福島大学
根本 敬	福島県農民連
野中俊吉	福島県生活協同組合連合会
和田美香	弁護士法人けやき法律事務所
小野寺利孝	小野寺共同法律事務所（部分参加）

原子力損害賠償を巡る法的な諸問題

2011年7月24日

原子力損害賠償に関する研究会

(注意) まとめ作業の時間の関係で、発言内容の綿密な校訂ができていない憾みがある。また発言者が特定できなかった部分もあるが、内容の理解には支障ないと判断した。いずれにせよ完璧な記録とは言えないので「文責清水」とさせていただく。

【清水】最初に自己紹介をしていただきたいと思います。

私から申し上げますと、福島大学の理事・副学長をやっております清水と申します。福島大学災害復興研究所の所長という肩書を持っておりますが、原子力問題に関しては専門の立場から地域問題あるいは財政問題として論じてまいりました。

【根本】福島県農民連事務局長の根本といいます。農協とは別に委任状をとらず個々の生産者から、今現在で86件の方々の損害賠償請求をして、現在6件、請求額の半分、2分の1ですけれども、出荷停止部分の入金の確認をしています。後でも議論になるかと思いますが、やはり、このままでは損害賠償は進まないというのが実感です。

【高野】伊達市霊山町で農産加工品を中心に製造販売しております「りょうぜん天味園」の高野でございます。それから、地域で特定非営利活動法人の体験活動とかを中心に展開しております「NPO法人りょうぜん里山がっこう」の理事でもあります。

福島県では、農協五連が損害賠償の全県をまとめる窓口で、地元の生産者の人たちも出荷停止とかそういったものについては個別に、本来であればどうだったのかということなども積み上げながらという様式にしたがって請求を月ごとにまとめてという形で出して、その作業をJA伊達みらいの担当が何人か専従にということで動いています。

それから、農協に出荷をしていない生産者のために、全県的に別にまとめる窓口もできて、対策協議会に一括してということで、そこに加盟しながらというような動きもあって動いているようでございます。

【安藤(裕)】弁護士の安藤裕規と申します。

私どもは福島県弁護士会を通じてさまざまな相談活動などにも関与しているわけですが、併せて、自由法曹団の福島支部などで県内の各地で行われる相談会がありました。そういう相談会に参加してさまざまな相談をお聞きしています。そういうことを通じて、やはり今後の損害賠償のあり方、現実に行われてきた損害賠償の理論をその通り行った場合には、当然落ちこぼれてしまう損害部分がたくさんある。こういうものを損害の実情に応じた形で回復できるように検討していく必要があります。この問題に対して、運動として取り組まなければならないだろうと思われるわけですが、きょうは弁護

士何名か参加しておりますので、私は特に酪農の問題についてお話しさせていただき、いろいろお知恵をお借りしたいと思っております。

【安藤(ヨ)】 弁護士の安藤です。

弁護士会での活動は、今、安藤裕規弁護士が説明したとおりで、私も会員の一人として参加しております。

私の関心というのは女性の権利とか地位とかという視点でいろいろ考えたりしております。今回の震災の問題でも、ドメスティックバイオレンスというものが避難所でどんなふうなのかというようなことで、最近、女性のための相談支援センターに聞きましたら、やはり結構ある、避難しておいでになっている方もいるということです。

そういうことの関心と、一方では、私は日本弁護士連合会の国際人権問題委員会というところに所属しております。今、社会権規約の実施状況について報告を作成中です。震災の関係でも2001年に阪神大震災の後の実施状況の審査があったもので、そのときに既に二重ローンの問題とか仮設住宅での孤独死の問題とか、そういう問題が勧告という形で日本政府に対して出されている、10年たっても、やはり同じような問題が起こっているというようなことに驚いているのと、委員会の中で社会権規約から見た場合の原発の被害と救済というようなことを今考え始めているというような状態です。

【大 峰】 大峰仁です。郡山市で弁護士をしています。

震災以来、市内にある避難所を回って相談を担当したり、あるいは自由法曹団員として県内各地、具体的にはいわきや会津のほうへ出掛け、相談などをしてきました。この間、さまざまな被災者の方、これは単に地震というだけではなくて、むしろ原発被害の方のほうが多いですけれども、そういう方々の声をお聞きしてきました。

私自身は、まだ未成年の子どもがいますので、放射能の、特に除染のことに対して関心がありますが、同時に弁護士としては、そろそろ何かしら形のある成果を世の中に見せてみたいという思いもあり、訴訟などに関心を持ち始めています。

私の実家はいわきにあり、死んだおやじが水産仲卸の会社をしておりました関係もありますので、この間聞きしたことの中から水産関係の話を少しさせていただければと思っております。

【佐 藤】 福島県中小企業団体中央会企画管理部長の佐藤と申します。

このたびはこの研究会ということで、中小企業関係の損害賠償ということできょうは勉強させていただきに來ました。会議所さん、そして商工会さん等と、今、損害賠償に関しいろいろやっておりますが、なかなか遅々として進んでいない状況にありますので、こういった研究会を通して、ぜひ中小企業の方々に一刻も早く損害賠償、経営が成り立つ仕組みをつくっていただくようお願いできればと思っております。

【大 槻】 コープふくしまの、総務の大槻と申します。お世話になります。

私どもの生協、単協でございますが、該当のいわき・相双に支部がございまして、そちらのほうで被災された方が随分いらっしゃいます。共に支援活動をしておりまして、それ

に関連して訴訟ということ、損害賠償ということについて、こちらのほうからもコープふくしまとして、いま段取りを進めている段階でございます。きょうは参加させていただきまして、勉強させていただきながら進めてまいりたいと思っております。

【宍戸】同じく生活協同組合のコープふくしまの管理担当常務理事をしております宍戸と申します。

大槻より今あったとおりののですけれども、そういった避難地域、それから、これからどんどん広がってきておりますけれども、そういったところにいろいろ利用されていた組合員さんがたくさんおったというようなことで、事業的にも非常に被害を被っている部分もございまして、今後どのようにそういった損害賠償等を組み立てていけばいいのかということも含めて勉強させていただきたいと思えます。

「放射線安全フォーラム」の田中さんが除染活動を一生懸命行っていますけれども、そのようなところでもちよっとかかわって、除染ボランティアの窓口なども開きながら、何か今後の復旧とかに向けて広げていくことができないかということもありまして、参加させていただきました。

【富田】福島大学行政政策学類で民法を担当しております富田と申します。

私は、どちらかというと専門は家族法なのですが、今年はローテーションで「債権」と、夜の現代教養コースでは「日常生活と民法」を担当しております。

これまで原子力とかということについては全く縁がない生活をしてきたといえますか、特に関心を持って研究をしてきたことはございませんけれども、本日は、これを機会に少し勉強させていただくということで参加させていただきました。

【荒木】福島で弁護士をしております荒木と申します。福島県弁護士会の理事で、災害復興本部の委員ということになっております。

私は30年ぐらい前から相双民主商工会というところに、南相馬市にあるのですが、相談に行っておりまして、今回こういう震災がありまして、福商連などの相談会に2回ほど参加しております。相馬市も、法律相談とか電話の無料相談とか、そういうことをしております。

【清水】資料の確認をさせていただきます。最初に私のほうから論点提起というものをさせていただきます。次の資料は県の関係資料です。紛争審査会関連、県関連の資料です。次が、安藤裕規先生のレポート、次が荒木先生のレポート、それから農民連の根本さんのレジュメがあります。次が新聞記事です。これは、3月12日以降ずっと、福島民友新聞の記事の抜粋を私はしておりまして、その中で賠償・補償関連の部分をまとめたものです。これは索引のようにして使っていただければよろしいかと思います。次は、関連でウクライナ・ベラルーシ調査計画というのがあります。もしご希望の方があればぜひ参加していただきたいという意味で入れました。次に、富田さんの資料です。これは一番最後になっておりますが他意はありませんで、判が大きいからでございます。

以上です。口頭報告は、大峰さんが口頭報告されるのでしょうか。

順序ですけれども、私のほうから最初に論点提起をして、それから、弁護士さんから続

けて報告していただきましょうか。その後で、富田さんに報告をお願いして、根本さんのものは弁護士さんの後にやります。午前中に報告が一通りできれば、午前だけの参加の人はいいのかなど。ただ、それも難しいでしょうか。せっかく来ていただいたのでディスカッションしないと。なるべくそういうふうにしたいと思います。進行状況を見ながら適当に案配をさせてください。後からおいでになりました方、自己紹介をお願いします。

【野 中】県の生協連から来ました。よろしくをお願いします。

1. 論点の提起

【清 水】それでは、私のほうからごく簡単に論点の提起をさせていただきたいと思います。私は経済学をやっている者ですので、こういう問題は全くの素人です。とんちんかんな話をする可能性がありますがお容赦いただきたいと思います。

最初に大枠のところでの論点です。まず、損害賠償とか損失補償とかということが今問題になっているわけですが、そのことと生活再建や地域の再生ということはイコールではないと思います。この関係をどういうふうに押さえるのかというのが1つの論点であろうと私は思います。損害が賠償されればそれで住民がもとに戻れるわけではないということです。

それから、これは法律の皆さん方に教えていただきたいのですが、「賠償」と「補償」ということの区別です。損害賠償と損失補償というふうに普通使うように思いますが、これは法的にどういう区別になっているのか。つまり、東京電力がやるのは賠償であって国がやるのは補償であるというような解釈は多分間違っているのではないかと思います。そこを区別しながら論じる必要があるのではないかと思います。

3つ目に、誰が賠償あるいは補償をするかという問題です。これは、損害賠償のためのスキームが今提案されておりますけれども、よく議論されますのは、賠償の負担が国民に転嫁されるのではないか、あるいは電気料金に転嫁されるのではないか、電力会社が逆に救済され「加害者救済」ということになるのではないか、そういった論点があります。これは賠償の内容そのものとはちょっと違う次元の問題かもしれませんが、重要な論点として押さえておかなければならないと思います。

次に、原子力損害賠償紛争審査会の指針でありますけれども、これは皆さん既にご存じのとおりで、第一次指針が4月28日に出ました。このときは避難の指示、あるいは航行危険区域の設定、あるいは出荷制限の指示といった政府の指示に対応するという事で賠償の範囲が整理されました。5月31日の第二次指針におきましては、避難に伴う精神的損害という項目が加わる。それから、風評被害といった点がそこで追加されるということです。風評被害については、特に農林漁業と観光業に関する内容の整理がなされたわけです。6月20日に第二次指針の追補というものが出まして、避難の場合の金額とか、あるいは期限、そういったものがここで追加されました。7月中に中間指針が出る予定になっております。

次の2つ目の資料が、その紛争審査会の出している資料で、指針を表にしたものです。横軸が空間的な区別、縦軸が時間的な分類ということで、このように整理されているということになります。

戻りまして諸論点なのですけれども、1つは空間軸についてです。今、県は県民全体が被災者であるという見方から、避難しようとしまいと、営業上の損失を被っているといまいと、やっぱり被害は被害であるということで、全県民対象の精神的な被害補償を求める要望を出しております。指示に従って避難した者ばかりではなく、自主的に避難した者に対しても賠償の対象にすべきである。それから、間接被害に関して、取引相手が営業できなくなったというようなケースについて、間接的な被害についても補償すべきである。これは審査会のほうも補償するという方針を出しているようです。

2番目に時間軸についてなのですけれども、先ほど見たとおり時間的分類に関しましては、避難指示等が解除された段階までというような表になっております。しかし実際には指示が解除され、あるいは帰宅が実現した後でも、被害は相当長期にわたって続くわけがあります。それから、風評被害も同様にかなり長期にわたるであろう。これが補償あるいは賠償されるのかどうかというのが問題になると思います。

3番目、手続きに関してでありまして、被害者の側が挙証責任を負わされているというような実態があります。これは後から根本さんから報告があると思いますけれども、どこまで被害者側が挙証責任を負うのか、具体的に言えばどういう書類が必要とされるのか、どのくらいの分量なのか、それが非常に具体的な問題になるということです。それから、膨大な被害者がいる。これを、誰がどういう手続きで請求するのかということで、交渉窓口や交渉主体のあり方の問題も持ち上がっていると思います。

4番目に損害額なのですけれども、得べかりし利益の計算方法、これはきょういろいろと議論になると思います。それから、精神的被害に関しましては、一律にかなり形式的な扱いになっているようですけれども、これでいいのかということ、現行のやり方が妥当なのかどうかということが問題になります。それから、風評被害と計算の方法です。風評被害というものの定義をめぐっても、おそらくは議論がまだあるかと思えます。

最後に、地方自治体の損害というものをどう扱うか。税金がかなり減少することは間違いない。減少した分の75%は地方交付税で措置される仕組みにはなっておりますけれども、それでいいのかといった問題です。

それから他方では、いろいろな避難等に伴う経費の膨張、これをどこまで国がカバーできるのか、あるいは国がカバーすればいいのかという問題です。なお、地方自治体の存立そのものがどうなるのかということまで、やはり問題だと思っております、実際に現地に戻れるのかというようなこともあります。戻った場合に、新たな市町村合併というものも日程に上ってくる可能性があるとは見ております。自治体の存続そのものが危うくなるという前代未聞の事態に対して、誰がどうこれをカバーするのかという問題が、これから起こってくるのではないかと。

私のほうからは、極めて大ざっぱな論点提起ということで、以上にさせていただきます。

なお、2つ目の資料の2ページ目は、知事から総理に出された緊急の要望事項でありまして、全県に精神的な被害が及んでいる、自主避難についても補償の対象にすべきであるといったような内容です。

次の、資料8となっておりますのは県の窓口に寄せられた問い合わせの内容のデータでありまして、こういったような問い合わせがある、その傾向はここに書いてあるようなものであると。具体的な事例として次のページにいくつか挙げられております。

以上、全体的な問題提起とさせていただきますが、何か質問等がございますか。あるいはコメントをつけ加えていただく部分がありましたら出していただきたいと思います。一よろしいですか。それでは、安藤さんの報告に早速入らせていただきます。

2. 規範的損害論などについて

【安藤(裕)】私の場合には、ペーパー3ページということでもとめたのですけれども、私の事例を最初に報告しながら、それを手がかりにしてお話しさせていただきます。

事故原発から20キロ、30キロ圏内については、審査会の指針などについても出ておりまして、一定の指針のもとに損害賠償の枠組みをつくらうとしている。しかし、30キロ外の部分についてはどのような形で考えていったらいいのかということを考えるために、このテーマ・問題を取り上げました。

事例としては、Aという人が小野町で和牛の飼育農場、牧場を経営していた。約1,000頭の牛を飼育していたわけですが、その飼育にあたっては、彼は一生懸命に工夫をしながら阿武隈山地における「〇〇牛」というブランドをつくり上げて、ほかの牛よりもキロ当たりで300円程度高く取引されるまで頑張ってきた。ところが、原発事故のために、彼は3月23日に自分の出した牛の価格が1キロ当たり300円ぐらい下落してしまった。その後もどんどん下落する危険があるのではないかというふうに危惧したわけがあります。

この段階では、直接福島県内における牛の問題についての現在のような稲わらのセシウム汚染という問題は出てきておりませんので、風評被害だと見られるところもあるわけですが、やはり1,000頭からの牛を飼育していると、万が一何か起こったときに移動するとかそういうこともなかなか難しくなる。そういう意味では、今までの政府の発表等から見ると非常に不安が募る。そういうことで、30キロ外ではあるけれども、早急に代替的な場所を考えなければいけないということで、彼は新潟のほうに牧場を借りまして、そこへ移動するという形で対応したわけです。ただ、牛の場合には、飼育期間が30カ月くらいです。5～10カ月くらいで子牛として買い受け、その後飼育する。飼育期間の半分以上の場所が、いわゆる福島産であれば福島県内で飼育される必要がある。もう既に20カ月を過ぎているような牛ですと、ほかに移っても、やはり福島産ということになるので、一定程度この月数が経っているものについては今の阿武隈に置いておきまして、そうでない若いものについては新潟の牧場に連れていくというふうな対応をしたわけです。

その結果として、彼の場合には牧場の賃料が月20万円ずつかかっている。それから、空き牧場を利用するために600万円ぐらいかけて補修しなければならなかった。それからまた、小野町から新潟に牛を移動するための人件費・運搬費などもかかった。さらに、それを運営するためには人件費の二重負担とか、さまざまな余分な費用もかかったわけです。

そういう状況の中で、7月19日、政府は福島県内の和牛に対して、稲わらのセシウム汚染ということで出荷制限というような状況が出てきたわけですが、その稲わらの汚染についての問題は直接今回は十分検討されておりませんので、後ほど皆さんのお話を伺いながら検討してみたいと思います。

そのような事実経過の中で、今の時点で、Aの被害状況はどのように考えられるか。原

発事故に伴って、それまでの市場価格よりも1キロ当たり 300 円の価格下落が生じた。これが一つの損害になります。そして、大体月に30~50頭を東京市場に出荷しておりましたので、1頭の体重がおよそ800キログラム前後となると、1キロ当たり300円の減価というのは1頭について約24万円前後の減価になっているわけです。

それから、新潟のほうに空き牧場を借りて補修工事等を行ったという部分が2番目の損害の費用拡大の部分です。それから、非常に難しいところなのですが、一番根本的なところになるわけですが、被害の3番のところ、牧場の生産基盤である環境の汚染、いわゆる牛の飼育環境の汚染、これが大気汚染・土壌汚染・牧草・水・飼料の汚染というようなものが実際に被害として起こっている。さらには、牧場で働く人の生活環境の汚染というものもある。そしてまた、この生産物である牛や飼料などの流通過程においても従前と違う。それまでのところは特別出ていなかったわけですが、稲わらのセシウム汚染などが出てくると、流通過程における問題も出てくるというようなことがあります。

そのような被害は、数字にすぐ出てくるものと、数字には出てこないけれども非常に深刻な問題がある。我々弁護士としては、むしろ数字に出てこないけれども、被害として実態があるもの、それをどのようにして損害額として評価していくのかというところが一番の課題になると思います。

そういう点で、「課題と検討」というところに入らせていただきますけれども、通常このような原発事故などは広い意味では不法行為といわれているわけです。不法行為の中で、今回の場合は原発の事故については、原子力損害賠償紛争審査会が一定の指針を参考のためにつくって、それを指針にして当事者間で話し合っただけで決めるというのが損害賠償についての枠組になると思うのですが、審査会の指針というのは、原則が30キロ圏内の部分になるので、30キロ圏外については、不法行為の原則である「どのような行為によって果たしてどのような損害を誰に与えたのか、損害の中身はどういうものなのか」ということが検討されなければいけないわけです。

今回の原発の事故に基づく不法行為としては何が言えるのかといいますと、結局今回の場合には、東電の原子炉事故に伴って放射性物質を飛散させたというのが東電の不法行為であり、放射性物質が飛散していった。では、その飛散の結果どうなったのかというと、牛の生育環境である大気・土壌・水、こういうものが汚染された。我々人間の生活基盤と併せて牛の飼育事業ということで考えると、牛の飼育環境が汚染されたのです。

ただ、放射性物質が飛散したということは、新聞などでも今まで聞いたことのない単位の数字で、ものすごい量の放射性物質が東電の原子炉から放出されて、それが飛散しているところまではわかったわけですが、それでは、その飛散の範囲はどのようになっているのかというと、範囲が非常に大きいわけです。当初は20キロ、30キロではないかといっていたものが、今度は稲わら汚染のものが出たら、200キロも離れているところまで拡がり、飛散の状況及び飛散の範囲がわからない。それは環境汚染の範囲がわからないということになってしまうわけです。現実には、それらの資料については国や県は一定のものをつかんでいたわけですが、なかなか明らかにしようとしないうえ、今でも全部が明らかになっているわけではない。そういう意味では、放射能汚染というものの自身が、その状況把握が我々の側では非常につかみにくいという特色があるといえます。

そして、その汚染の状況は非常に広範であるし、放射性物質自体の放射線の放出という

ものが長く続く。いわゆる半減期などがセシウム 137 では 30 年、ストロンチウムだと 90 年とか、そういう形ですので、放射性物質の拡散というものは、放射線の放出が非常に広範に継続的になるという特性を持っております。それと併せて、放射能による影響は晩発性の影響もたくさんあるので、今の時点では目に見えず、将来的な予測も非常に困難である。そういうことが放射性汚染の特色としてあるわけです。

そういう面の反映として損害額をどのように見ていくのかといいますと、今回、例えば私は牛のことについてお話しするわけですがけれども、野菜とかそういう部分について話をした場合にも、野菜以外に山林の問題とか、住宅の関係の問題とか、放射線による環境汚染というものは非常に広範囲に継続的に続いていく。しかし、我々が取り上げることができる放射能汚染に伴う被害状況というものは、本当に部分的なものになってしまうわけです。また、時期的にも、今までの部分についてはどうかを言えるけれども、将来どうなるかということについてはわからないという状況があります。

将来の不安、また、将来発生する、もしくは発生した損害についてはどのように賠償すべきかという問題が残ります。

そういう中で、牛の飼育における被害を考えた場合には、政府は一応、放射性物質が飛散した状況下においての大気とか土壌・水・食物などについて、一定の暫定基準を設定しています。暫定基準を設定している場合、暫定基準を超えた結果が出たものについては、汚染結果がやはり違法である、それについては放射性物質や放射線に対する不安が募ってきますから、それを超えたということによって出てくる損害は、即相当因果関係のある損害と考えるべきではないかと思えます。

ただ、それでは暫定基準以下であれば害がないのかという問題になると、これは既に公害裁判などにおいて、暫定基準以下、国の基準などを超えていなくても、現実に被害が出ているときには、それは予見可能であれば違法性もあるという裁判の例などもありますから、暫定基準以下であった場合には、このような被害が出ているということをごちらが立証していけば、その部分は損害賠償の対象になるであろうと考えるわけです。

それだけではなく、また、今回の場合には東電とか国自身が、今まで「安全・安心だ」、「五重の安全策を講じている」という形で、被害の発生は絶対的に起こらないのだと保証したみたいな、保証責任のようなものを問うことが可能といいますか、問う必要があるのではないかと思います。そういう意味からすると、暫定基準以下であっても、誰しものが不安を持つような放射線の量などが出た場合には、それについての責任を追及することができるのではないだろうか、または、そうすべきであろうと思うわけであります。

そういうことを前提にしまして、Aの損害ということをご今の時点で算定しようと思った場合ですと、その損害は市場価格の低下というものがまずあります。これは風評被害的なものになります。それから、新潟の牧場の開設費用の損害、これらについて果たして相当因果関係があるのかどうか、本来なら小野町から逃げなくてもよかったのではないかと、また、待避するということがAの自己判断であって、東電の原発事故に伴うものではないということと言われるかもしれません。しかし今回の場合には、小野町自身が 30 キロのすぐ外側なわけです。それと併せて、放射線が飛散したときの水素爆発は、さらにその後何が起こるか誰しものが心配と不安を持つような状況であったといえます。現に小野町の多くの人々が避難したという事実も存在したわけですし、そういう面では、A自身がこの場

所で万が一自分が避難しなければいけないという事態になったときに、1,000頭からの牛をどうやって避難させるかということに危惧すれば、早めに移らなければならないと思うのは十分に理解できることです。そういう意味では相当因果関係——自分がAの立場だったら誰しもがそういう行動をとったであろう——があるといわれますので、本件の場合にはそういう形で相当因果関係があるといえるだろうと私は考えたいと思います。

ただ、先ほども言いましたけれども、放射能汚染によって害を受けたのは牛の飼育がそうなのではなくて環境汚染なのです。事業基盤の破壊、そして、人間の生活基盤の破壊というものがあつた。その破壊がどのように現れているのかという、そこを我々は実態としてできるだけ多く把握していつて、それを損害賠償の俎上に載せていく必要があると考えます。

今までのいわゆる損害賠償というのは差額補償・差額賠償が原則といわれています。要するに、こういう事故が起こらなかつたら得ることができた収入なり利益というものが、今回の事故が起こつたために得ることができなくなつた、その差額を賠償するのが不法行為に基づく損害賠償だという形でいわれているわけです。今の私の説明は、一応そういうふうな差額賠償の論理の前提に立つて、その上でさらに、放射能汚染に伴う賠償のあるべきものを少し考えたわけですが、そういうもののほかに、根本的にとらえ方を変えて考えるというものもあります。

公害訴訟とか薬害訴訟などにおいて「包括一律請求」ということが行われます。これは規範的損害論といわれたりしますけれども、本来、その事故がなければ変化する必要がなかつた、事故が起こる前の状態に回復させるべきなのだと、そういう基本的な理念を持つて、被害者が「健康で文化的な最低限度の生活」を送るに要する金額を支給させるべきだという根本的な考えを、損害賠償論の基本に据えるべきだということです。そういう面からすると、被害者及びその家族の状況に注目して、その生活を補償することを損害評価の基本的な原則にする。そうすると、よく一律請求という形で公害訴訟の場合に、例えば身体の不自由度がこのくらいの場合、亡くなつた場合はいくらというような形で、被害の程度に応じてこのくらいの金額補償というような考え方をとつてやっている部分もあります。

そういう意味では、原発の事故による環境汚染、そしてそれに伴う事業基盤とか生活基盤の破壊の損害補償・賠償というのは、どういう形であるべきなのか。日本では原発事故における実質的な損害賠償というのは初めてになりますから、そういう問題はどのように考えるべきなのか。環境汚染に伴つて牛の飼育ということと同時に我々の生活自身も破壊された。さつき清水先生がおっしゃつたような地方自治体のさまざまな社会資本なども破壊されているわけです。個々人の生活者としての損害賠償の考え方と、自治体などの損害賠償の考え方があるのですが、むしろ環境破壊が事業基盤・生活基盤の破壊にどんな形で現れていくのかを見ていく。そうすると、その現れているものの中で畜産業者が請求できる部分、畜産業者にそれを補償すべきものは何なのかという形で考えていくのが、よくわかるような気がするのです。

ただ、理念的にはわかるけれども、それを今度は既存の法律概念なり法律理論でもつて、どのように説明できるか、説得できるか、加えて、損害の金額をどのように算出していくかとなると、またやはり難しい。そういう面では本当にまだまだきょうは一応報告させていただいて、皆さんからのいろいろなお知恵をお借りしたいなと思つて臨みましたので、

とりあえず私の報告を終わります。

討論

【清水】今の報告に関してディスカッションしたいと思いますが、質問等をお出しただけであればありがたく思います。

【佐藤】今、先生に貴重な話をいろいろ伺って、まず基本的に課題と検討の一番最初、「本件は30キロ圏外となるため、一般の不法行為責任の有無が問題になる」ということで、30キロ圏外の方はこういう不法行為的なところで今のところは論争するしかないということなのですか。30キロ圏外で営業などをやっている方々というのは、いわゆる原賠法の中の無過失・無限責任、責任集中という、その中の大きくくりではなくて、あくまでも30キロ避難区域外になってしまうと、今度は一般の不法行為責任の有無ということが基本ベースになってくるという理解ですか。

【安藤(裕)】30キロの中だと、審査会のほうでも、基本的にはそこに不法行為というものが実質的にはあると。30キロの中だとするとそういう侵害行為があるとみられる、推定されるわけです。だから、請求者側はそういう部分を主張したり立証したりしなくても、自分はこれだけの損害を被りましたと、自分の損害額を計算して請求するという形でいいことになると思うのです。

ところが、30キロ圏外だと、自分のところがそういう放射性物質が飛んできたためにこのような実害を被ったという、いわゆる放射性汚染が違法な状態だと主張・立証する責任を被害者側が負う。30キロの中と外ですぐに区別がつくわけではないけれども、一応法理論的には、そこを一つの区切りにした。その中であれば、放射線がどのくらいあったとかということは言わなくてもよい。そういう意味で、30キロ圏外になると、自分のほうでそういうことを主張して立証することになってしまう。

【清水】実際、30キロというのは汚染の実態と全然無関係に勝手に引いたゾーンですから、それを審査の基準にするというのはちょっと理解できない部分があります。

【荒木】法律上でいけば、原子力損害賠償法の無過失責任なのです。30キロを越えようと越えまいと。ただ、因果関係の問題なのです。30キロというのは政府が指示したから、結局、政府も責任を認めている、そういう前提になっている。だから、30キロを越えると確かに今おっしゃられたように立証責任が大変になってくる。一般社会通念でどうかという問題になってくるわけです。その違いだけです。

【安藤(裕)】30キロ外であっても、故意とか過失とかという部分は問題にならないわけです。因果関係という部分と損害額という部分をこちらが言っていく必要が出てくるだろう。

【荒木】原子力損害賠償紛争審査会の指針というのは目安に過ぎないのです。法的に

何か意味を持つものではない。

【佐 藤】現実的にはだいぶ縛られていますよね。

【荒 木】実際にはそうですね、単なる目安です。

【清 水】そうですね。訴訟になった場合に必ずしもあれが基準になるわけではない。

【荒 木】ただ、なる可能性が高いのです。

【佐 藤】東電は、あれを盾に、あれが出ないうちは出せませんとか、ほとんどそういう言い方しかしていないような気がします。

【荒 木】紛争審査会の指針は、東電が賠償する際の目安を示しているものです。東電は理屈上は素人ですから、賠償の指針を示しましょうと示しているから、東電はそれに従うのが普通です。独自の判断はあるかもしれませんが、ほとんどないでしょう。

あと、紛争審査会の下にADRとって裁判外紛争解決機関をつくる予定で動いているわけですが、そこだって、紛争審査会で指針を示して、その下でつくるわけですから、当然その指針が目安になるでしょう。

裁判所の場合は、指針そのものが今までの判例をいろいろ検討してつくっているものですから、やはり裁判を起こしても同じようになるのではないか、そこをいかに突破していくか。一般県民の意識・常識と全然違うではないか、実態も違うではないか、いかにそこを主張立証できるかということにかかっているわけです。そういう関係にあります。

【佐 藤】わかりました。ありがとうございます。

【———】事業者が避難区域内で 250 万円上限で、あれも相当資料を求められるています。やはり立証しなければいけないわけです。

【根 本】それがこの様式なのです。我々、東電側と丁々発止してやっとできたものがこれなのです。これは満足していないのですけれども、それでもかなり三期の決算書とかをやっているのです。

【———】それが、さっき先生がおっしゃったような立証責任の転換という形の概念の中には入らないのですか。

【安藤(裕)】結局、今こちらが出すことを求められているのは損害の部分、損害額なのです。東電のほうは責任はありますよ、だから払う義務はありますよと。しかし、あなたにいくら払ったらいいか、その基準と資料がないから、とりあえずあなたのを出示してください。その場合には、一応3年間の所得証明とか、そういう資料を出してもらえばいいで

すと向こうは言っている。それに対して、その資料に対しては不十分だから、実損害はこうこうだからこうすべきだということを言えるという形になるわけです。

【清 水】一つ質問があるのですけれども、被害が相当長期にわたって続くわけです。実際にどれだけの被害が発生したかということは、過去形で現にこれだけの被害が発生していると、それで請求するという形になるような気がするのです。その場合に、将来起こり得る被害というのはどういう扱いになるのか、ある意味では、その都度、その都度、毎年、損害賠償を請求していくということになれば、言ってみればその期間中ずっと仮払いが続くという状態になるのか、あるいは将来起こる被害をあらかじめ想定して計算して、それをある時点で補償してそれで終わりにするのか、どういう扱いになりますか。

【安藤(裕)】両方選ぶことができると思います。可能性は両方ある。ただ、通常は交通事故などの場合とか労災などの場合に、腕を挟んで落としたという場合ですと、労働能力喪失がどのくらいになるかということで将来の収入を推算して、その金額を請求するということがあるわけです。今回のような環境汚染という形で、何を請求するかですけれども、例えば農業の場合に土壌が汚染した、土壌のセシウムが基準以上になっているけれども、これは土壌を改良すれば直る。すると土壌改善費用というものでそれをカバーするという方法と、それから、例えば15年ぐらいはそこで耕作ができない。すると、15年ぐらいの所得をどのようにするかという形で、将来の損害を今の時点で計算し直して、それを請求する。もしくは、毎年毎年、そういう部分について仮払いみたいな形というか、仮払いではなく終わった部分の損害請求、一部請求という形でやっていくこともあり得ると思うのです。どれがいいのかはわかりませんが。

【荒 木】そういうものについての将来設計はなかなか裁判所は認めていなくて、肉体については逸失利益はあるのですけれども、例えばこういう酪農家の場合の損害については、原発事故が収束するまで損害がずっと継続していたといった場合、やはり一部請求していくしかありません。一部請求というのは、例えば3月11日からきょうまでの損害を全額請求するというのが一部請求です。仮払いというのは、損害はそれだけあっても250万を仮に払うというのが仮払いです。実際はその半分くらいしか払わないわけです。

【清 水】そうすると、一部請求をかなり長期にわたって繰り返していくということですか。

【荒 木】そうです。けがとか何か以外は今の裁判ではそうになってしまうのです。ただ、そこを将来請求を認めさせるかどうかというのも、やはり切り開かなければいけない問題ですけれども。

【大 峰】交通事故などの場合における逸失利益の算定は、あれもフィクションですけれども、数式化されていて、ある程度定型化されています。けれども、今回の原発問題は、そもそも将来の利益はどんなものなのかが分からない。それがどこまで続くかも分からな

い。交通事故の場合だと、人間は67歳まで働けるとか、年収がいくらあったとかということに基づいて、中間利息を控除して、フィクションとしての損害を計算するという理屈が成り立っています。けれども、今回の原発の問題については、そんな理屈はそもそも誰も考えていなかったことなので、その理屈を一から作らなければいけない。そうなってくると、しばらくの間は、現実的には、将来分を一括して請求するというのは実務の感覚としては現実的ではなくて、その都度、その都度、請求するという方式にならざるを得ないのではないかと思うのです。

【——】今回、5月31日に我々と東電側と決めて、6月1日から30キロ圏内の方の中小企業者の方々の仮払いを始めたのは、やっぱり先生がおっしゃったように、将来利益は認められません、それを認めれば原賠法の対象にはできませんからとくぎを刺されました。ですから、3月12日から81日間だけ。そうすると、また過ぎているのです。それ以上になれば、将来的にとかいろいろ言う、損害賠償の対象にならなくなってしまいますからだめですよとくぎを刺された覚えはあります。

【——】過去の判例の理屈とおりですからよくないわけですが。

【安藤(裕)】そこで、いわゆる放射能汚染というのは生活基盤なり生産基盤の破壊だ、そこを不法行為として見ていくかどうかということが、将来的な部分の請求をそこに合理化するかどうか。今までの裁判の例としてはないわけですけども。

【荒 木】清水先生の論点メモでいうと一番最初におっしゃられた損害賠償と損失補償、この問題と生活再建・地域再建は全く別物である。だから、やっぱり一時的にお金をもらったからといって、例えば働けるといのは喜ばなわけですけども、その喜びがないまま、いくら賠償金をもらったところで…。だから、生活を再建しなければならぬのだということになってくると、冒頭のように牧場をやりたい、そのためには何が必要なのかということを考え直さないと、損害賠償だけをやっていると地域の再生はなかなか見えてこないという問題になるのだらうと思います。

【安藤(ヨ)】質問なのでですけども、その生活基盤の話よりもっと現実的な問題として、この事例の人の場合には、小野町に残した牛と新潟に移動させた牛とがあって、小野町に残してきた牛にしても出荷制限が今回出された。その前と後でこの補償の問題はどうなるのか。それから、新潟に行った牛については、これは新潟に限らず牛肉が売れないということで値が下がってしまっているのは、全国的に牛肉販売をやっている人もそうだし、肉牛を飼育して販売している人もそうだけれども、その人の場合の損害というのは、ではどうなるのか。出荷制限は福島県だけなのでですけども、その辺のフェーズの違う問題というか損害の中身というか、それについては損害論というものをどういうふうにとらえるのか、そして、それとまた生活基盤ということから考えるということがどう関連してくるのか、お答えいただければと思います。

【安藤(裕)】その点は、この人の場合は、福島に置いていたものは既に出荷時期になっている部分なのです。新潟のほうに行ったのは、まだ購入して間もないものだから、出荷時期がまだ来ていない。そうすると、全部で30カ月のうち、10カ月で購入して、5カ月以内のものが多く新潟に行っていると思うのです。そうすると、出荷時期はまだこれから1年くらい先になるという形になります。

今度、福島にいたものについては、今言ったように出荷時期が来ていて下落しているというものが現実として起こっている。それについて、今度は出荷制限という形で政府買い上げ、買い上げ価格をいくらにするかという問題になるのかなと思いますけれども、ただ、事実経過は本人に確認しておりません。

【清水】もう一つ、最後のほうにお書きになっている「規範的損害論」というものです。言ってみれば、事故がなければこういう生活があったはずだ、その状況を回復しろという、これは法律的に認められているというか、判例として確立しているのですか。

【安藤(裕)】判例という形では認められていないです。判例は、基本は差額賠償制度なのです。事故前と事故後の所得なり、そういうものの差額が基本です。ただ、そういう公害とか薬害とか、結果が非常に悲惨な部分があります。実際の生活としてかなりつらい生活をしてきたということがありますので、そういう面では一括的に最低限度これくらいの生活は行われるべきであったという規範的な損害論という形で主張されている。裁判所は、そういう理論はとらないけれども、金額としてはそういうものを実質的に含めて一括支払という形で行われているのがあります。

【荒木】どちらかというと慰謝料にしています。ただ、今回のものも、例えば公害訴訟のようにとらえれば余地はあると思います。

【安藤(裕)】以前のは目に見えるわけです。今度の場合には放射能による汚染といったときに、やっぱり放射能汚染がどういう状態で起こったのかというと、今のところはやっぱりすぐに我々が目に見えるような汚染ではないわけです。放射線量が幾シーベルトとか、あとは物質の中には何ベクレルとかという形になりますが、数字はわかるけれども、それが我々の感情として受け止められにくいのです。そういう面では規範的なものというものは出て来にくいところがあります。

【荒木】上の議論と下の議論を分けないといけない。酪農の場合は経済的な損害なので、こういう相談は今もあるし、これからもいっぱい来ると思います。福島県の鉱工業の生産指数とかありますが、3～4月はがたんと落ちているのです。ともかく、いろいろな分野につきまして価格がこんなに落ちたという資料的な裏づけというものは非常に欲しいのです。そうでないと、裁判で実態がこうだったということで闘うようなことになってしまうものですから、裏づけとしてこんなに落ちているというものが本当に欲しいのです。

あと、下の「包括請求」については、例えば体については、病気になったり疾病になったり、あるいは症状が悪化したりということでないと今までは認めてきていません。です

から、何の被害もまだ出ていない、放射能をかぶったというだけでは、今までの理屈では非常に難しいのです。そこはこれからの研究といいますか、ヨーロッパのほうでは随分被害が出てくると言っているわけですがけれども、チェルノブイリの経験などがあって、どれくらい被害が発生するかということについて、本当はそこまで研究しなければいけないのかもしれないのです。でも、今のICRPの基準ではそんなに出ることになっていません。ですから、単に放射能をかぶった、生活が大変だというだけで、今の裁判で聞えるかというと非常に難しいのが現状です。

【根 本】農業損害額というのは出荷停止があった4月の時点で、前年ぐらいで損害額ははじき出せるのです。私どもでも計算しますと大体80億円ぐらいだろう。全県での損害額というのは、概数であってもこれくらいの被害があると。指針の範囲を突破していかなければ、この細かい指針の中で右往左往状態になっていて、東電はそれを全部指針の範囲内でしか払わないけれども、我々が持つべき根拠というのがこれだけの損害ですよというふうにきっちり言える。荒木先生がおっしゃるように、行政資料は、私は農業などもそうだと思うのですけれども、相当あると思うのです。福島県は、農業を全体とすれば2,500億円しか総生産額がないわけですから、すると、それはこれくらい今の中で出荷制限を受けたり、風評を受けてこのくらいの被害があるということをやはり我々もきちんと出す必要があるだろう、それはやっぱり行政だろう。そこでないと、みんな自分がどれだけ被害を受けたかわからないわけです。どう請求したらいいかわからない。

【富 田】感想程度のことしか言えないのですけれども、まず包括請求・一律請求について、これは公害訴訟のときに、原告側がこれを主張しようとしたが、ただ、これは被害がかなり同質のとき、たとえば名古屋の新幹線訴訟であれば、その沿線の人はかなり同質な被害を被っている場合に有効な考え方です。それに対して、先ほどの差額説からいけば、収入の多い者ほど損害賠償額が膨れ上がってしまう。そういうときに、ある意味では原告団の団結が崩れてくるという問題があります。

そうすると、放射能汚染については、それは新幹線の沿線であるとか、大阪空港で騒音にあっているというようなごく限られたところでなく、数県にまたがるような被害者が散らばっているようなところで、この包括請求・一律請求、しかも、ここでは経済的な損害ですが、これは非常に難しいのだろうと思います。そういう印象を持っています。

だからといって、先ほど安藤先生がおっしゃられるように、損害額の算定方法というのは非常によくわからないというか、損害額の算定が難しい以上、やはり何らかの形で一律請求というものを認めない限りは、そのうちに行き詰まるような気もしています。

もう一つは、相当因果関係という概念です。確かに、昨年の収入はここまでだった、今年はこれだけ減っていたという事実的な因果関係というのは立証しやすいというか、民法でもこれはできるものだといわれています。ところが、実は相当因果関係というのは、賠償の範囲を制限していくルールなので、これが全損害だというのを絞り込むものが相当因果関係だったので、時々考え込んでいるのですけれども、要するに、原子力災害のときには故意・過失の立証は必要ない。そうすると、一番決定的な問題になるのは、この因果関係がどこまで及ぶのかということですが、それを、絞り込みのルールである相当因果関

係という基準でいったら、ひよっとしたらかなり狭い範囲に絞られてしまうのではないか
という危惧を実は私は持っています。

ただ、例えばJR東日本が、今常磐線が止まっている、それで昨年の収益はこれだけ、現在は止まっていて収益はこれだけ下がった、これの全損害を損害賠償せよと東電に訴えたときに、全部認められるかといったら、やはり相当因果関係の範囲で絞り込むというのはある程度合理的だと思うのです。それと同じように、農業であるとか、そのうちには漁業も出てくるでしょうけれども、同じ相当因果関係という概念で絞り込んでいいのかなという危惧を私自身は持っています。

【清 水】だいぶ大きな問題提起ですが、後で議論させていただくことにして、次のレポートをお願いしたいと思います。荒木さんでよろしいですか。

3. 南相馬市の現状から

【荒 木】「南相馬市における被害の状況とあるべき損害賠償の課題」ということで先生から指示を受けまして、プリントにあるとおりでございます。

ここに、まず被害とありますように、加害者がいて被害者がいる、やはり人災であるといわれておりますので、単なる災害ではない、被災者とは違います。

1番、南相馬市の被害の状況と課題ということで、項目別に分けております。(1)が住居を奪われている、あるいは奪われた被害と損害、狭い意味では不動産・動産などの被害です。(2)が仕事を奪われ仕事がない被害と損害、営業損害です。会社などの損害が含まれます。(3)は労働者の賃金の補償です。(4)が生活費がない被害と補償ということです。(5)以下はその他です。そのようになっています。

まず、(1)の住居を奪われているという被害というものは、小高区と原町区の一部の警戒区域について、それから原町区の一部の計画的避難区域、こういうところについて問題になってくるわけです。住民からは、相談していても、いつになったら戻れるのかという話になってくるわけです。

この点で参考になるのが大熊町のアンケートなのですが、[元の町に戻るまで]1~2年なら待てる[という人が一番多いのですが、]戻らないうという住民が9%なのです。そのような現状があります。法律相談を受けていまして、複数の人から、自宅の修繕に行けない、どうしたらいいとか、機械のほうも修理に行けない。下の浪江町の男性もそうですが、車とか住居をぶん投げてある、どうしたらいいかということです。それから、田畑は買い上げてもらいたいとか、昔の姿のまま戻してもらいたいという現状で相談を受けることになるわけです。

では、そういう警戒区域などの宅地・建物についてどうアドバイスしていくかというのは非常に難しく、弁護士であっても、事故が収束するまで待ってくれというのが大方ではないかと思うのです。

では、原発事故は収束するのかという問題で、収束しても、水素爆発とか水蒸気爆発の可能性がゼロといえるのかという問題があるわけです。圧力容器に10センチぐらい穴が開いているという話です。圧力容器の下というのは平らになっているわけではなくて、制御

棒がいっぱい突き刺さるので、そういう間に入っているのでしょうか。格納容器も一部破れているのではないかと。そんなところに 2,800 度の熱いものがあるわけですから、スリーマイル島でも、それを見るのに 7 年もかかったというのですから、わからないわけです。そうしますと、取り出すなどというのは 10 年以上かかる話ですから、周りから全部囲うしかできないのだろうという感じがします。水蒸気爆発が仮にでもありますと、チェルノブイリの倍ぐらい放射能があるみたいですので、20 キロ圏内どころではなくて、日本が住めない現状です。そういう危険性はある。

それから、戻すとすれば、20 キロ圏内の放射能汚染をきちんと除去しないとだめだと思うのです。今のままでは戻れない。ところが、この紛争審査会では、除染費用は住民が請求すればできるのだから、戻ってから自分のうちを除染して、そのお金を請求するという建前をとっているのです。ひどい話で、東電はもちろん、国も、やはりきちんと除染しないといけないだろうと私は思っております。戻るにしましてもそうです。

戻れないという場合に、その区域の 20 キロ圏内を東電とか国に買い上げてもらって、ほかの町に新たに町をつくる。双葉町とかもそうですし、自分の町に住めないわけですから、ほかの町でいつまで町が維持できるのかといたら、なかなか難しいと思います。戻れないのであれば、自分の町は山のほうでも何でも使えないですから、別な町に町をつくって、そこを買い取ってもらって与えてもらう。それで住むということしかなくなってくるわけです。そうしたら、住んでいる住民が承認するかというと、みんな戻りたがっているのです。ここにジレンマがあるわけです。東電や国が出してくれるかと思ったら、そこまで金があるかというほうが現実的な問いだという悩みです。

私自身は、「戻れないだろう、そういう前提で不動産とか動産の損害を請求しなさい」「もし戻れたら、その間の補修費用だけ引いて返せばいいのではないかと」ということを言っているのですが、とにかく今は様子見の状況です。6 カ月とか 9 カ月とかいっていますので、今年の 12 月か来年の 1 月が過ぎれば、どうなのかというのがある程度わかってくるのかもしれないけれども、まず、財産を失ったそういう損害があります。

それから、(2) の仕事がないというのが一番問題です。南相馬市において、3 月 11 日現在は 7 万 1,000 人いたのです。これが 7 月 18 日現在だと居住者数は 3 万 6,641 人で、半分は超えています。特に、子どもとか子どもを持つ親が避難していないわけです。また青年層も、仕事がないものですから岩手とか宮城などの復興事業などに行っている。私も狭い範囲でしかわからないですけれども、うちの甥っ子は 2 人とも別々にそういう仕事をやって忙しい。そういう仕事はあるのです。ただ、南相馬市においては仕事がない。それから、南相馬市にあった会社が相馬市とかほかの県に撤退したりしています。こういう状況で老人しかいないという、希望がないような状況になっているわけです。

そういう中で法律相談ですが、建具業者の方で、工場も機械もすべて失った、年齢的に無理だ、住むところもない、どうやったらいいのだという相談がありました。それから、避難中の建築業者ですが、このままではやっていけない、これから得意先を見つけるのは困難だと。本当に大変な状況にあって、どちらかという老人だけで仕事がないという展望が持てない状況、ゴーストタウンというひどいのだけれども、本当にそうなりかねないような元気のない状況です。

市長は一生懸命に市民を戻すことに躍起になっている。これは市の回復のためなのだろう

うと私は思いますのでいいのですけれども、しかし、子どもさんを無理に戻していいのかと、逆にそういう問題がありまして、まず、やはりきちんと除染して戻れるような状況をつくらないと、やたらに戻すわけにもいかないのではないかと私は思います。

また、仕事がないところに戻れない、どうすればいいと言われて、僕らも展望を示せない法律相談から帰ってこられないものですから、やはり、行政のお金で早く復興をやってもらって、そうすれば仕事ができますのでそれまで頑張ってくれといっても、もつのかどうかという問題があつて、相談がやまなくて2時間ぐらい帰ってこられないことがあります。

問題は、営業について補償はあるのか、またいつまで補償されるのかということです。この紛争審査会の指針では、補償は原発が収束するまでではないか。おそらく今年の12月とか1月なのか。それ以後、どうして食べていくのかというのがない。

それから、指定区域外は風評被害と、今、間接被害も案が出ていますけれども、まだ確定的ではないので、中間報告が出そうですが、それを除いて補償なしとなる公算が大きいということです。

法律相談を受けていまして、酪農家の方ですが、乳牛というのは仕事を再開したからといってすぐに乳が出るわけではない、5年もかかるということです。聞き間違いではないと思います。そうしたら、5年も補償してもらわないととに戻れないわけです。

それから、30キロ圏から離れて31キロぐらいだったでしょうか、同じ原町でも指定がなかったところですが、子どもの福祉施設を運営している方です。40代ぐらいに見えましたが、土地を買って家を建てて子どもたちを預かる施設を建てたばかりなのです。ところが、子どもを預けておくことに親が不安を感じていて、私もこのまま子どもを預かっていて非常に不安だと。だから結局やめることにしたということで、これも指針では補償がないケースです。安藤先生の酪農と一緒に頑張っていけないといけないケースです。

【清水】 こういう場合、補償はないのですか。

【荒木】 審査会ではないわけです。

何らかの意味で、警戒区域とか何かの指示を受けた区域でないと書いていませんので、それ以外に書いてあるのは観光業などの風評被害と間接被害だけです。

あと、労働者の賃金の補償ですけれども、僕らのアドバイスとしては雇用調整金、あれも厚生労働省は使っていないということを言ったのだけれども、現場では使ってはだめだということで、随分もめたようです。雇用調整金というのは不景気だから使うもので、災害あるいは原発で使うものではないという発想だったようですが、厚労省は使っていないということでした。あとは、失業保険です。そういうことでアドバイスをしてきました。

この指針では、労働不能による労働者の損害ということで、不能だけではなく一時困難になったものも入るのでしょうけれども、一応補償することになる。ですけれども、いつまで補償されるのかということになると、やはり営業損害と同じです。収束するまでということになるとと思います。それから、やはり指示区域内の問題になってくると思います。労働者の問題はそういうことであります。

それから、4番目が、生活費がないと生活していけないのが大きな悩みです。一時、南

相馬市も、言いにくいのですが、食糧などの援助物資も避難所を優先して、そっちにしか持って行っていませんでした。ですから、自宅で待機している人はもらいに行ってももらえなかったのです。ひどい状況でした。そういうことで仕事もないものですから大変な状況があるのです。生活費についてはこの指針では、いろいろな場合に分けて書きましたけれども、警戒区域の避難所の場合は、事故後6カ月はいた場所によって、避難所などであれば12万、アパートなどであれば10万ということで、1カ月ずつそういう金額を出している。こういうのは6カ月だけです。それ以後はどっちにいても一律5万ということで、それは今後の検討ということで、仮設住宅に入ってしまうと出ないでしょうが、月5万というのは、これでは生活できないわけです。

また、屋内退避区域については、そこから避難した場合は警戒区域と同じように補償を受けるというふうに読めるのですが、これは1カ月ぐらいで終わってしまいました。緊急事避難準備区域につきましては、やはり避難した場合は警戒区域と同じということです。しかし、8月にはもう解除される予定です。すると、それ以後は補償がなくなってくる。計画的避難区域については警戒区域と同じように考えられるだろうと思います。指示区域を外れたものは何の補償もないという状況です。

こういうことで食べていけないものですから、福島県弁護士会は民主党のほうに意見を出したのですが、災害救助法23条2項で都道府県知事が生活費を支給できるのではないかという点です。今までの考え方は、救助というのは物に限る、物資に限るということで厚労省も頑張っているようなのだけれども、おかしいのではないかと、条文でこうなっているのではないかと、これは淡路大震災のときにつくられたようですが、やはりきちんと生活費が与えられないと生きていけないということです。

問題は、そのほかの被害については補償がないということで、30キロ離ればみんなそうですから、福島だろうと郡山だろうといわきだろうと、これだけひどい目に遭っていても指針の上では補償がないという状況です。

まとめにいきます。補償がやはり限定的である。審査会が文科省の下にあるし、ADRもその下にあるということで、加害者の下にあるようなものです。日弁連も言っていますけれども、内閣府の下に置くべきではないかということです。

それから、東電とか国による除染です。私個人の考え方ですけれども、外部被曝も内部被曝も合わせて、ICRPのいう年1ミリシーベルト以内に抑えるべきではないかと私は思っております。外部被曝については、それを1ミリシーベルトを目指して、東電ないし国の責任で除去すべきではないか。先ほど言いましたように、20キロ圏内に戻す場合も当然そうなります。やはりイメージアップを図って復興していくためには、マイナスをゼロに戻してもそれではだめなので、やはり、東北一きれいだ、日本一きれいだというクリーンな町を目指していくぐらいの気持ちでないと、とても人は回復しないのではないだろうかという気がしております。

また、内部被曝について、高過ぎるのではないかと私は思っています。暫定の時期は終わって、つまり、今の暫定規制値というのは、セシウムに関していえば年5ミリ、ヨウ素についていえば年2ミリを、そこから逆算して出しているわけですが、この間の朝日新聞などでは厚労省の調査で、今までの実態から予測しても年0.1ミリシーベルトくらいにしかならない。それだったら、ずっと下げて、食べるものがみんな安心だと持っていかない

と、学校で給食をやめて弁当持参とか水筒持参というのは少しでも実態に合わせて基準値を下げて不安を除くべきではないだろうかという気がしております。

【清 水】下げるというのは、厳しくするという意味ですね。

【荒 木】先ほどちょっと言いましたように、被曝自体の慰謝料はICRPの年1ミリシーベルトで計算するとほとんど出ないのです。本当にそうなのかという疑いがあるのだけれども、1,000ミリで5%、100人中5人です。だから、1ミリの場合には、計算上では10万人に5人ぐらいです。それが、僕らは年間5ミリも浴びていない。5ミリあったとしても25人、それで、ここは30万都市ですから3倍しても75人。それが、これから今後50年以内にがんとか遺伝的影響が出る数値になるのです。これで裁判をやれといわれても、これは無理です。

ただ、ヨーロッパのほうではこれから200キロ圏内で22万人が10年以内に犠牲になるとか、スウェーデンとかイギリスの人の数値が出ているのだけれども、なかなかいろいろな問題があつて、僕らが調査に行かなければいけない、行つたつてわからないだろう、いろいろな理屈が違いすぎて。そういう現状なのです。そういう点は学者の先生方をお願いしたいところです。そんなところです。

討論

【佐 藤】この中の2ページ目の「補償はあるか、また、いつまで補償されるか」というところです。「指示区域外は風評被害を除いて補償はなしの公算となる可能性大」といいますと、例えば、福島に事務所のある建設業者の方が、例えば原町、いわゆる避難地域で工事をやったのですけれども、止められてしまった。本当は5月か6月、7～8月でもいいのですけれども、ある工事があつたはずだと。これは実害なのか。

【荒 木】実害ですけれども、それは間接被害で、今、新聞には載っていて、この中間報告試案にも載ってくるところです。20キロ圏内で取引をやつていて取引先を失つたとか、そういう間接被害については載ってきています。

【佐 藤】急ぐという考え方で、どうせなら一緒にたに福島県自体を、事業被害、生活関連被害対象ぐらいにしてもらえないのでしょうか。対象被害区域外とか内とかというのも、理屈は要らなくて済むのではないかと思います。それを先生方でぜひ何とかお願いしたいと思います。そうしないと30キロという見えない世界の中でのものすごく不公平感という失礼なのですが、そういう見えない何かがあるのかなと思います。

【荒 木】その通りです。財務省が許さないのです。今の被害だって、この損害賠償を払つて、では、原発を廃棄する費用、復興費用、全部かけたらおそらく100兆円くらいかかってしまうのではないのでしょうか。その場合に国が破算するでしょうね。だから、あちこちで財務省がネックになっています。

【佐 藤】福島県で生活できなくて、そうしたら、結局、国が破綻する前に福島県が破綻して。

【荒 木】だから、財務省があれなのです。でも、本当に被害はそんなに違いはないので、福島市のほうが放射能は高い。

【———】先ほど、安藤先生のほうから、原発がボンとまき散らして、それが結局、不法行為との関係で責任があると。まき散らしたものが今ここに存在していて、20 キロ圏外だろうが、法律の責任との関係で、まき散らしたものを取り除きなさいと。よく除染というものが出ているわけですがけれども、除染は国がやるべきではないかとか何とか、いろいろ言われてはいますけれども、そういった公的な責任との関係で、誰がやるかは別として、そういうことをきちんとしていくことは可能なのか、どうなのでしょう。お聞きしたいのですけれども。

先ほど、損害賠償と生活の基盤なり経済の基盤というものをイコールにしていかなければならないという問題提起があったわけですが、それとの関係でも、賠償を何らかの形でしていかなければならないとなっているわけです。そうしたものを片づけるというか、なくすことはできないにしても、基盤を整えていく、それに対する責任を追求していけるものがあるのかなと思います。

【安藤(裕)】放射能汚染があると、これが違法な状態であれば、それを取り除けということを要求できるわけです。よく法律の世界で出てくるのは受忍限度かどうかということです。シーベルトであると、例えば土壌が汚染した土が何ベクレルまでは受忍限度だ、まして東京電力は電気事業という公益的なことをやっているのだという形だと受忍限度が高くなったりすることがあるわけです。

この辺はまだ、環境問題として、今、我々自身もどの地域がどのくらいかということについてなかなか知りえなかったわけです。最近徐々に出てきているわけですがけれども、チェルノブイリの立入禁止の20キロ範囲内みたいなところに現に飯舘村もなっている。それをそのまま置いていいのかというのは、やはり我々県民が声を上げて、生活できるまで戻せという要求をしていくのかどうかというところがあるでしょう。例えば、10 シーベルト以上の部分について土壌を除染しろというのか、1 シーベルト以上については除染しろという形でやっていくのか。そこについては、基準が今のところないわけです。以前などもカドミウム汚染などの場合ですと、一定程度以上はみな土を入れ替えしろという形でやったわけですがけれども、あの場合にはまだカドミウム汚染の地域は狭かったです。原発による放射能汚染の場合にはすごく広範囲なわけです。こういう部分では、さっきの予算とか全体的な政治の問題が関係してくる。我々住民のサイドから言えば、生活基盤を戻せ、もしくは事業基盤を戻せというのは当然そうしたいわけですがけれども、それを法的な権利としてできる部分と、どこまでを線引きするかというところは、まさしくやはり緊急性とか力関係になってくるでしょう。でも、我々住民からすると、少なくとも生活環境の部分に戻せ、除染しろと言っていきたいです。

【清 水】私から一つ質問なのですけれども、農業のように、毎年繰り返し、基本的には同じようなことを行って収入を得ていくという場合には、前年度の所得なり収入なりを基準にして損害を計算できると思いますけれども、そうでない事業の場合、常に新しいことをやっていながら営業していて、それができなくなった場合の損失、ここでいえば福祉施設をつくろうとして設備投資をした。しかし、これができなくなってやめたという場合、先ほどのお話だと審査会の指針によればこれは補償の対象にならないということになってしまうのですけれども、これはもう動かせないのでしょうか。

【荒 木】これで補償されないまま終わったら、僕ら弁護士も弁護士にならない。やはり、不可能を可能にしていくのが弁護士なので。先ほどの酪農の問題も同じです。31 キロを越えたからといってできないというのでは。

【清 水】指針を読めばそれは補償されないということが書いてあるのですか。

【荒 木】指針で補償すると書いているのは、警戒区域とか計画的避難区域とか、指示された区域ですと書いてあるのですが、それ以外のことは書いてないのです。今後検討とは書いてあるのですが、期待できないということです。

【清 水】農業の場合はどういう扱いになっているのですか、そういう場合は。

【根 本】実際そうです。出荷停止という国の指示がないものは区域で明確です。だからたとえば伊達市は該当しても、桑折町はだめなのです。ほとんど同じではないかという地域であっても、行政区単位で出荷制限の地域でなければ、向こうはきちんとデータを持ってきていますから、桑折町のハウレンソウは大丈夫でしたよね、とか言われてしまう。

【清 水】30 キロ圏内であっても、例えば前に説明会の際に、農業生産法人が新たに事業を始めるということでもいろいろお金を使って、さあという矢先にこの事故でパーになった。それは補償されるのかと。——30 キロ圏内であれば大丈夫ですか。前年度の実績がなくても。

【根 本】投下した資本のところでは請求しましょうということをやっています。

【清 水】それは、投下した資本の範囲内ですか。

【根 本】そうです。売上はどうか分からない。でも、それは苗の方もいらっしゃるわけです。苗で、植えてもだめだろうからやめたといった方は、今交渉中です。

4. 漁業の被害と損害賠償

【大 峰】いわきあたりの問題を中心に、少し水産関係のお話をさせていただきます。

皆様方の港に対する認識はどの程度のものかわかりませんが、おそらく大きな漁港が一つぽつんとあって、そこにたくさんの船が水産物を水揚げするというイメージでおられる、それが一般的な認識かなと思います。しかし、実はそうではありませんで、小さい漁港がたくさん点在しています。福島県内にいくつの漁港があるかは私も知らないのですが、あるところに出ていた宮城県のデータでお話をしますと、宮城県の場合 142 もの漁港があるのだそうです。

先ほどお話ししましたように、私はいわきの出身で、しかも、おやじが水産仲卸の会社をやっていたので、その関係で水産関係者のところに入出入りをしています。たとえば小名浜であれば、大きな漁港があり、そして大きなコンテナ場もあるというのは皆さんご承知だと思いますけれども、その周辺には、小さい港がいっぱいあります。私などにとってなじみのところで申せば、江名とか中之作とか豊間とか、そういう小さい漁港があります。そういうところに小さな漁船が入出入りをして水揚げを行っているわけです。

今般の地震の結果、いわきでも津波がありました。福島県内の津波の現場についてはどこもそうだったのですが、原発の放射能問題があって、当初は誰も近づくことができませんでした。いわきなども、ほんの一部が 30 キロ圏内にかかっているということだけをもって全国的に大々的に放射能汚染の風評が広まってしまい、外から人が入りませんでした。その結果、なかなか誰も現場を報道しない、あるいは見に行かない、ボランティアも入らないという状況にありました。

私が一番最初に現地に入ったのは、3月の末か4月の頭です。私が入ったところは豊間とか中之作とか江名のあたりですけれども、そういったところでは自衛隊が来て瓦礫を寄せて道はついたけれども、ほかは何も手がついていないという状況でした。

港湾施設などを拝見しますと、港湾施設で一番破壊がひどいと思ったのはやはり小名浜でした。小名浜の漁港と魚市場のすぐ近くに、皆さんご存じのアクアマリンとか土産物屋のら・ら・ミュウとかがありますけれども、あのあたりの交差点は信号機も傾いていますし、道路なども波打った状況になっていますので、車が普通に走行できないような状況でした。ですから、水産業の場合、港湾施設の破壊という問題と、それから放射能被害という問題と2つの問題があるわけです。

その後も、何度かいわきに通っていますが、港近くのお店は未だに再開していません。漁港の近くですので、水産関係の店は実にたくさんものがあります。私が一番最近行ったのは、おやじの法事があった6月終わりごろですけれども、ようやくお店の片づけが始まったころかなというようなところで、ほとんど何も復興は手についていない、もしくはようやく手をつけ始めたという程度の状況でした。

どうしてそういう状況になっているかということなのですが、そもそも魚が揚がってこないというのがあって、自分の身内のことばかりしゃべって恐縮ですが、うちのおやじがやっていた会社については妹夫婦が後を継いでいますが、震災直後のころは特に原発問題が原因で、廃業するという話がありました。鹿島にある中央卸売市場の中に入っている仲卸の会社なのですが、当然魚が入ってくる見通しが立たないので廃業すると

いう話をしていました。最近はその話がなくなって、東京のほうから、あるいは北海道のほうから、個別に品物が入ってきて、震災前に比べると6割くらいの入荷量なのだそうですけれども、その程度まで商品が戻ってくるようになったので、仕事としては続けられそうだという話になっています。しかし、やはり地元のものは揚がってこないというのが現状だそうです。

地元のものが揚がってこない原因については、皆さんにも何となくわかっていただけたとは思いますが、1つには港湾が破壊されたことがあります。宮城県では岸壁が1メートルぐらい沈下して、満潮のときに海水が上がってしまうということがあるようですけれども、県内の場合も、そこまでではないにしても、やはり港湾施設が破壊されているということがあるため、当然、荷揚げができないという問題があるようです。もう1つには、漁をしても誰も買ってくれないという問題が当然ありますので、その2つの意味で、地元には魚が揚がってこないようです。

地元で魚が揚がってこないと具体的にどういう状況が生じるかということですが、港に揚がったものは全国各地に流れていくとは限らないわけです。地元でかなりの部分が消費されます。小さな漁港などもそうですけれども、それぞれの漁港ごとに、さまざまな会社や商店が漁に関連して発達していくわけです。もちろん、漁船を動かす油屋さんみたいなものもありますけれども、当然、魚を商いの対象にした商店が沢山ある。それから、それを加工する業者も沢山あるわけです。

漁師だけでなく、そういった関連する業種の人たちの仕事が、魚が揚がってきませんから完全になくなるわけで、魚が揚がってこないということは、その地域が事実上壊滅するのに等しい状況を生み出す。小名浜のようにある程度大きなところであれば別かもしれませんが、そうではない小さな漁港、さっきお話した江名とか中之作とかいろいろなどところがあるので、そういうところでは集落の維持が難しくなるのではないかと心配しています。私は何度かいわきに通いましたが、小さな漁港では港湾の中に漁船を見かけません。係留されてもいません。小名浜港では見かけましたが、小さなところはほとんど見かけていません。おそらく、流されたりしたこともあるのでしょうけれども、そうなると市場自体が動かないし、商店も立ちゆかなくなる。加工業者なども立ちゆかなくなる。いわきというとサンマのみりん干しとか、そういう加工業者がいくらでもいるわけですが、そういう人たちの仕事もなくなり、止まることになりかねません。

さっきお話したように、大きな中央卸売市場みたいなところには東京とか北海道のほうから荷物が入ってくるそうですので、平や小名浜といったまちなかの商店とか、料亭みたいなところに出回る魚がなくなるということはないようですが、そうではなくて、それぞれの漁港の周辺の人々が今まで食べていた地元の魚はない。そういうわけで、単に漁師だけでなく、漁港周辺の商店や加工業者、そして一般の消費者までが困っている。それは、さっきお話したように、小さな集落かもしれませんが、その集落が壊滅的な状況、経済的に立ち行かなくなっていくような危機があるということ、この間の相談会の中でお聞きしています。

さらにいえば、水産品の加工品というと、練りものと呼ばれていますが、簡単にいえば蒲鉾などがあります。みなさんの中にも、蒲鉾の業者というといくつか思い浮かぶ方もいるかもしれませんが、ある業者などは、震災直後の3月末か4月の頭ころに、早々といわ

きからの撤退を決め、茨城県に工場を移すことを決めたとお聞きしています。ですから、そういう意味では産業の空洞化も始まっています。漁港近くに小さな蒲鉾工場を構えていた人などに知り合いがあるものですから、あちこち聞いて歩いたのですけれども、ある蒲鉾会社のおかみは、こういうふうに言っていました。津波が怖いから海の近くには工場は再建したくない、という。それでは魚はどうやって運ぶのか聞いたら、今は海外からすり身を仕入れている、ある程度すりつぶしたようなものが海外から入ってくるし、それも冷凍ものが入ってくるから、好間の工業団地の中に練りもの工場を作ったって何も困らない、そんな話をしていました。そのような実態が漁港あたりではあるようですから、以前のとおりに復興することは難しいと思われます。

それからもう一つ、新聞にもちょっと出ましたが、内水面の損害賠償請求という問題が一部出ています。海で魚をとる人たちについては漁協というものがあり、集団的に行動されていますけれども、そういうものに属せずに、けれども実際に漁業に携わっている人々があります。そういう方々の場合、観光業に近かったりもするのですが、典型的な例として、釣り舟屋さんがあります。釣り舟屋さんのところにも、今回の震災によってお客さんが来なくなった。相馬の方からよくお話を聞きました。請戸あたりとか小名浜などでもちょっとお話を聞いていますが、私が聞いたなかで多かったのは相馬の方でした。そういう釣り舟屋さんなんか、今回の港湾の被害と放射能の問題でお客さんが来てくれないので、生活に困っているというような問題をおっしゃられていました。漁業組合に加入している方々については、損害賠償を請求するチャンネルが設定されているのですが、釣り船屋さん達はそのようなチャンネルの設定がなく、賠償請求に困っているそうです。

さて、このような現状の中で、損害賠償請求するに当たり何が課題になってくるのかですが、今までの話の中で出てこなかった論点として「原因競合」の問題がここでは出てきます。例えば、先程の内水面の釣り舟のお客さんの話などを考えていただければいいのですけれども、お客さんが来ないのは、確かに放射能のことを気にされてというところがある。たとえば、なじみのお客さんが電話をよこすのだけれども、こういう状況だからといって放射能のことを気にされ、数値が高いからまたねということに来ていただけないということがあるのだそうです。しかし、同時に、先程から指摘させていただいているように、港湾自体が破壊されていますので、損害賠償の請求をするということになったときに、結局何が原因なのだということをどうしても突っ込まれることになる、という問題がある。この漁業の問題の中では、原因競合が一つ顕著な問題点として出てきそうです。

魚が揚がらないにしても何にしても、それは津波で港が壊れた、あるいは船が流されたからという問題であって、決して放射能の問題ではないというところに話を持っていかれる可能性があつたりします。その意味で、漁業の問題では、勿論ほかの産業でも原因競合の問題が生じてくる部分というのはそれなりに出てくるのだと思いますけれども、原因競合のことは今後の損害賠償請求の際によく考えなければならない論点の一つなのだろうなと思っています。

次に、今後の損害賠償請求において、どのような広がりを見せるのか。先ほど、漁業だけの問題だけではなくて、漁業周辺にある加工業者とか商店などにも損害は広がっているし、内水面の問題もあるというお話をしました、それは、清水先生のレジュメで申し上げれば空間軸という問題になるのでしょうか。しかし、それとは別の問題として、時間軸で論

じられるべき被害の拡大の問題があります。時々マスコミの中にも出てきますけれども、食物連鎖の中で今後どういうふうに放射能の蓄積が進んでいくのかという問題です。一般的に大型魚のほうが寿命が長いです。その間に小さな魚を食べていく。勿論、大型魚は一般的に回遊しますので、この近辺のものばかりを食べるというわけではないのでしょうかけれども、でも、生存期間が長いだけに蓄積はしやすいし、食べる量も多いでしょうということになってくると、今後、この問題がどこまで時間的に広がっていくことになるのかが心配されます。大型魚が成魚になり、ある程度の大きさになって我々の口に入るまでには一定の時間が掛かりますので、海に放射能が流れ出て、希釈されて薄まったから安全だというような単純な論法ではいけないのではないのでしょうか。なおかつ、どこまでの時間で考えればいいのかというのはよくわからないようなところです。この問題をどう考えていくのかということは、今後の損害賠償の話の中で重要な論点の一つになってくるだろうと思います。

それから、水産の話をしたときにどうしても外せないのが、宮城県知事が言っている特区の話です。あの特区の話は、港湾の数自体をそもそも整備する（数を減らす）のだそうです。福島県が真似るつもりなのかどうなのかは知りませんが、宮城県の案では3分の1程度に漁港を集約するという案になっているのだそうです。ですから、一部の港湾は修理しないで放棄するということになるのかなというふうに思います。集約した上で、民間手法を活用した新たな漁業経営を考える。いわゆる大資本を入れるというやつです。これはおそらく林業や農業についても同じで、宮城県の案でも、農地の集約化や大規模化、民間投資の活用ということが語られているようです。今後、復興の話になってきたときに、福島県でも漁業だけでなく農林業でも出てくるのかもしれませんが。放射能汚染の問題があり、そもそもどこまで土地が使えるのか、海が使えるのかという問題があるので、福島県ではなかなかすぐにはこういう話にならないのかもしれませんが、復興ということを考えたときには、やはり集約化と大規模資本の活用という話は避けられない問題になってくるのだらうと思います。

大規模資本を活用したいのは、言うまでもなくて、復興しようとしても県には金がない、あるいは国にも金がない、そこで、民間活力と呼ばれるものを活用することによって復興を早めたいということがあるのだと思います。当然、財界とすれば、そこにおいしいものがあると思っているでしょうから、是非とも介入していきたいと考えるのでしょう。私などにも、あそこあそこの会社が手を出してきそうだと思います。

この間、宮城県の弁護士さんと時々話をする機会があり、特に塩釜の弁護士さんとは、この件でお話をさせていただいたことがあります。その弁護士さんから、元山形大学教授の網島先生がつくられた「漁業の復興を考える」と題するペーパーを頂いていますので、もし関心がある方がいらっしゃいましたら読んでみてください。あるいは、日本科学者会議がまとめたペーパーもございますので、読んでいただければと思います。塩釜市の弁護士さんによると、もともと漁業は入会権に近いものだそうです。その入会権に近いようなものが、実はあまり沖合までは及んでなくて、1.5キロ沖合までしか及んでいない、塩釜の弁護士さんはそうおっしゃっていました。そういうところに、どういう資本の、どの程度の規模の船が入ってくるか。なおかつ、先程お話ししたように、本来港というのはその場所その場所に小さいものがたくさんあるというのがもともとの姿ですから、大規模資本

の大きな船が入ってきて、本当にやっつけていけるのか、かなり疑問に思えるところがあります。むしろ、そういうものが漁港の実態だとすれば、入ってこられるものなら入ってきてみろ、こんな小さなところで大資本がもうけを上げられるはずがない、塩釜市の弁護士さんは、そのようにも話していました。

ところで、復興に際して大資本が入ってくるという話は、漁業にしても農業にしても林業にしてもそうですが、結局何につながっていくかという点、例の新自由主義的なものの進め方に話がつながっていく。これは私が分析したのではなくて、自由法曹団の中で復興について一生懸命研究していらっしゃる弁護士さんがまとめられて言っていることで、別に私の考えだけではないのですけれども、今後の復興では、いわゆる新自由主義的な論法に基づいて物事が推し進められていく。それは復興全面について、この先そうなるだろうというようなことをおっしゃっていました。

新自由主義的な復興になるとすれば、どのような問題があるのか。先ほどの清水先生の論点整理メモの中に、賠償と補償という問題がありました。補償というのは、私も突き詰めて考えたことはありませんが、憲法 29 条の財産権の規定の中の 3 項に補償の話が出てきますから、それを参考にして考えればいいのだと思います。同項は、私有財産については補償すれば公共の用のために使える、確かそういう条文だったと思いますけれども、そういうことで考えると、損害賠償は誰かが間違いをしたときに、不法行為を行ったその誰か、原発の問題であれば東電が損害を賠償するということですが、これに対して補償というのは、29 条 3 項との関係でいうと、何かしらの損害が国民に生じたときに、国がそれを肩がわりするというようなことなのでしょう。これは、神戸の大震災のときにもだいぶ問題になったらしいのですけれども、私有財産について国は補償しないという大前提があります。先ほどの荒木先生的話で言えば、例えば災害救助法の運用では現物支給が原則ないしこれまでのならわしであり、金銭で給与・支払いはしません、というのがそれです。自由主義的な復興のもとでは、今後も国は補償しないというような問題につながっていくのだと思います。

ただ、水産については特殊で、これは日弁連が 5 月 2 日に「災害救助法の運用についての意見書」というものを出していて、その中に書いてあったものを見かけたのですけれども、「漁業は自然災害においても、漁業災害補償制度・漁船損害等補償制度による保険金によって漁獲・養殖・漁船等についての補償がなされている」とありましたから、どうもこの分野だけは特別に何かしらの補償があるようなのです。申し訳ありませんが、私も勉強不足なので細かいことはわかっていませんけれども、そういうことがあるので、もしかしたら漁業については、そういう国の補償があつて、ある程度の復興がなされていくのかもしれない。

しかし、そうだとすると、今お話ししたように、もともと国は私有財産については補償しないという建前になっていますので、今後の復興の中では、先ほどお話しした漁港周辺の商店や加工業者などにまで損害は拡大しているのですが、そこは補償されない部分になるのでしょうか。そうなってくると、先程からお話が出ているように、いわきなどはごく一部分だけが 30 キロ圏に掛かっているだけなのにもかかわらず、風評被害がひどい。それなのに、30 キロ圏から外れる部分とか、漁協のような組合みたいなものを持っていない内水面の人たちなどは、どんどん補償から外れていって、下手をすると何ももらえないまま終わ

りそうだというようなことになってしまいそうです。そういうこともあって、内水面の問題の人たちは、一時、裁判をしようという話もしていました。新聞報道によると、今は東電と交渉をしている最中のようなのですけれども、この先どうなっていくか、また見ていきたいと思っています。

あちこちに話が飛びましたが、とりあえずお話ししておくべき点はこういったことかと思えます。

討論

【清 水】 どうもありがとうございます。いかがでしょうか、漁業関連について。

【荒 木】 難しいですね、特に災害ではないかという部分が。観光地もそうですけれども、新幹線が不通になっていたのも、新幹線が通ってないから売上がなかったのではないかなどと言われる部分もあり、大変なところがあります。

【清 水】 観光に関しては、内水面は観光の性格が強いということなのですが、観光に絡んで補償の問題、あるいは賠償の問題で議論になる論点はどんなものが挙がっているでしょうか。——風評被害に観光は入っていますか。

【安藤(裕)】 観光で相談に来たというのは、キャンセルになっていけばいいけれども、キャンセルの前に、早い時期だとキャンセルになりましたけれども、その後はずっと入らなくなった。

【清 水】 予約がそもそも入らない状態になりますね。

【安藤(裕)】 あと、むしろ旅館とかホテルなどは現時点で、今までは避難の方たちが入っていましたので、その分だけかえて埋まっていた部分がある。これが来月いっぱい出ることになると、今度は何を基準に風評被害による損害と見るかということが出てきます。どの時点を前提にするのか。やっぱり、観光ですと季節的な変動がありますから、前年なり過去何年間における実績ということにならざるを得ないのしょうけれども。ですから、一時相談に来ていましたが、その後は避難の方たちが入っていたりしたから、しばらくは観光関係、旅館関係とかの相談はあまり聞かなかったですね。

【清 水】 内水面漁業については観光という範疇の中で議論しなければならない。そうできれば、それで道は開けると感じはします。

【安藤(ヨ)】 磐梯熱海に行ったときは、旅館に出入りしている写真屋さんが仕事なくなってしまったとか、おみやげものを納入している人が結局は売れないとか、旅館・ホテルだけではなくて、そこに関連するいろいろな人で観光業というものは成り立っている。

【清 水】間接被害ということで一応認められることになってはいますね。

【大 峰】話を広げると、これはペンションやホテルの経営者からあった相談なのですが、今年は春スキーができそうだが、去年はだめだったのだけれども今年は春スキーができそうだった、だからペンションやホテルはどこも、去年の分を取り返すつもりで今年は連休明けまで春スキー客を当て込んでいた。ところが、3月11日に原発事故が起きて、それがだめになった。だから前年分のカバーができなくなったのだけれども、これを補償してもらえますか、という相談を受けたことがあります。考えたこともない問題なので、全く分からないのですが、話を発展させればそこまで話は広がっていきます。

【富 田】福島では、結婚式場のキャンセルが非常に多かったという話は聞きました。それで、ゴールデンウィーク以降はぼちぼち出てきたというけれども、3月・4月は去年の8割減、しかも、結婚式場はホテルタイプとは違って避難者が入ってくることがないですから、それで非常に収入減。しかも、3月・4月に送別会・歓迎会などの会場として利用してもらっていた。ところがやはり3月・4月は送別会・歓迎会、ほとんど全くなしということで、大体去年の8割減という話を聞いたことがあります。

【清 水】それはまさに原因競合で難しいところですね。原発のせいなのか、JRが止まっていたせいなのか、そこは難しいですね。

さて、この時間なのですが、いかがでしょうか。ちょっと昼休みを入れましょうか。

5. 賠償請求の現場

【根 本】私、やっつけてしまいます。

最初にお話したいのは、私のレジュメの中では「ノーモア・ヒロシマ・ナガサキ／ノーモア・フクシマ」の中で、地元紙に42万枚のはがき・チラシを入れてアンケートをとったら、原発を廃炉にするというのは88.8%でした。あと、びっくりしているのは、「東京電力に損害賠償をしたいと思いますか」という極めてざくつとした質問なのですけれども、83.3%の人、8割以上の人が、どうしてくれるのだ、損害賠償をしたいと思いますという思いをこのアンケートの中で持っている。ただ、どうしていいかわからないという県民のいらだちというものを感しているということが一つあります。

それと、次のページですが、原発の事故被害額を何で調べないのかということ。先ほども言いましたけれども、被害額を行政が調査しないこと、それが全部損害額とリンクしてしまうからだろうとか、さっきの荒木先生の財務省の話もあったりするのでしょうかけれども、そんなに難しくなく私はできるだろうと思うのです。何円まではいかなくても何億円ぐらいのところまでの積算というのは、私は十分できるだろうと思います。

結局、東電からもらった資料で、福島県の農業損害は、6月30日時点ですけれども、請求額が7,195件で66億円なのです。全部含めてですけれども。補償業務担当者が176人いるわけです。この損害請求額には水産業は含まれていません。それで、支払われたのは6月30日時点ですけれども1億9,000万です。その後、7月にはだいぶ増えてきましたけれ

ども、このくらいの進展具合でしか支払いが進んでいないという実態があります。

【清 水】担当者というのは、東電の担当者ですか、請求側の担当者ですか。

【根 本】東電の側の請求を受け入れる担当者です。176人が今回補償業務を県内で担当しております。

このうち農協が圧倒的部分で、私が確認した個別に請求している方は何人いますかと聞いたときには、50数件という答えなのです。農民連は80数件になっていますけれども。担当者と呼ぶと来るのです。私の資料にニュースがあると思いますけれども、これは青少年会館でやったときですが、全部資料点検のときです。このときは3人ですけれども、最初は10人行きますかというのです。10人来られても…3人でいいからというぐらいで、そのくらいの業務担当者は配置してあるのですが、請求件数がそんなに多くない。だから、一件一件調べるのが極めて密です。何が足りないかというのを一つ一つ極めてシビアに見てくる。暇だから仕事ができるのかと笑いましたけれども。

あとは、ずっと審査会を見ているが、東電のほうは払う気がないというのが明確です。広瀬常務の話などを聞くと、この野郎と思うくらい、審査会の委員もあきれざるくらいの対応になっていると感じています。

今、私どもがやっているのは、ほ場ごとの被害報告書をつくってパソコンに入力して届出書をつくりました。これは東電の様式をネットで見て、請求書もこんなスタイルでいいんだねということを確認しながらつくってきただけのことです。

ところが今、やっぱり一番の壁は、東電は審査会の指針の範囲でしか請求書も受け付けていません。それは、ニュースのやりとりが一番わかりやすいです。一番最後のページです。我々は4月にも出しましたので、損害賠償請求届出書を受理しておいて、1カ月もたってから「東電がつくった請求書でなければだめだ」とは何だと。6月の中旬に「これで書いてください」という新しい東電がつくった様式を持ってきたのです。これでないと受け付けないと言ったのです。受理しておいて、1カ月もたってだめはないだろうということと言ったら、「この時点では様式が整っていませんでした」という答えでした。

補償もしないで様式も何もないだろうと。法的にこれでなければ損害賠償は受け付けないということはないだろうということで東電と交渉しますと、「農民連がつくった届出書と損害請求書でもいいです。ただ、表紙だけは東電のものを使ってください」と。請求書というか、名前を書いてはんこを押すやつは東電の様式のものでないとだめですということで、それはいいでしょうということになりました。

そのやりとりでカチンときたのは、どんどん書類が増えてくるわけです。これを出してください、あれを出してくださいというのがどんどん増えてきたので、担当者に聞いたすと「おわかりだと思いますが、損害賠償請求の立証は被害者が行うというのが原則です」と、こう言ったものですから、福島をこうやって汚したのは誰だということで、ここの会場は大紛糾しました。この書類にお書きいただくしかございませんということになって、今現在で80数件で、支払われたのは農民連関係で4件です。金額として、一番多い方がハウレンソウの140万円、請求額は280万円出して半分の140万円、あとは30万円、40万円というレベルです。一番すごいのは、まだ払われていませんが、70歳のおばあちゃんはホ

ウレンソウの 7,680 円を請求しています。これにつけた書類が前年売上等々で7枚ぐらいあります。

結局、東電の味方をするわけではないですが、東電の担当者が農業の実態を知りません。1ヘクタールと1町歩の違いがわかりませんから、それを説明するのに、農業がどうなっているかということの説明するには、そういう書類じゃないと私たちにはわからないのですとおっしゃるわけです。言われてみれば、それは当然です。ですから、農業の被害実態はこういうことなのだと説明するだけで大変な労力を費やしてしまうということがあります。

その中で、たまたま『世界』の8月号に出た中で、大阪市立大学の原発の被害補償等加害者救済は許されないという中で、ずっと私も思っていたことだったのですけれども。

【清 水】除本さんですね。

【根 本】ええ。東電は払わないと思いましたがね。逃げることしか考えていないし、本当に慇懃無礼です。極めて丁寧です。丁寧すぎるほど丁寧で、多分、言った後にべろを出しているのだろうと思うくらいの態度です。払わないことに対しての法的な措置がないではないですか。指針であるし、絶対にいつまで払わなかったら処罰されることも何も東電にないということのいら立ちがずっとあります。

だから、やっぱり政府や何らかの公的主体が被害者への補償を引き受けて、その支払い分を東電の資産から回収するというスキームができないと、野党の仮払い法案では自治体に責任がかぶせられるから、基金をつかって今度は指針に盛られていないところは県が判断していいということになると、私たちは県の担当者を責めなければいけなくなるわけです。そのときに東電と国が高みの見物をされているというのはとても許せない。

だから、やっぱりきちんと国も責任を負う、そして、東電の資産状況も管理しながら、国も出すものは出すというふうなスキームが欲しいということを感じています。

あとは、何回も言いますが、事故が収束していないから損害額がわからないというのは言い逃れでしかない。わかる範囲できちんとやっぱり今の損害額を積算すべきです。私たちの立場もそれで、指針以外も全部請求しています。

ところが、きれいに分けてくるのです。これは風評ですね、これは出荷停止ですねというふうにきれいに東電が分けてくるわけです。それは5月以降で、では、その風評被害のところ、私は風評という言い方ではなく実害だと思っていますけれども、東電が言う請求書がまだできていないのです。6月中には出すと言ったのですけれども、まだ私の手元には請求書が来ていません。今までの出荷停止分だけしか請求書は東電ではつくっていません。あとは、避難区域内での損害の補償についても、6月中、7月中に出すといったのにまだ来ていません。まだつくってできていないのです。これで、ずるずる、ずるずるやられたらたまったものではないと感じています。

だから、先ほど言ったように、やはり何らかの公的主体が損害の概要もきっちり把握して損害請求の処理にあたるということで、請求実務を簡素化して東電を逃がさないというようなスキームができるだろうと思います。

その一つの形として、JAグループが期待所得を、避難区域内ですけれども、ああいう

形で出した。あれはとても大事なことで、これくらいは私たちは補償してもらわないと困ると。そうすれば、確かにつくっていないからだけれども楽なわけです。米でも10アール当たり5万9,000円ぐらいだから6万円ぐらいで、路地のキュウリも150万円ぐらいですから、それに単価をかければいいわけです。そうすると、それはちゃんと行政も確認して、あとは面積を確認できれば、それできちんと請求してそれが支払われてくるというふうになれば、もう少しスムーズに支払いが進むのではないかと考えています。

最後に、先ほど安藤先生の全県民的な補償という点で、県の担当者の方も全域にすればいいですねといったのは、ああいう見地を持っているのだなと思いましたけれども、やはり、差額での賠償ではとても私たちは次の福島の復興はないだろうと思うので、さっきの農協が期待所得という言い方をしましたけれども、私は法律用語はわかりませんでしたけれども、先生がおっしゃったあの規範的な賠償で、一律的に、全県民的に、損害賠償を闘うというのが、いろいろ法律的な課題はあったとしても、私たちの復興センターで考えているのもそれで、結局は83.3%の県民が損害賠償をしたいと思っているわけだから、それを、損害賠償の形で県民一人一人がやはり立ち上がっていくという点で、規範的というのはいろいろ専門家の皆さんの力を得てやっていきたいと思っているということです。

【清水】ありがとうございます。もう一つ、富田さん、報告をやってもらいましょう。

6. ケース・スタディ

【富田】何せ、清水さんのほうの報告依頼の留守電を聞いたのが一昨日の金曜日でしたし、慌てて、さて何をしたらいいかと考えたわけで、おそらく弁護士の先生がたくさん来るでしょうから、私みたいな実態を知らない者がもっともらしい話をしてもらいたいです。と思いました。

それで、実はこの6月初めごろから法律討論会の問題をつくってくれということをお願いされておりました。行政政策学類法学専攻の2年生、これは今年は70人ぐらいなのですが、毎年、法律討論会というものをやっております。

法律討論会できちんと議論できるようなものを法律関係の誰かが出題する。出題する人は大体、最高裁判例のこれという判例に目をつけておいて、それをもう少しわかりやすいような形で具体例をつくって、それで出す。

それで、今年は私が出題を頼まれたので、私がおそらくその場で講評というのか、論点の説明をすることになると思うのですが、それまではこれをつくったのは私だということには知らないはずになっております。私としましては、最近の、しかも学生も関心があり、しかも最高裁判例など役に立たない問題をつくってみようということもあってその問題をつくったのですが、一度読んでみます。

——以下、問題文——

Xは年金生活者であったが、妻を亡くした後、長男夫婦及び孫2人と東北地方のF市の自宅で暮らしていた。その後、長男は関西のO市への転勤が決まり、2011年4月に赴任の予定となった。Xはいろいろと考えた揚げ句、自宅を処分してO市で老人ホームに入ることにした。そこでXはA不動産に自宅及びその敷地の売買を依頼した。さらにXはO市の

B老人ホームとの間に入居契約を締結した。入居時の費用は1,200万円であった。Yは東京のM市に住んでいるが、2011年4月から東北地方のF支社への勤務が決まった。Yには妻及び子2人がいるので、YとしてはF市は不動産が安いことに目をつけ一軒家を購入することにした。売買の斡旋をA不動産に依頼した。

そこでA不動産としては、Xを売り主、Yを買い主とする不動産売買が両者の要望を満たすと考え、X及びYに売買契約の締結を打診した。X及びYは、これを了承し、2011年3月25日に代金支払い及び移転登記をすることとし、家屋等の引き渡しは2011年3月21日とした。なお、売買代金等の額は築10年ということで1,500万円であった。

ところが、2011年3月11日にマグニチュード9.0の大地震が東北地方を襲った。幸い、本件の売買の対象となっていた家屋には全く被害がなかった。しかし、F県内の原子力発電所では水素爆発が起り、2日後には60キロ離れたF市内でも通常値の500倍に達する放射線量を記録した。Xの長男の妻は直ちに子2人を連れて関西のK市の実家に避難した。Xの長男も4月上旬にO市に赴任した。他方、Yは子どもの放射線の影響を考慮してF市へは単身赴任することとし、A不動産に対してF市の放射線量は子どもの生活に悪い影響があることを理由にして、本件の売買をやめたい旨を申し出た。その後、F市においては放射線量が高いことの影響に加えて風評被害も手伝って不動産の価格が大きく下落し、本件売買の目的不動産では1,000万円程度となった。

XはYに対していかなる請求ができるか。

——問題文終わり——

順調にいったら、転出する側はこれを売って大阪方面の老人ホームに入り、買主のほうも、東京から福島方面に一家そろって家族ともども引っ越してきて、なかなかいい一軒家に入れるはずだったのですけれども、地震かつ放射能の影響があり、買主のほうからまず子どもを連れて行きたくないと言い出して、これはキャンセルしたいと。要するに、そのままずるずる引渡し期日、代金支払い期日をずるずる経過してしまったということです。Xは売主のほうですから、さて、契約は成立したはずだ、売買代金を支払えと、そういう請求ができるかどうか、こういう問題です。

そこで、果たして本件の問題の最大の論点は何だろうかということがどうも私もわかってない。実務の先生方だったら何とかなるのかもしれませんが、判決ではなく和解の場合であれば、裁判所の和解でも裁判官の立場で和解をすると、いくらか払ってこれで手を打ったらどうですかと、それなら何とかありますけれども、そうではなくて、判決という形でこの問題を扱うときに、どういう論点が出てくるかが問題となります。

例えばこれはすなわち、原始的不能か後発的不能か、こういう問題ではないのか。契約締結の前に物を逸失したかどうかで分かれてくると考えるかもしれませんが、実は全然それとは関係ないです。3月11日、それから放射能汚染があっても、家はそのまま残っているし、特に原始的不能かどうかという問題も出てこないということで、一般的な受験の知識では、これはまず解けないだろうと思います。

それで、おそらく学生たちであっても、事情変更の原則ぐらいは気がつくかと思うのですが、一般条項の中で、例えば権利濫用などは非常に判例でも使われてきたことがあって、特に、その一般条項を使って判決をするときには、かなり裁判所は具体的な要件の提示をすることになると思います。

それに対して、事情変更の原則などはほとんどこれにあてはまらないというふうに請求を認めないときに使っておりますから、裁判所はこれの具体的な要件を提示していない。今まで、この法律討論会の場合には、参考になるような判例をまずは探すという人が多かったのですけれども、なかなか出てこないだろうなど。

最後に、これについて、自分でどういう要件を、まさに自分が裁判官になったつもりで具体的な要件を考えていくべきなのだろうと。ただ、私もこれについての具体的な論点はよくわかっていないこともあって、12月までに一生懸命考えてみようと考えております。

実は、例えば瑕疵担保責任でも、例えば80馬力のモーターがあるとか、シロアリにやられている家ではない、そういう前提のもとに契約を締結しています。それから、錯誤は民法の95条にあります。これは、一定の前提のもとに意思表示をしている、それが間違っていたということなのです。要するにこの問題で放射能が高ければ契約は解除するという解除条件をつけておけば問題はないだろうと言われるかもしれませんが、大体こんなものをつけるはずはない。日本の民法の下で明確にやめたいというときに解除条件をつけていけば問題はないのだけれども、しかし、何らかのもう少しあいまいなところで、やはりやめたいというときの法的な構成はないのだろうか、これがやはり私としては気になったのです。ドイツ民法に決定的に影響を与えたヴィントシャイトによると、前提論とか行為基礎論という形でこの問題を扱っています。

ところが、日本がフランス民法・ドイツ民法などを継承して、今の民法ができていますが、この問題だけはほとんど誰も扱っていないように思います。

先ほどの安藤先生の報告に出てきた因果関係論というものも、この審査の機会に私はもう一回再検討してみようという気になっているのですが、契約の中で何を暗黙の前提として契約をしたのかという問題、だからほとんど明文では書かれていなかった、これを私としては一度やってみようかなと。

もうあまり時間もないのですけれども、ちょっと考えているということです。細かい理論的なところは別といたしまして、この問題のほうで何かご指摘がございましたら、指摘していただくと大変ありがたいです。以上です。

【安藤(ヨ)】 契約日はいつなのですか。

【富田】 これは、特にはっきりさせなくてもいいのだろうと思っていて、それで、少なくとも、放射能がわっと出てくる前にしたということだけは認めていいと思います。ただ、先ほど言ったように、原始的不能か後発的不能かというときは、やはり契約日というのは決定的に重要ですけども、これは契約日というのは特に重要ではなく、地震がきて放射能が飛んでくる前になされていたということがわかっていたらそれでいいだろうと思います。

もちろん、こうした事情がわかってから契約を締結したら、その事情を知っていて契約を締結しただろうということになりますが、これは、そういう事情ではないということは、この設例から推測できると考えており、何月何日ということを確認しなくても設問としてはいいだろうと思うのです。

【安藤(ヨ)】今言った程度のことは前提として書いておかないと、結局は知っていて、放射能の数値が高いということがわかっていて、わかった後に契約した場合と、それよりも前、地震の前、原発事故の前であるかないかぐらいははっきりさせないと。先生の書き方だと、当然後からわかったように書いてあるけれども、今言ったことの前提程度は、何月何日までではなくても、原発事故の前後ぐらいははっきり前提として問題設定されたほうがいいのではないかなと思いました。

【清 水】ごめんなさい。おもしろい議論なのかもしれませんが、ちょっとここでひと休みさせてください。今の報告、2つ続きましたので、それについての議論と、あとは総合討論を昼食の後に回させていただきます。

後からおいでになった方、どうも申し訳ありませんでした。資料も足りないようですので、これから増刷いたしますので、もうちょっとお待ちください。

それで、食事が終わったころ合いを見計らって再開ということにしたいと思います。後からおいでになった方は、ぜひ、内側に入っていていただいて議論に加わっていただきたいと思うのですが、お時間はありますか。——では、ちょっと一言、ごあいさつを。

【小野寺】この研究会に出るということではなくて、農民連の根本さんに、飯舘から避難されておられる方たちのお話を聞かせていただいて、その後飯舘に行って、南相馬に行って、南相馬の被災者の方からお話を聞きながら、夕方は南相馬市の桜井市長と懇談・ヒアリングをさせていただくということで、昨日はいわきの被災地をご案内いただいて、いわきの副市長の方にお会いをしてレクチャーを受けました。

実は、脱原発弁護団全国連絡会というものを先般立ち上げましたけれども、その代表が河合弘之先生で、一緒に弁護団として、浜岡弁護団の団長でもあり、また、その常任弁護団の望月さん、3人で、私は福島県のいわきが出身なものですから、この原発被害被災者のために何ができるのか、あるいは、今問題にされている損害の問題もありませんが、本当に差し止めるという課題、廃炉まできちんと持っていくという課題も、まだあいまいな部分もありますし、第二原発についてはまだそこが明確になっておりませんし、そういう意味で、差し止めの課題も現地ではあるのではなからうかと。昨日、広田弁護士とかなり突っ込んだお話をさせていただいたのと、旧原告の早川篤雄、あるいは伊東達也先生なども懇談させていただいて、まずは、報道では我々はいろいろ知っていますけれども、現地に自らの身を置いて現場で考えるということが私どものある意味では基本でありますので、いつの日か来たいと思っておられた河合さんたちと一緒に一緒に行こうということです。

そうしましたら、こういう研究会をなさっておられるということで、聞いてはいたのですが、大変水準の高い研究をなさっておられて、東京でも法律家5団体が福島原発被災連続講座ということで、法律家5団体でこの間3回やってまいりました。これをもう少し続けて、福島原発被災者の皆さんのために役立つ法理論そして実践というものを法律家5団体としては考えていきたい。それと、脱原発弁護団全国連絡会というものが北海道から鹿児島まですべての原発を止めようと、原発と私たち人類は共生できないということを福島原発から学んだということで、それもやっつけようということです。

その第一歩というか初歩的なところで、現場を調査させていただいて、福島から闘いを

どうつくっていくのかということ、福島の皆さんにとっての主体的なご判断であろうと思うのですが、決して福島県民だけの問題ではなくて、全国的な問題だろうと思いますので、きょうの研究会も含めてでありますけれども、東京とも連携をとらせていただければありがたいなど、レジュメなどを見ながらそんなふうに思いました。

大変お邪魔をして申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

(休憩)

(再開)

総合討論

【清水】大分人数が少なくなりましたが、斉藤弁護士が加わりまして、和田さんも弁護士さんですか。

【和田】なりたてですけれども。

【清水】そうですか。よろしくお願いします。

それでは、少人数ですからざっくばらんに総合討論したいと思います。どうでしょうか、前半の報告にかかわって問題提起等がございましたらお願いしたいと思います。

【安藤(裕)】ちょっと質問でいいですか。根本さんにお聞きしたいのですけれども、農民連でもってやはり東電に請求をしていくというときに、どういうところが農民の人たちは大変に思うか。これからやはり請求する数を、絶対数はたくさんあるはずなので、請求しやすくするためにはどういうところが、例えば弁護士とか専門家などの援助があればいいのか、お気づきの点があったら教えてもらいたいです。

【根本】1つは、農協でくくっているということがあるので、個別でというのは面倒だということがあります。農協の問題点は、委任状をとっていますので損害請求がどうなっているかというのがわからない。それがどういうふうな経過になっていて、それがどういう根拠で払われるかということがわからないままで、分配方式になっているので、怒りというか、「こんなものか」という形でしかないということです。ほとんどお任せ状態になってくることが、それが広範ですから、これがやっぱり8~9割でしょうから。だから、やっぱりなかなか広がっていくところで損害賠償、自分の損害を償ってもらおうというふうにはなかなか農家の意識が高まらない。

我々は今、この間3カ月間で46回の相談会をやっているのです。チラシを大体数万枚まいて、農家の方に来ていただいているのですけれども、損害賠償しても本当にちゃんともらえるのかということで半信半疑なわけです。あと、酪農家、畜産家の人たちは被害額が大きいから、みんな請求するのですけれども、野菜の農家はさっき言ったように5万とか10万とか金額が少額ですので、やっぱり、それを膨大な書類を書いて請求するという気にならない。あとは、「この際」というのは何回も聞きます。もうやめると。もう面倒だから

農業もやめるし作付もやらないというところが多いです。その背景には、やっぱり9割が兼業農家ですから、それが直売所で年金にプラスアルファになればいいというふうな方たちがとても多いし、あと、専業の農家というところはほとんどが農協に出荷していますので、だから農協で損害賠償の手続をする。ですから、ごく少数です、農協以外でなるというのは、これからやっぱり問題になるのは、畜産の金額の大きいもの。米がもし出荷停止とかそうなったときはちょっとやっぱり別な展開があると思いますけれども。

今、野菜も、果菜類はそんなに価格下落していないのです。結局、作付が減ったものですから、品薄状態で野菜は値段が落ちなかったのです。だから、野菜農家のダメージというのはそんなにまだクローズアップされていない。

サクランボもありましたけれども、観光農園は大体10%ぐらいでしょうか。9割がほとんど来ないということです。ただ、市場は結構それなりの値段がついたものですから、農協出荷の場合なんかはそんなに被害という形では出なかったのです。ただ、とるのが面倒くさいから、梅もそうですけれども、そのまま木につけたまま別な仕事に。あと、別の作物なので、そんな損害賠償にかかわって、全部、梅をとったりサクランボをとって売れなかったからという話をしているのだったら、そんなのは鳥に食わせてしまえと。あと、別の次の作物でとろうというのが大きいですね。やっぱり、いちいちかかわってられないという思いが、そういう損害賠償等々ではやっぱり大きいと思います。

だから、さっきも話しがあったのですけれども、JAグループが出したように期待所得というふうにして、10アール当たりいくらというふうにして出して、それで自分が不満な人はいろいろな資料をつけて裁判なりの形になっていくという方法で、そうするとやっぱりいろいろな形でそういう人たちの漏れを減らせるかなと思っています。

行政なり、本当に東電を詰め切るというのに我々切り札を持っていないというのはやっぱり歯がゆいです。とにかく頭を下げて、「ええ、お支払いします」とだけ言われてしまうだけで、詰め切れないというのが、「いつ払うの」と言ったら、「いや、来週とか再来週には」と。そして、今度は何を言ってくるかという、「では、この書類を」とかとなってくると、大体うんざりですね。茨城県で大体ハウレンソウ農家で3,000万の損害ですけれども、それで1,500万入りしましたがけれども、膨大な資料でした。

【安藤(裕)】農業損害だと、そういう面では一戸一戸の損害というのはそう大きくなりな
いのが多いと。そうすると、それに時間かけたり手間ひまかけるよりも、かかっている
のはもうやめてしまっていていいというようになってしまうわけですね。

【根 本】だから、専業でのそういった畜産とか、大規模にやっていたらしゃる方、多
分法人の人たちとかそういう人たちは別な感覚だと思いますけれども、圧倒的多数の農家
はかかわれてられないと。

【安藤(裕)】あと、富田先生にちょっとお知恵を。私、わからないのでいつも悩んでいる
ところなのですけれども、損害賠償請求のときに差額請求という形だと個別的になります。
でも、実際の原発の放射性物質の拡散といいますと、一番最初、大気とか土壌とかの汚染
という環境汚染という形で起きている。

その結果、我々の生活としては事業基盤とか生活基盤が損なわれてくるわけです。だから、このときに個別の損害を一つ一つピックアップしてやっていくとなると、こちらに主張・立証責任をみんな負わされるわけです。だから、ここをさっき根本さんがおっしゃったみたいな形で、いわゆるこれだけの農地を持っている、もしくはこういうような形で家を構えていて家族何人で生活しているというときに、生活基盤なり生活の破壊というような形での、さっきの慰謝料請求ではありませんけれども、そんな形で損害論というのは組み立てられないのかどうかと。

【富 田】それができればだいぶ違いますけれども。

【安藤(裕)】一番この実態に即した問題としては、いわゆる従前の損害論というのは個別的な損害賠償ですけれども、今回の原発のような、安全だ、安全だとまだ言っていて、それでもって全然違うことが出ている。そこには一つの立証責任の転換みたいなものを考え出すきっかけはあるのではないかなと思うのですけれども、乱暴かもしれませんが。

【富 田】確かに、先ほどから先生がおっしゃっているように、とにかく日本法、そもそものはドイツ法の損害賠償の計算は、差額賠償ですが、要するに事故が、不法行為がなかったときの状態と不法行為があったときのその差額が損害賠償額であるとする。だから、おそらく、別に私は東電の味方しているわけではないのですけれども、例えば誰も住んでいない土地があり、その放射能がどんどん上がったって何も損害はないと、おそらく東電はそれを言うと思うのです。要するに、損害というのが、汚染されたからではなくて、そこに人が住んでいたから損害が発生したからと、昔ながらの差額説をおそらく言うだろう。けれども、それが、本当に今回の場合だったら、そういう差額賠償だけでいったら、一つ一つ全部それをやらなければならないといったらものすごく大変なことです。

とすると、いわゆる個別的な損害賠償の積み上げではなく、いわゆる名目的損害というのが、英米法にありますけれども、あれは、ある意味では損害額をかくかくしかじか計算していくのではなくて、一括してボンと出す。やっぱり、そういう発想というのは取り入れるとだいぶ違うと思うのですけれども、今の日本でそういうことを言って裁判所を説得できるかとなったら、なかなか厳しいかなという気がします。

【清 水】一括で賠償するというのはどういう意味ですか。均等にやってしまうということですか、1人頭いくらとか。

【富 田】先ほど安藤先生の中で出てきた定額賠償というのは、基本はそれなのです。要するに、公害のときの原告団の団結ということがありますから、名古屋の新幹線訴訟でも、要するに、沿線の住民、年齢で収入によって、それで得べかりし利益を算定していくと、高収入の人はかなりで、収入の低い人は低いと。それでは原告団の団結にも差し支える。

それで、年齢だけはあのときは考慮しておりましたけれども、かくかくしかじかの症状が出たときには、要するにその病気のために収入が下がったということを考慮せずに、1

人当たりいくらと請求をするわけです。だけれども、裁判所はそれは認めないので、まさに積み上げ方式で、この影響からかくかくしかじかの積み上げてやっていけという。

【荒 木】全然認めたことはないのではありませんか。少しはあったように記憶していますが。

【富 田】一括方式のほうでは認めていなかったのではないですか。積み上げ方式のところ、前よりもどうも平均化されているなという印象を持っていますけれども。

【斉 藤】損害賠償の基本というのは、やっぱり富田先生おっしゃったように差額説ですし、積み上げ方式で計算をしていくというのが一番オーソドックスなやり方なわけです。原告団が多い場合の損害賠償の請求ということになると、包括一律請求というやり方をするケースは結構あるのです。包括一律請求というのが、では、どういう意味合いの請求なのかということを経験者が、言ってみれば付度（そんたく）をするわけです。本来は積み上げ方式で、逸失利益がいくらで慰謝料がいくらで、そのほか何がいくらでというふうに個別の項目ごとに積算をしていくというのが一般的ですけれども、例えば常磐炭鉱のじん肺訴訟などな1人一律3,000万だったら3,000万という形でやるわけです。大体こういうような請求をすると、裁判所のほうは、いわゆる精神的・経済的損害のすべての総体だというふうにこちらは主張しますけれども、大体それは慰謝料を請求しているものだというふうに理解をした上で判断をするというような判断の仕方を判決ではするわけです。ですから、そういうような一律請求というのも一つ、裁判になればありなのかなとは思いますが、もちろん。

特に慰謝料請求の場合、慰謝料だけではなくていろいろな、例えば避難区域外の、福島だとか郡山とか中通りだとか、その辺に居住している人たちは常に通常よりも高い線量のもとで生活を強いられている。これは何も損害が発生していないのかと、そういうふうに考えるのが文科省の官僚の考え方かもしれませんけれども、実際に皮膚感覚でいうとやっぱりそうではないでしょう。日々やっぱりどきどきしながら、不安を感じながら、清水先生クラスは後がないからいいのだけれども、若い人はやっぱり。

だから、そういう意味で、そういうような年齢によって差をつけるかどうかは別としても、人間の命ということ考えたときに、慰謝料、精神的な苦痛も被っているし、また、そういうことによって行動の制約だとかいろいろな形で制約を被っているということを損害に評価して、例えば1人一律いくらというような請求の仕方というのはあり得るのだらうと思います。

【清 水】それは損害の内容によるでしょうね。今おっしゃったような、ここに住んでいることに伴う精神的なストレスみたいなものは等しくやる。事業損害については、それはそれでまた別の扱いになって。

【斉 藤】もちろん、それは。さっき根本さんがおっしゃった野菜農家なんていうのは、何千円だとか何万円だとか、その計算をするだけで膨大な資料を用意させられるというよ

うな話で、そんなものはやっつけられないよと、こういうことが実際あるのだらうと思うのです。現場ではあるのだらうと思うのですけれども、ただ、原賠審のほうでは、立証方法を軽減するために、統計的な数字も活用しながら、いわゆる定額化（定額化というのは低い額ではなくて定める金額ですが）、そういう計算方法もあり得るというようなことを言ってきているわけです。それが本当の意味で「定まる金額」であればいいのですけれども、それを口実にして低い金額の「低額」になってしまうと困るのです。

まさにそういう、計算しても何万円にしかならないという場合であっても、野菜のこれまでの生産量だとか、あるいは価格の安いだとか、そういう統計数字を活用しながら、しち面倒くさい立証を準備しなくてもできるような工夫というのでしょうか、進め方というか、これを東電に認めさせると。

例えば完全無農薬だとか有機農業だとかということで付加価値がついているような農業というものもあります。これについては、もちろん定額化、定まる金額を超えるだけの利益があるのだということであれば、その部分については立証を要するという形にして、そういう進め方というのはできないものなのかなと思います。

なぜかという、除本さんの論文を私も読みましたけれども、原賠審の指針というのは本当にコアの部分なのです。本当に基本中の基本だけしか定めない。でも、それ以外の損害というのものもあるわけです。あるいは、コアの部分を選んだとしても、コアの部分に合致するけれども金額が低いからもうあきらめてしまう。こういうのを放置しておくと原発の発電コストを正確に計れないのです。これから電力というものを、どういふふうなエネルギー政策をとっていくかということを考えていく上で、コストの問題だとかいろいろな問題が国民的な議論になってきます。そのときに、損害としては、原発事故が起きたってせいぜいこの程度の損害で済んだのだというようなとらえ方をされてしまうと、このエネルギー政策、国民的な議論をしていく上でちょっと困った話になるのではないだろうか。やっぱり相当、何兆だか10兆だとかといつとき言われましたけれども、こんな状況では本当にそこまで伸びていくのかと。だから、僕はやっぱり本当に、東電があれば用意しろ、これも用意しろという、そういうような東電の要求に対してはねつけていく、統計数字によって一定の金額は最低限補償されるのだというような運動をやったりしていく必要があるのではないかなと、それで漏れなく請求していくという必要は私はあるなと思っているのですけれども。

【根本】その動きは、指定区域内では多分そうなると思います、あの中では。問題は、本当に我々、確かに避難されている方とか20キロ、30キロ圏内の方たちはとてもこれから将来不安なわけですが、一番生殺し状態は指定区域以外の農家です。売れるかどうかもわからないものを日々つくりなればいけないというところ、損害賠償は自ら立証する以外ない農家。もうつくっているわけです。今度、本当に問題になってくるのは、風評というものを証明するときに、統計数字といっても、今わかっているのだけでも5年間で、低いところ高いところを除いて3年の平均でどれだけ下がったか。これは普通、統計でいろいろ我々は所得補償なんかでも使う手法での数字ですけれども、それを農協以外の直売所とか自分で売っている人たちにそれを求めてくるとなると、これは、今の果菜や何かのところでも多分そんなに差額は出てこないと思うのです。そうしたら、もうやらないという

判断が出てくるのかなとは思っています。

多分、今、農業の損害とかはものすごくクローズアップされているのですけれども、さっき言ったように福島県の総生産額はたかだか 2,500 億円です。それよりも、工場とか、あとはそういった、もう逃げなければいけなかった人たちの農地とか財産の補償のほうだと思います。多分そこに手をつけないからまだこっちになかなか払わないというか。本格的に払うとなったところの計画区域内のほうは、ちょっと我々の損害の額ではとてもケタが違ってくるだろう。農業は、件数は多いけれども額は多分多くはならないでしょう。

【清 水】単純な質問だけれども、つくったけれども売れないから売れなかった分を補償しろというやり方と、どうせつくっても売れないからつくるのをやめたというときの請求の仕方と、どちらが請求側としては有利なのか。

【根 本】それはもう、避難区域以外は認められていませんから。

【清 水】つくらなければだめなのですか。

【根 本】つくらなければだめなのです。

【清 水】つくらなかつたらそれまでなのですか。

【根 本】それまでなのです、今のところは。今の指針で。だから、きょう議論したいのは、指針でしか払わない仕組みを変えてほしい。原賠償の指針でしか払わないというのを突破できないと、それは全然もう議論にならないです。初めから除外ですから。だから私も今年は田んぼつくりませんでした。私は当然、賠償請求します。さっき言ったように、我々は低農業でつくっているから、消費者から拒否された。今回我々も、福島県産の米は全部産直で出しません。山形から持ってきます。それは、だから、その自分の今まで納めていたところのキャンセル、わざわざキャンセルの証明書をいっぱいつくってもらって。でも、それが認められるかどうかわからない、東電が払うかどうかわからない。

【安藤(裕)】この指針というのは決してここで認められた損害賠償の範囲を確定するものではないのです。例えば避難区域内であれば因果関係や損害の立証が軽減されている。裁判になったときにでも大変主張しやすくなっている。ですから、この指針で認められていないからといって、損害賠償請求して、民法の不法行為法に従って請求することが認められる。もちろん東京電力の方は、まずは当事者からこの指針で外されているから、俺たちは責任はないと言うかもしれませんが、そもそもこれは裁判を起こしたときに損害賠償の範囲を限定するものではないはず。

【清 水】そこはどうなのですか。

【斉 藤】そのとおりで、だから基準ではなく指針なのです。単なる目安なのです。

【安藤(裕)】支払うための基準になっているのです。支払わなければならない基準ではない。

【清 水】ただ、訴訟を起こすのは大変なことですから、結局それは…

【斉 藤】原賠審で指針をつくった。原賠審が期待しているのは、指針に基づいて東電と被害者が自主的に話し合いをして解決を図ってくれよと、そのための目安を示しているだけにすぎないのです。だから、原賠審はそういう意味では指針をつくって、当事者同士でもってうまいこと話をつけて、大部分は解決してちょうだいよというのが原賠審の発想です。ところがやっぱり、まさにその指針というのは、よくある最低限のことしか想定をして指針を示していないのです。それ以外の外縁の部分というのはもっともって考えられるのです。だから、例えば今、自主避難者に対して避難費用をどうするかという議論が一方ではあると思いますけれども、指針はそんなもの負担するなんていうことを言っていない。では、書いていないから請求できないのかということ、そうではないのです。

【清 水】指針は指針にすぎないという面と、指針でかなりはっきりと一定細かいところまで決めておかないと、訴訟という形でしか解決手段がなくなってしまうという点では、これは訴える場合の負担がものすごく大きいですね。

【斉 藤】おそらく、今度、中間指針が8月5日に延びたのでしょうか(7月29日に予定していましたが)、中間指針ができて、それはいわゆる原賠審が考える想定した損害項目についての一応の全体的な指針になるのです。でも、それは最終指針ではなく、中間指針という表現になっているのです。それは、指針の中で定めたものについても、当事者同士で解釈に違いが生ずるということはあり得る話です。解釈に違いが生じたような場合には補充的な指針を出すというのが原賠審の前提です。JCOのときも、確かそういうような形になったのではないのでしょうか。

【清 水】JCOのときには裁判はものすごく少なかったですね。被災者が少なかったというのでしょうか。

【根 本】農民連もあのときに20数人出しましたけれども、あそこはもう行政側の東海村がほとんど決めて、行政が決めていたわけです。大体、損害が百五十数億円と、ほとんど概要を決めてしまいましたから。大体もう本当に風評だから、実害が広がっているわけではないから。そうすると、あなたいくらくらねというところで、行政のトップが大体、JCOはだめだと、子会社だから、住友金属か。あなたは子会社だから金ないから、あなたは相手にしないと。でも、ちゃんと支払い能力がある人たちのところに県と行政担当者が行って、大体このぐらいでけりつけてくれという形で進めていったほうが早い。その中でも不満な人は裁判をいくらかやったというところでは。

私は見ていないけれども、文科省がJCOの事故を受けて、行政がもっと支払いがスム

ーズになるようにという通達文書を出していたというような報道を聞いたのですけれども、その本物を見ていません。いろいろな損害賠償するときに、県とか自治体がきっちり中に入ってスムーズに支払いが行われるようなことをしなさいというのが書いてある文書があったとかないとか。

【齊 藤】いや、あったのではないですか。文科省だったか何かが、あのJCOの事故の後、自治体にこういう場合の相談窓口をつくりなさいみたいな通達か通知か何かを出していたのではないですか。ところが、現実問題として用意できないわけです。自治体機能をほとんど破壊された状態で避難していますから自治体も対応できない。でも、東電あたりなんかは、ああいう電気事業者なんかは、自治体が窓口になってきちんと住民を取りまとめてくれるということをすごく期待しているはずですよ。だけれども、それはちよつともう、あまりにも規模が大き過ぎて難しいのではないのでしょうか。

【清 水】自治体の話が出たところでついでに質問しますけれども、地方自治体が被害者として東京電力相手に損害賠償を要求すると、これは法的には普通の民事訴訟、訴訟というか、民事的な問題になるのですか。

【安藤(裕)】そうですね。

【清 水】企業と同じ。

【荒 木】違いはない。ただ警戒区域とか指定されている地方自治体かどうかによって。

【清 水】地方自治体も法人だから同じように、同じだと考えればいいわけですね。

【安藤(ヨ)】免責とかの関係で、原賠法が結局は、原子力に関する損害については特別法というのがあるという、そういう関係になるのではないですか。

【齊 藤】いわゆる原子力損害といわれる損害を賠償するには原賠法に基づく請求に限定されるはずですよ。いわゆる請求権競合みたいな形で、原賠法に基づく損害賠償請求と、併せて不法行為に基づく損害賠償請求、両方を立ててやる。請求する側はやっただけ別に構わないですけれども、過去の裁判例は原子力損害に関しては原賠法が特別法で優先してしまうのだと、それで不法行為に基づく請求はできないのだというのが判例の考え方です。

【安藤(裕)】いや、そういう判決もいくつかあるけれども、できるというのはあるではないですか、不法行為に基づいて。原賠法は責任主体を東電に集中しています。しかし、基本構造は不法行為です。その特則としてどこまでが定められているかという問題があります。

【和 田】JCOの納豆事件などでは、民法715条・709条に基づいて損害賠償請求がさ

れたものがあつたと思います。

【安藤(ヨ)】使用者責任ですね。

【和田】原賠法に基づけば無過失責任なので、過失の立証責任が軽減されます。

【清水】ちょっとよくわからなかった。

【荒木】民法の特則だと理解しています、特別法ですから。それだけでいくと。そこ
に書いていない事項なんていうのは不法行為の709条になるというふうに考えています。

【根本】行政も、だから指針に従っていて、あとは今度の自民党は支援法案も全部指
針で払うということしかないのです。だから、これを突破しておかないと、とてもではな
いけれども全面的な補償の展開にはならない。あとは、新聞記事にもあるように指針がわ
かりにくいですから。私も、中間論点とか、この調査報告書、もうそんなことあたり前だ
ろうということが文章になって出てくるわけです、農業の被害などというのが。誰でもあ
たり前のことがこうやって文章にしないと指針の中に盛られてこないのかと思う、そのう
んざり感というのはあります。

【安藤(裕)】だから、指針というのは、構造としてはむしろ東電が払うときの基準をつ
くっているという形なのです。だから、指針自身は、東電は指針を早くつくれと、仮払いを
していくために早くつくれということを言っているのです、本質的には。ただ、それが今
度は逆に、それに基づいて賠償すればいいのだというふうにとらえられているのではない
ですか。だから、構造的にはあれはあくまで早くこの被害の支払いをするために、仮払い
をするために専門家を入れてそういう支払い基準をつくりますと、これでもって双方がい
いときにはそれで払っていく。または、最終的にはその案でよければ話が決まる。そこが
決まらないときには紛争審査会でもって検討していく。だから、あの指針が絶対であれば、
あそこで決まらないときに紛争審査会、あっせんとか調整するという手続が要らないわけ
だけれども、そういう手続がちゃんと書かれているわけです。そういう面では、あれでし
か支払われないのだという意味ではない。あれによることは仮払いをされたりするときの
基準だというふうに理解しているのですけれども。

【根本】それは、でも、権限は全部東電に握られているわけです。いくらそれを言っ
ても、きれいにはじいてくるわけですから、指針以外のものは払わないと。

【荒木】公務員と同じだから。ADRとか何か、裁判をやらないと難しいと思います。

【安藤(裕)】それを乗り越えるためにどういうふうな理屈を立てて運動的なものとかを組
んでいくかということが求められているのではないですか。そうすると、損害論として、
事業損害とか財産損害のほかにやっぱり生活基盤の破壊になっている。さっき富田先生お

っしやった農村地域の空いている土地、これは同じように汚染されているのではないかと。汚染されているけれども、普通の場合であれば一過的なものだからいいですけども、放射能とかそういうのは何年間も利用制限されるわけです。そういう部分での損害としては、また別な現れ方があるわけです。そういう部分の損害をもっと、包括的な生活基盤の破壊というものは、現実の差額というような形ではなくて、労働能力喪失という状態を生じた、それが損害だというような理屈も随分あります、まず通らないけれども。

【根 本】報告書の中では、農地の場合は単純に除染費用だけではなくて、農地の水涵養とか多面的機能まで「留意すべき」だと書いてある。「払う」ではなくて。だから、極めて良識的というか、そういうふうな報告書をまとめてあるわけです。だから、単に価値の喪失だけではなくて、除染の費用も当然だし、水涵養とか、生物の多様性の保持とかの多面的機能も留意する必要があるということ述べているわけです。

【荒 木】それを個別的に一人一人立証するのではなくて、農民にとっては同じだと、共通にこういうふうにかかるという形で資料を整えて、みんな同じ数字で請求できないかと。

【根 本】それで、私たちが考えていたのは、今、中山間地直接支払制度というのがあ
るのです。10アール当たり大体2万1,000円と9,000円と、あとは農地・水・環境という
のが10アール大体8,000円ぐらい。これに我々は3万円上乗せしようと言っているのです、農地の除染費用として。それは、農地汚染防止法の中では「放射性物質は除く」だから入
ってこないのです。農地のところに原賠法はほとんど入ってきていないから、普通のカド
ミウム汚染だったら加害者に請求すればいいのだけれども、加害者に請求できないのです。
そうすると、それは国の措置でやってもらうしかないのかなと。

【荒 木】先生、ご専門なものですから、そのあたりの鑑定意見を書いてもらって一律
請求でも何でもお願いしたいのですけれども。

【根 本】だから、本当に、審査会だけではないぞということの世論は、これだけ国と
か行政の中で、行政もそうですけれども、審査会の方向に従って支払いを求めるとい
のをちょっと取っ払ってもらわないとやりづらいというのが1つと、あとは、やっぱり私が
ずっと感じているのは、今の被害者と東電とかではなくて、本当に国をもっと前面に出さ
せるという仕組みはできないのかと。東電を免責するという議論もありますけれども、で
も、東電だって全部払い切れるわけではないと思うのです。そうすると、それは水俣病
みたいにどンドン裏から企業にだけ金をつぎ込んでいくというのではなくて、ちゃんと明ら
かに国の銭も使わせてください、これだけ社会的費用がかかっていますというふうに、そ
のスキームができないものかなとは思っているのですけれども。

【荒 木】国家賠償法の特則なのかという問題になってくるのです。国は責任を認めて
いるのでやりやすい部分はあるのだけれども、法的にだめだと言われる余地はありますか。

原賠法でやるべきだと、あれは東電にだけ。だけれども、それは支払い能力を確保するためにそうやっているだけで、足りなかったら国は補助、補助というのは責任ではないので、だから責任を負うことではないので、別に責任ということとは矛盾しないように私は思っているのですけれども。

【斉 藤】国賠法と原賠法、どっちが優先するのですか。

【荒 木】それぞれ規定していることは別だと。要するに国の責任は原賠法は規定していない。補助金だから補助するという。

【斉 藤】原子力事業者に対して援助するという努力義務というか。

【荒 木】だから、免責したとは言えないのではないかと思うのだけれども。それで免責したとなったらだめですね。

【斉 藤】ただ、実際に本当に国に法的責任として責任があるのだと。設置許可の審査体制に過誤があったとか、あるいは、第一原発は30年を超えていますから、30年超えると10年ごとに更新のための審査をしなければならないとか、いろいろあります。そういうような安全審査に対して国が本来やるべきことを怠ったと、不作為の違法性を主張して損害賠償の国賠請求をするということはあり得る話だとは思いますが、それが原賠法が優先だというふうにされてしまうと国賠法は背後へ退いてしまう。国賠法も請求で使えるのだということだと、真っ正面から国の責任ということもあり得るとは思いますがけれども。

【和 田】間に、事故だったり、東電の行為だったりが入っているので、因果関係の立証も難しそうです。

【荒 木】ただ実際は、東電のやっていることは、あれで終わってしまって、みんな国の許可でやっている、認可とか。同じなのだけれども。

【安藤(裕)】さっきの清水先生おっしゃった、いわゆる地方自治体などは、本来ですと自分のところの住民についての福祉とか地域基盤の整備、これは市町村が担っているわけです。それをみんな破壊されたり使えなくしているのが今回の原発事故です。だから、今、被害自治体は住民の人たちの避難とかそういう部分で手いっぱいだけれども、本来、そちらが落ちつくと、やっぱり市町村をもとの状態に戻させるインフラをどうやって回復するかと、この問題はまさしく地方自治体がもっと東電なりに言うべきだし、それは本来国が認可に携わってきたわけですから、国に対して地域のそういうインフラを回復させるというのは地方自治体がやっていただかないと、住民は全然自分たちの生活が成り立たなくなります。だから、もっと地方自治体が余力があればそこはすごくやってほしいところなのですから、今は住民のいわゆる生活のために動くだけで手いっぱいなのだろう

と思いますが、基本的な見方としてはその辺はすごく今から強調しておいてもらうといいのではないのでしょうか。

【荒 木】そこが動かないのが問題なのです。

【清 水】行政の機能が麻痺して、それで誰が被害を被るかといえば、住民なのです。行政サービスを受けられない。実際、遠くのほうへ逃げてしまった人、連絡もつかないような人もいますから、その場合の賠償請求主体は自治体なのか住民なのかということは理屈の上ではあり得るなという感じはしますね。

【安藤(裕)】この場合、住民は自治体のさまざまな財物を反射的に使っているだけだと言われてしまいます。

【清 水】反射的に使っているわけですか。

【安藤(裕)】反射的利益という形ですね。

【清 水】インフラの整備なんかの場合には、地方交付税の計算の中にそれを入れていく、あるいは特別交付税というのがありますから、そういうものの中で措置をするということは考えているというふうには思いますけれども、国は。

【安藤(裕)】国が今度、その分を今度東電から回復するというような形で本来はあるべきではないのかなと思うのですけれども。

【清 水】国が東電に損害賠償を請求するという想定は、ないですか。例えば今のようなケースですね。自治体が大変な目に遭った、国が助けなければいけないという場合に、結局税金を使うわけですけれども、これは東電に負担させるという理屈はあり得ないとはいえない。

【齊 藤】間接損害という考え方であり得る、考え得るかもしれませんがけれども。間接損害というのは、例えば警戒区域だとかの区域内にある法人なり事業者なり、自治体もそういう意味でいうと事業者という位置づけをすれば、事業者が被った損害、事業者が立ち行かなくなったために、事業者と取引がある地域外の法人が損害を被る。その地域外にある法人を国に例えるとすれば、そういう理屈で間接損害みたいな形でやれないことはないかもしれないけれども、ちょっと苦しいかもしれませんね。

【荒 木】今回の牛肉、放射能の、あれは国が指示して補償するようなことを言っているようですね。

【清 水】買い上げすると。

【荒 木】ですから、これは紛争審査会で慌てているのですね。

【根 本】それで、東電に求める。

【荒 木】東電に求める。国も金がないから。

【清 水】国がとりあえず買い上げて、その金は後で。

【根 本】自分も出すけれども東電に請求するというニュアンスですよ、海江田氏の。

【荒 木】だから、国も、第一義的に東電が責任あるのだとずっと最初から言って逃げていますね。

【根 本】国の関与の問題で、東電の関係で日弁連が出した「送電分離」は、送電機能を東電から5兆円ぐらいで買い上げて、それを使えというものです。私は切り口としてはいいとは思っているわけです。結局、東電がそのままの存在で存在し続けるということが許せないから。だって、あのままだと、ただ2兆円どんどんつぎ込んで、我々の補償は後回しみたいのが目に見えているから、送電分離で、本当に国が権力的にちゃんと送電部分を取得する。そうすると東電は慌てると思うのですけれども。本当に電力の自由化の中に、そうすると東電は今までみたいな甘い汁だけ吸ってられない。国は本気だということを見せるにもやっぱり送電部分を、あとはソフトバンクに買ってもらうとか。

【荒 木】おっしゃるとおりだけれども、今は菅総理が、そこまでやったらまた気違い扱いでつぶされるだけです。政治的な力関係でしょう、問題は。

【根 本】そのぐらいのレベルなのですか。そんなに実現性はないのでしょうか。

【荒 木】そう思います。

【清 水】斉藤先生、県の弁護士会の中の議論というか、そういったものを何か紹介していただけませんか。

【斉 藤】原子力損害賠償の問題ですか。

実は、きょう4時から弁護士会で会員対象に全員集会を開くことになっております。要は、被害者が、今後中間指針が近々出ますから、中間指針が出れば、大体損害の一通りの考え方とか計算の考え方が出てきますから、一人一人の、全部ではないにしても、例えばきょうだったらきょう現在、どのぐらいの損害が発生するかということが一応計算できることになるわけです。そういうものについて東電に対して仮払い請求していく。確定損害にはならないけれども、やっぱり日々の生活をしていく上で仮払いの請求をすることがで

きるようになるわけです。

それと併せて、今度は東電に対して一市民が個別に請求していてもなかなか難しいわけですね。そういう意味で、ADRをつくるという動きが政府部内で進んでいます。ADRというのは、裁判をかけなくても紛争を解決するためのシステムです。そういうものが一方でちょっと裏で進んでいるのです。そういうシステムができ上がると、そのシステムを活用するために弁護士を代理人に立てたりだとか、あるいは書類の作り方を教えてほしいだとか、いろいろそういうような需要が相当程度出てくるだろう。これを地元の弁護士会は何もしないというのは、私、放置しておく、東京あたりのテレビコマーシャルをやっているような事務所がどんどん進出してきて、それこそ原発損害についての二次被害をあちこちで引き起こすのではないかという心配もありまして、弁護士会としてはきちんとした公明正大な料金体系の中でそういう地元の被災者の需要にどう応えるかということ、どういう体制で弁護士会をつくるべきかという議論をきょうすることになっています。弁護団をつくらうとか、あるいは弁護団ではなくて、そういう原発損害を請求する住民の方々の相談窓口として、代理人を希望するのであれば代理人を紹介するシステムを弁護士会の中につくらうとかいうようなことで、きょうは4時から意見交換を全員でやることになっています。

おそらく、これはもう本当に、今回の原発問題についての損害賠償請求という部分でいけば何万件という単位になりますから、もし一人一人が全部裁判になだれ込むと裁判所もお手上げになります。裁判ということはあまりないとは思うのですけれども、いずれにしても、そのままにしておく、東電のいいようにやられてしまうと、面倒くさいと思ってあきらめてしまうような住民の方々もいらっしゃるでしょう。でも、やっぱりそれでは困るということで、弁護士の援助を必要とするニーズには弁護士会としてきちんと応えるためにどう体制をつくるかという議論をきょうしようと思います。そのような感じですね。今までも、理事会だとか内部ではいろいろそういう議論はしてきたように思うのですけれども。

【荒 木】本当は県がそこでやるのかなと思ったら、紛争だけで終わってしまって、いくら言ってもやらない。

【齊 藤】今までも、被災者ノートを弁護士会のほうで用意して。

【清 水】記録しておいてくださいということですか。

【齊 藤】そうですね。日々の損害について、発生している項目について、こういうような内容で書きましょうということでノートをつくって、被災者の方々に、6月25日でしたか、説明会をやって配布はしているのです。

【富 田】破産法については素人なもので、東電に対してちょうどJALのように会社更生法の適用する、これはどういう問題になりますか。

【齊 藤】私は問題ないと思いますよ。全然問題ないし、むしろそっちのほうで望まし

いだろうと思います。株主責任だとか貸し手責任だとか、いわゆるステークホルダーと言われている人たちの責任もきちんととる。そういう形で会社更生手続の中で、例えば100%資本金を減資すれば、旧来の株主は全部排除されるわけです。それで、改めて新しい出資者を募って東電を再建すればいいわけで、その過程の中で、さっき出てきた発送電分離だとか、いろいろな施策はとろうと思えばできるわけです。なおかつ、そういうものは基本的には東電の財産で被害者が受けた損害を賠償するという形をとりますから。

だから、今の支援機構法案というのは、東電をこのまま存続させますという前提ですから、上場廃止にもならなければ、このままの状態を東電を保護して、国のほうで国債を出して公的資金を注入して、それでもって賠償金に充てると。それは返さなければならないけれども、返すにあたって東電は何するかというと、電力料金の値上げです。あるいは、ほかの9電力会社、あるいは原燃だとかそういうところも負担金を支援機構に注入しますけれども、結局、そっちのほうは電力料金の値上げでもって対応するみたいな話になってしまうと、結局損害賠償は国民の負担になってしまいます。

だから、今、富田先生がおっしゃったように、JALみたいな整理の仕方が本当は一番わかりやすくいいでしょうし、東電の今までの責任をきちんととるという意味では一番いいことでしょうし、改革派官僚の古賀さんの『日本中枢の崩壊』という本を私は一通り読みましたが、官僚も、それをやられると困るという思惑があるみたいですが、天下り先がなくなりますから。だから、いわゆる原子力村と言われている人たちは今の支援機構法案が通ってくれることを望んでいるでしょう。でも、それは国民転嫁ではないかと言われていますね。

【根 本】 どうなれば会社更生法の流れに向かうのですか。

【荒 木】 それも政治力で。その辺はみんな国会議員か官僚から金を渡して。

【斉 藤】 いっとき、枝野さんとか、最初のころは、東電の株主も痛みを分かち合わなければならぬとか、過失責任がどうのこうのだとか言っていたのです、負担すべきだと。いつの間にかころっと変わってしまったのです。

【清 水】 あと、どうでしょうか。なお議論すべき論点があれば。

【根 本】 最後に、我々もちょっと今、運動論的ですけども、安藤先生からあった規範的損害論で、これでやっぱり運動化しようかと。結局、高線量で、自分が何の損害を受けているかわからない一般市民の方がいらっしゃるわけです。放射線管理区域に我々は生きているわけですから、わたり病院に聞いたら危険管理手当は1万5,000円と言っていたでしょうか。

【清 水】 病院の業務。

【根 本】 0.6マイクロシーベルトだと放射線管理区域だから、記録もちゃんとつける。

【荒 木】あれだって、医者が自分で当たっているわけではなくて、当たらないようにしてやっている。

【根 本】だから、我々は日々放射線管理区域で生きているから、それぐらいはちゃんと月々きちんと払いなさいと。

【荒 木】そのあたりまで期待しているのです、もう一つはやっぱり。1ミリシーベルトとか言われているけれども、どこまで危険なのかとか、そのあたり。全く危険性がないと聞えないのです。

【根 本】だから、それは閾値がないということでは、それはもう。

【荒 木】そうだけれども、それ以下について立証できないでしょう、科学的に。そこは、チェルノブイリであれだけ起こっているのだから、もうちょっと何か科学的な裏づけができそうな気がするのですけれども。

【根 本】みんな何かしたいわけですが、本当に。お母さん方もそうなのですから、何かやっぱり、一泡吹かせたいということではないけれども。だから、実際、金額的にそれを勝ち取るということも当然あるだろうと思うのですけれども、このまま黙っているのはおもしろくないというのがやっぱりあるので、ぜひこれの組み立てのときにちょっとお力をいただければなと思うのです。

【安藤(裕)】規範的損害論というのは今までつくられてきた理論の一つなわけですが、最近、自由法曹団で言葉として提起されているのは、「生活賠償請求権」の提起というように形で、大体、大きな公害事件とかそういうときに環境権の問題が提起されたり、さまざまな新しい権利を主張してくることが多いのです。まだ、これは自由法曹団の中の原発問題の部会の人々が「生活賠償請求権論の試み」という形で文書としてまとめているのです。その中身というのは、さっきから言われている差額説的な発想の限界とか、それから、不法行為の中にどんどん道徳性がなくなっている、倫理性というのが。本来不法行為というのはやっぱり不法行為を止めさせるというのがあったわけです。そういうものが薄れてきてしまっているというようなことについての反省というものなどを含めて、むしろ原発による放射性汚染というのはコミュニティが破壊されているのだと。そういう面では、以前からあった原発に内在していた危険性の現実化になったわけなのであって、そういうものからすると、いわゆる我々の生活というのが侵害されている、生活基盤などが侵害されているのだと。そこからいって、この人は今のところ、「生活賠償請求権論の試み」という形で言っているのです。だんだんいろいろ議論される中で、またさらに内容が豊かになってくるとは思いますけれども、基本は生活基盤が侵害されていると、それをどのように回復させるのがいいのか。それについては今言った特色があるというような形、そういうような形でやった場合だと、一人一人の差額とか計算があまり煩雑でなくなって団結が

得やすくなるのではないのかという考えもあるのではないかと思います。

そういう部分では、皆さんの側からは、こんなふうなところがむしろ被害なのではないか、あとはみんな、使われていない土地でもこんなことが被害になっているのだという生の事実みたいなものを発信していただけると、そういうものを法理論として何がいいかということをいろいろ、東京とかそういう熱心な人たちが出してきますので。

【荒 木】先生、私、気になっているのは、生活補償論でいいと思うのですけれども、距離によって違ったりしないかと。会津のほうまで、福島県民は一律。その問題がちょっと気になっています。

【安藤(裕)】さっき、私、20キロなり30キロというのが一つあるけれども、少なくともSPEED Iみたいなもので一定程度の濃度がありますね。あそこが、例えば20キロの中における濃度、それと同じところまでは問題なく入るべきだとは言えると思うのです。だから、政府が認めているところのシーベルトよりも多いところはあの枠外にいくらでも広げることができると思います。それよりも低いところについてどのような内容を持っていくのかというところがまだまだ。そこは放射線医学自身がまだ不十分なわけだから、そうすると、やっぱり放射線自身に対する恐怖心とか、あと、今回、特に原子炉は安全だったものすごく宣伝してきていたわけだから、それがだめだったという背信性みたいなものの内実を得ることによって、そういうシーベルトを、実際に平均値よりも5倍高いだけで随分高いわけです。シーベルトでいうと低くなる。だから、そういう分ではかなり低いところに置くことも可能なのか、その辺はいろいろ状況を集めて考えればいい。

【荒 木】段階的に被害者群を分けるということでしょうか。

【安藤(裕)】私は、どこに線を引くのか全然わからないから。ただ、やはり何かの区切りはつける必要がある。普段の郡山だと0.04とか0.06、この辺は問題ないのだと、今回こういう形でだいぶ上がった。では、どこまで下がったらいいのかということになると、そこで話をするとどうも難しいですよ。

【安藤(ヨ)】でも、やはり線の濃度というか、放射線量によって日常生活が違いますよね。やっぱり、中通りの福島だ、二本松だ、郡山だと、こう来ると、やっぱり結構高いから、子どもはマスクやる、長そで着るとか。それから、農業者でなくたって、自分のところで作っているものは、葉ものは出荷制限になったら、福島県のは食べてはうまくないのではないかと。結局、普通の売っているお店で県外のものを買うとやっぱり高いのです。だから、そういう点での違い。それから、土を結局取ってほかの土を入れる、あれも自分でやったらとても大変です。私なんか、業者の人がたまたま区画整理の関係でうちの塀とかなんとかやっていたから、ついでに結局、5センチ削ってもらって、出してもらって、山砂を入れてもらってとやると結構かかるわけです。だから、そういう点では本当に。でも、こんなの受忍の限度なのかしらと。受忍の限度内なんて言われるけれども、受忍できないですよ。だから、そういう人が本当に何かやらなかったら取まらない。

【荒 木】ある程度は区分けして。

【安藤(ヨ)】 そうなってしまうのではないかなと思うけれども。でも、実際それを請求しようと思うと、それこそさっきの証拠ではないけれども、食べられたはずのクキダチが食べられないと。私、ずっと生やしておいて、写真撮って、それからいよいよ土を撤去しなくてはいけないので抜いて、でもまだ捨てないで置いておいてとか。でも、一体これ何束、結局は外のもを買って食べなければならぬのかと、本当に微々たるものですよね。そのために写真で保存して、どれだけの面積つくってというものが結局面倒くさくなってしまいました。そういうことになると、本当に面倒というか。だから、わかるような気がしたわ。

【斉 藤】 今みたいな感じは、例えば葉もの野菜はどうかのこのというよりは、土地そのものが放射性物質によって侵害を受けているわけです。だから、土地所有権に基づく原状回復請求、妨害排除請求というようならえ方もできるわけです。ですから、妨害排除ということになると、今降り注いでいる放射性物質を取り除くと、取り除かないものだから自分でやるしかなかった、その費用を東電が持つべきだというような形で構成すれば、いちいち写真なんか撮らなくてもよかったかもしれない。

【和 田】 土壌汚染対策法というので、都道府県知事が汚染者に対して汚染除去措置を命ずることができることになっているのですけれども。

【斉 藤】 それは放射性物質を除く、でしたね。

【和 田】 おっしゃるとおり。砒素・鉛・トリクロロエチレンその他の物質とあり「放射性物質を除く」とされており、放射線物質がうまい具合に除かれてしまっている。

【安藤(裕)】 何シーベルトにするかがあるのです。

【荒 木】 問題は、さっきの問題でも、今までの損害ではなくて、これは30年とか続くということで、将来の請求もひっくるめて1回で解決できないと、やっぱりその理屈もですね。ずっと苦しんでいくのは同じですものね。

【根 本】 私が考えていたのは、線引きは、相手方とか、それが裁判になったら裁判所になるかどうかわからないのですけれども、それは国民世論とか県民世論が許さない、何で線を引いたのだみたいな。だから、我々とはとにかく、さっきの県の立場ではないけれども、県民全体で、どんな人でも、どこの線量の人でも、全員だから、損害賠償の請求を出しましょうと、さっき言った規範的損害論の中で出して、そのときにやっぱり、本当に30.3メートルの人とあれでもう大紛糾だけれども、それは県民感情は許さないです。どこで線を引いたのかというのはやっぱり。我々が初めからこの人たちが請求しましょうではなく

て、全員請求しましょうという形で臨むというのがいいのかなと。

【安藤(ヨ)】人間としての価値が下がってしまった分の補償というものは、だって、差別されたりとかしているわけではないですか。福島県ですなんて何か言いづらくて。そういうことの補償でしょう。

【荒 木】昔はそれは財産の補償だったけれども、そんなことではみんなやっぱり共感
は得られないから応援してもらえない。今は人間の尊厳を守れと。

【安藤(裕)】「にんげんをかえせ」という映画があったけれども、まさしくね。

【根 本】我々もテーマを掲げたけれども、いろいろな復興というと、本当にビジネス
に結びつけられているけれども、福島県に足りないのは、やっぱり人間が復興しなければ
いけない。もっと元気出して、当然被害を受けているのだから、それは当然自分の権利と
して主張できるような、我々の復興はやっぱりそこからでないと、しようがない、しよう
がないと言ってしまうと、これはそのまま復興しないで終わってしまう。

【安藤(ヨ)】農民連では、復興計画についての意見、パブリックコメントの募集に対して
はお出しになる予定はあるの。

【根 本】あります。特に宮城がああいう形でひどいものですから、本当に大体、50ヘ
クタールです、宮城県の場合、今度あそこのところで助成の対象にするのは、今までだっ
て全部集落営農でやってきて、中心的な人たちがたくさん、20町歩、30町歩やっていたの
です。その人が流されたり、だから、やる人がいないのです。今までまとめてきて担い手
をつくってきた人がやられてしまったから。ところが、あれはもう少し家族経営で小さけ
ればもっと危険分散できたわけです。それを集中してしまったからだめ。もっと悲惨なの
は学校給食です。センター化したところというのはもう何千食とだめですから、復旧しな
いのです。自校方式で小さくやっていたところがいち早く立ち上がってくるわけです。そ
れがまだわからないで、まだ50ヘクタールというのだから、あの知事さんはわからないね。
やっぱり三菱総合研究所だよ。

【富 田】今聞いていて、特に若い人に聞いてみたいのですが、もう私ぐらい年とって
くると頭が固くなってくるので、先ほどから出てきていますが、放射能の汚染があるところ
に住まざるを得ないということは人格権侵害であるという構図は可能ですか。どう思い
ます。人格権の侵害だから、おそらくこれは慰謝料なのです。そうすると、実は慰謝料と
いうのは、先ほどから出てくる差額で計算するのが一番やりにくい。だから何か、要する
に、厚かましい人も図太い人も神経質な人もいるから、定額化せざるを得ないということ
に結びつくので、そういうこともあって、要するに原発から飛んできた放射能によって自
分の住んでいるところが汚染されているということは人格権侵害として構成するというこ
とはできるだろうか。何となく古い頭では難しいかなという気もするのだけれども、

若くて斬新な人なら、だからどうかなど。

【和田】できるような気もするのですけれども、でも、そこに住むということを選択しているのは自分自身ではないかなとか。

【安藤(裕)】それは後から入ってくればまた別です。普通、そこに家もあって住み続けている。退去の自由ではないので、そこに家があるから住んでいるのだと。だから、後から家賃が下がったって、それから入ってくる人は別なのです。そこに住んでいる人たちです。

【荒木】人格権だと思えるのですけれども、どっちかという環境権なども入ってきますね。そうすると、放射能をかぶったことについてはいいのですけれども、農業所得が落ちたとか営業損失まであって、それもひっくるめて一律請求などをしようとする、まだ一部のような感じがあります。だから、それも含めて、生活費も含めて、何かそういう全部くるんだ言葉のほうがいいかもしれないですね。

じん肺の場合は年金でもらっていたのです。だから逸失利益がもらい過ぎているような状況があったのです。だから、結局慰謝料になったのね。だから、そっちもひっくるめて包括一律請求となれば。

【清水】大体これぐらいにきょうはしたいと思います。

今後のことなのですけれども、どうしましょう。きょうの話はまとめます。その上で、今、根本さんから提起があったような規範的損害とか生活権請求でしたか、それから、今もお話がありましたけれども人格権とか慰謝料の問題とか、ちょっと私にはよくわからないことでしたけれども、その辺をもっときちっと詰めていくということが課題になりますか。

【安藤(裕)】そうですね。あと、私がさっきちょっとインフラと言いましたけれども、地域社会における損失、我々はそういう地域社会に、さまざまな文化施設とかそういうのが整備されたところで生活できるという利益があります。だから、個人がやれる部分と個人がやっぱりやれない部分がある。そういう部分を回復することによって被災地自身が住みやすくなるということだと思えるのです。

今回の問題は、個々人の損害賠償というものもあるけれども、地域が復活するためには一人一人の、また、農家とか業者自身の損害回復と同時に、地域社会のインフラをどうやって回復するのか、その損害はこんなふうに見られるというところがもしわかれば非常に助かるなと思えるのです。そういうものを我々は市民として利用できる権利があると、そういうものを何らかの、さっきの生存権的とか生活権的請求権というところの中にはこういうものが利益としてあるのだというふうに組み込めるかどうか、そういうことを考えるもとにもなる。だから、そういう面では、地域社会、経済論なりの、その辺から見て、例えば飯館村など、どこか1つの村に絞って教えていただけたらいいかなと思えるのですが。それは私の意見です。

【荒 木】先生にまた開いてもらって、その間にこういうことができそうだとか、私案的な、ある程度目安的な何か、こういう形のものができたらとか、僕はそういうのは非常にありがたいです。

【安藤(裕)】根本さんの提起されている問題については、法律家としてまたいろいろ調べたりして。

【荒 木】根本さんの資料をちょっと提供してください。こういう資料があるということで。調べないと僕らもわからなくて、一律にこういうふうに計算したらいいのではないかという。

【安藤(裕)】富田先生も、ぜひその辺でさらにもっと足を深く踏み込んでいただいて。

【根 本】JAの資料はあります。JAで反当たりの単価を出していますから、期待所得ということで。高いです。

【清 水】では、一応この研究会はなくなるということにしておきます。ただ、今回はこれでお金はなくなりますので、今言われたような研究会をやるということになれば一緒にやらせてもらうということによろしいかと思います。

大変勉強になりました。ありがとうございました。またよろしくお願いします。

(以 上)

原発震災：「福島民友」記事抄録〔賠償・補償関連〕

2011. 3. 12～8. 16付

[]はその起こった日、()は報道された日

■被災者生活再建支援法：最高300万円。(3.14)

[3.20] 原子力損害賠償法の例外規定を初めて適用し、国の賠償を検討。国の補償は1兆円を超える見通し。本来は東電が行うべき賠償を国が肩代わりする。東電と国との費用分担は法律上明確でない。

[3.23] 政府、20～30キロ圏でも被災者生活再建支援制度の対象にする方針。人口は12～13万人。長期避難で100万円。

[3.23] 損害賠償：①一般の事故は民間保険と事業者、②地震や噴火、津波による事故は国と事業者、③戦争や隕石落下など異常に巨大な天変地異による事故は国。今回は②と政府は判断。民間の責任保険は免責。国との補償契約で発電所一か所あたり1,200億円まで国がカバーするので2,400億円。大手銀行は東電に最大2兆円の融資を検討。

[3.24] 政府、電源開発促進税の増税の検討を表明。損害賠償の財源として。

[3.24] 政府、原発事故の対応にあたる自治体について電源立地地域対策交付金の使途を緩和する方針。2010年度当初予算は1,097億円。うち福島県内の自治体は150億円。

[3.24] 風評被害について県が政府に要望。①被害補償、②緊急時モニタリング調査、③迅速正確な情報提供、④業界への指導。

[3.24] 県、無利子の農家経営安定資金を融資することを決定。利子を県とJAグループが負担。出荷制限指示の場合個人300万円、法人・団体500万円。風評被害は個人150万円、法人・団体250万円。

[3.25] 政府、風評被害農家に補償を行う方針を表明。「原子力損害賠償紛争審査会」で近く指針を策定する。JCO事故では風評被害を含め約150億円の補償がなされた。農家と東電が協議し、和解も成立しない場合は裁判になる。

[3.25] 補償について枝野氏、東電への免責事項の適用は「社会状況からあり得ない」。

[3.29] 福島労働局、原発30キロ圏内で58,000人の失業の恐れありとの予測を発表。避難指示区域に2,700事業所、33,000人、屋内退避区域に2,500事業所、25,000人の労働者。自営業者は含んでいない。

■玄葉国家戦略担当相「原子力は国策で推進してきたのだから、最終的に国が責任を持つことが必要」。東電の国有化も選択肢の一つ。補償に税金を使うとすれば東電の供給エリア外の国民も負担することになる。東電は2兆円の緊急融資を要請したが、有利子負債はすでに7兆円以上になっている。(3.30)

[3.29] 県知事、原子力災害補償特別立法を求める考えを表明。

[3.31] 農水省、農産物出荷停止の損害賠償の手続きを発表。県のJA中央会で被害額をまとめ、東電に一括して請求する。出荷停止の農家は4県合計で野菜農家28,000戸、酪農家1,300戸。

[3.31] JAグループによる融資は、津波被害も含め2千億～3千億円。資材購入の代金支払いの延期も。

[3.31] 県、農業以外も含め400事業者に対し、損害賠償請求のための資料を準備するよう通知。

[4.1] 県、30キロ圏の世帯に生活支援金一律3万円の支給を決定。財源は義捐金(23億円余が集まった)。課題は住民の把握。30キロの線引きへの疑問も。

[4.2] 政府、コメが出荷できないということであれば、減反(生産調整)してその分を政府が補償することも検討できるとの認識を示す。

[4.2] 県、生活支援金を5万円に引き上げ。1日で義捐金が10億円ふえたため。

[4.5] 東電、被害住民に対し、損害賠償額が決まる前の仮払金を準備。1世帯100万円を軸に調整する。避難指示対象住民は約8万人。

[4.5] 県、農家への無利子融資制度を拡大すると発表。風評被害での金額を個人300万、法人・団体500万に引き上げ。貸付期間も3年から5年に延長。

[4.6] 政府、水産物についても補償を行う方針を固める。

[4.6] 政府、事故の賠償の財源として東電の資金を吐き出させる方針。再処理と最終処分場のための東電の積立金を回す。公益財団法人「原子力環境整備・資金管理センター」が管理する「再処理等積立金」（東電分7千億円）「最終処分積立金」（同2千億円超）合計で約1兆円。

[4.6] 政府、原発被害補償のための「経済被害対応本部（仮称）」を立ち上げる方針。あわせて、避難世帯への仮払金を円滑に支払うための基金設立のため東電と調整。

■義捐金の総額 1,700 億円超。厚労省内に委員会を設けて配分の基準を決める。阪神大震災の際に4年半で集まった金額に早くも迫る。都道府県の配分委員会で支給額等を決め、市町村を通じて配分される。しかしいまだに被災者数さえ把握できていない。行方不明者についても3カ月で死亡推定を認める特例法制定を検討。

[4.7] 厚労省、義捐金の「割合決定委員会」の初会合の8日開催を決定。配分の対象は1,283億円。他に福島、岩手、宮城三県に127億円が寄せられている。

[4.8] 義捐金を配分する「割合決定委員会」が、原発から30キロ圏内の世帯に35万円配分することを決定。都道府県ごとに「義援金配分委員会」を開催し市区町村を通じて配分する。

[4.10] 県、義援金の配分計画、所在を確認されている約65,000世帯に各5万円の支給を今週末から始める方針。

■文部科学省、「原子力損害賠償紛争審査会」を12日に発足させることに。賠償の指針はJCO事故のときに定められたことがあるが、科学技術庁の研究会で議論された。原賠法で権限を与えられた審査会が出動するのは初めて。東海村での賠償対象は約7千件で総額約150億円。今度は避難や退避指示の住民だけで20万人を超える。(4.11)

[4.11] 政府、補償を検討する「経済被害対応本部」を設置。経済産業相が本部長に。「東電は収益を上げ、そこから賠償できるような体制をとらなければならない」。一部の産業界などから東電の賠償免責を求める声も出ている。

[4.11] 文科省に、原発事故の賠償指針を策定するための「原子力損害賠償紛争審査会」を設置した。鎌田薫早大総長、中島肇桐蔭横浜大教授、山下俊一長崎大教授ら計10人。

[4.11] 県、原子力損害賠償に対応するための専従チームを災害対策本部内に設置する方針。当面は紛争審査会が決める賠償方針に風評被害や市町村の行政機能の被害などを反映させるために作業が中心。災害復旧事業の地方負担の軽減を政府と交渉する役割も負う。

[4.12] 県農業会議とうつくしまふくしま農業法人協会、風評被害の補償に向けた損害賠償関係緊急セミナーの開催を決定。22日2:30から県青少年会館で。

[4.13] 東電社長、記者会見で補償の時期と金額に触れず。電事連会長と日本経団連副会長は辞任。

[4.14] 農水省、作付けができなくなった津波の被災農家に10a当り35,000円の支援金。原発については東電と国が別途補償すると。

[4.14] 国、原発事故の賠償の損害調査を民間の損保会社に委託する方針。原子力災害は政府が保険会社の役割を果たす損害賠償制度がある。電力会社は事前に政府に「掛け金」を納め、事故の際に政府は「保険金」に当たる保証金を支払う。文科省の「原子力損害賠償紛争審査会」が15日から検討開始。国による補償は1事業所当り1200億円。政府は第一・第二原発を合わせ最大2400億円になる可能性。

[4.14] 復興構想会議、初会合。五百旗頭議長、「復興税」（目的税）の創設を提言。5月中旬に中間とりまとめ、6月末に第1次提言を出す予定。復興税は検討部会（飯尾潤政策研究大学院大学教授）で集中的に議論する。福島県の議員（知事、赤坂、玄侑）、原発事故の扱いをめぐる他との温度差を懸念。議長は原発をテーマから外す方針を示した。

[4.15] 東電、損害賠償の仮払金の実施を発表。1世帯100万円、単身世帯は75万円。対象世帯は約5万（500億円）。10年を超える長期間にわたり分割負担する方針。

■東電の今後の経営形態をめぐる。国有化し賠償責任を負いながら電力の安定供給を続ける案。東電の株主は2010年9月現在約78万6千人。国有化で株が紙くず同然になれば個人株主の損失は大。社債の発

行残高も5兆円ある。国や電力業界が公的な枠組みを作り賠償金支払いをいったん肩代わりする案が政府や産業界で広がる。9電力体制の再編や電力会社からの原発事業の切り離しも。(4.16)

[4.15] 県、賠償問題に対応するプロジェクトチームを編成。被災者や被災事業者の賠償請求事務を軽減、窓口となる市町村や各種団体に必要な情報を提供、災害復旧事業の地方負担の軽減に向けた政府との交渉など。9人の職員で構成。

[4.15] 文科省の「原子力損害賠償紛争審査会」が初会合。会長は能見善久学習院大教授。指針の大枠を7月中に決める。

[4.15] 双葉郡の8町村、東電の仮払金を住民口座に振り込むことに。しかし所在不明の住民が約34%にのぼる。一番人口の多い浪江町は39%しか把握できていない。

■賠償審査について。輸出への影響は、47都道府県に及び、長期化する恐れがある。審査会の指針にしたがって示談が追求されるが、質の低い指針を示せば処理できないほどの訴訟が起こされかねない。現在の国の指針は1999年のJCO事故で作られ、約半年後に8項目の指針を策定した。(4.16)

■賠償金は1兆円を超えるという観測も。金融市場が賠償問題に目を光らせている。社債などを保有する金融機関の財務基盤が揺らぐ可能性。連鎖的な株の売りが起これば日本版リーマンショックも。長期間かけて賠償金を支払う案、電力会社による分担案も経済界には出ている。(4.16)

[4.15] 県、漁業者と水産加工業者に無利子の緊急融資制度「東日本震災漁業経営対策特別資金」を創設すると発表。限度額500万円、償還は10年以内で3年据え置き。約15億円を第1次補正で措置。

[4.18] 県の義援金支給が進まず。6万4500世帯分の約32億2500万円を31市町村に配分したが、大部分が市町村の事務手続きの都合などで住民に支給されていない。1次配分として1世帯当たり5万円。市町村は、国の義援金などの一括支給を念頭に置いているとみられる。

[4.18] 県の無利子貸付「生活福祉資金(緊急小口資金)」(最大20万円)は申し込みが1万4364件。

[4.18] 東電、出荷制限の損害賠償も受け付ける方針。農水省が都道府県、農林漁業団体、食品業界などと意見交換する連絡会議で表明。

[4.18] 衆院災害対策特別委員会が福島県入り。知事、原子力災害の賠償に絞った特別立法の制定を重ねて要望。しかし委員長は「特別法は原賠法の運用を検討したあとになる」と発言。

[4.19] 県知事、国の原子力損害賠償紛争審査会の実質審議が始まる22日を前に、国の責任と賠償時期の明確化を求める要望をまとめるよう、担当プロジェクトチームに指示。

[4.20] 原子力損害賠償紛争審査会、出荷停止や自粛になった農家、漁業者の損害も賠償の対象と認める指針を早ければ22日にも。

[4.20] 政府、賠償のため「原発賠償機構(仮称)」を設立する方向で調整に。新機構が東電に優先株で出資したり、資金を貸し付ける。機構には交付公債を割り当て。賠償主体は東電、新機構が出資・融資した資金は東電から長期的に回収する

[4.20] 東電、仮払金の請求書の配布を避難所で開始。住民登録していないと対象にならないことに不満の声も。「県の見舞金は住民票がなくても公共料金の契約書などで証明されれば対象になるのに」。

[4.21] 政府、4兆円超の第1次補正予算案を22日閣議決定する。生計者が死亡した場合は500万円、その他の死亡は250万円の弔慰金。がれきの撤去に3500億円。国債は発行せず、財源は鉄道建設・運輸施設整備支援機構の剰余金などの約2兆5千億円が柱。

[4.22] 原子力損害賠償紛争審査会の第2回会合。第一次指針案を提示。出荷制限や出荷自粛も賠償の対象。避難の精神的苦痛も。

[4.23] 政府、東電の賠償のしくみを調整し、28日にも発表する。東電の存続が危うくなるほど賠償額が膨らんだ場合は国が資金を負担する「例外規定」を設ける方針。経営不安の鎮静化が狙い。「原発賠償機構(仮称)」を設け、これに交付公債を発行、また機構への銀行の融資に政府保証。他の電力会社からも負担を求める(奉加帳方式か、保険料の形で)。

[4.25] 県、賠償問題で市町村、関係団体と情報を共有する連絡会議を設置することに。農林水産団体、商工団体などの参加も調整。

[4.25] JA グループ福島「原発事故農畜産物損害賠償対策県協議会」（仮称）を設立する。

[4.26] 東電、仮払金に支払いを開始。4700 世帯から申請書を受理、1300 世帯に振込。

[4.26] JA グループ、損害賠償請求を一元化する「農畜産物損害賠償対策県協議会」を設立。5.16 に3、4 月分の損害額をまとめ、27 日に東電に初の請求を行う。基準値を含め早期の賠償や補償を国や東電に求める方法を検討。審査会への和解申立も行う。また JA 福島中央会に「JA グループ福島東日本大震災復興・原発事故対策本部」を立ち上げる。

[4.28] 紛争審査会、第 1 次指針をまとめる。東電に仮払を求め、出荷制限・自粛への賠償、避難に伴う被害、事業者の売上減の賠償、出勤できなくなった給与と所得の賠償、避難者の精神的損害の賠償。審査会、緊急性の高い順に第 2 次、3 次指針を追加する。7 月には全体像を占める指針をまとめる。松本副知事、長期的な視点で起こり得る被害を想定してほしい、と発言。

[4.28] 東電清水社長、免責事項の適用可能性について「そういう理解もあり得る」と。役員報酬の半減について経産相が一層の削減を求めたのに対し「大変厳しい（水準）と考えている」と理解を求めた。

[4.30] 県、原発損害賠償で各部局に担当者を置く。

[5.1] 災害弔慰金（国が半分、残りを県・市町村で折半、死亡した 1 人世帯に。最大 500 万円）の支給が進まない。避難途中で死亡した場合「震災との因果関係が不明」と。

[5.2] 県の「原子力損害に関する関係団体連絡会議」の初会合。36 団体が参加。県医師会「30 キロ圏での病院の休業などで年間の医療費が前年比約 900 億円減少する」県旅館ホテル生活衛生同業組合「観光客が激減、浜通り地方で約 35%、中通地方で約 30%が休業状態」

[5.3] 政府、原発賠償のための「新機構（原発賠償機構：仮称）」を設立する案で調整する。賠償総額は 3～4 兆円の民間試算がある。廃炉費用も見通しがたっていない。新機構には原発を稼働する電力会社が資金を拠出。政府は新機構に交付公債を割り当てて公的資金を投入。東電は、資本注入を受けたときは新機構に優先株を発行し配当を支払う。しかし一時国有化案もあり、意見はまとまっていない。東電の株主責任を問う声も。金融庁は、東電の存続が危うくなれば東電株や社債の価格が下落し金融市場が混乱すると主張。また、監査法人が東電の決算を認めない恐れもあり、上場廃止の不安も広がる。

[5.6] 東電、紛争審査会に 25 日（第 1 次指針の出る 3 日前）要望書を提出していたことが判明。東電が負担可能な賠償限度に配慮しつつ第 1 次指針を策定するよう要望。損害内容と原発事故との因果関係を判断するための基準の明確化、損害を認定するための証拠基準を指針に盛り込むことなど。

[5.6] 枝野官房長官、東電のリストラ策に一段の上積みが必要との認識を示す。賠償の枠組みを政府が公表する時期が、東電の決算発表後になる可能性を示唆。

[5.7] 政府、東電に報酬削減や資産売却など追加的リストラを要請する方向で一致。電力 9 社から年間 3 千億円の資金拠出を受ける機構を設立することも柱。

[5.8] 関係閣僚会議、東電に追加のリストラを要請することで一致。

[5.9] 東電社長、政府に正式に支援を要請する方針。一段のリストラ実施も表明する。

■東電の福島原子力被災者支援対策本部副本部長鼓紀男副社長。賠償金の仮払は現状で約 4 千件。資産売却もするが「尾瀬の取り扱いはまだ検討していないが、あらゆる可能性を排除せず資産を整理する考えだ。尾瀬は日本にとって貴重な財産であり、国民の国益を考え、金額だけの問題で売却することはない」（5.19）

[5.9] 清水社長、人災を認めず、天災に固執。これまで鼓副社長が避難住民に問われ「人災だと思います」と応じた場面が一度あったのを除いて、東電は原発事故の「検証」にこだわり続けている。

[5.10] 政府、閣僚会議で、東電に公的資金を投入するための新機構設立で大筋合意。賠償総額に上限は設けない。リストラ強化などを打ち出す 6 条件を東電に提示。うち 1 つは「株主、社員、金融機関など全ての利害関係者に協力を求め、とくに金融機関から得られる協力は政府に報告する」

[5.10] 東電、代表取締役 8 人の報酬を返上、常務らは 60%削減すると発表。

[5.10] 細野首相補佐官、東電の送電網を売却するのも選択肢の 1 つと発言。送電網の独占が再生可能エネルギーの大量購入や自由化された電力市場の形成を妨げているとの指摘。

[5.10] 賠償請求へ県内諸団体が活動。対策本部内に専従チーム、4.29 に相談窓口設置、関係 13 市町村、

農林水産、商工、保健医療福祉などの計 36 団体を集めた連絡会議を設置。JA グループ福島は今月下旬に予定する初の賠償請求に損害額の取りまとめ中。JA 福島中央会、農畜産物損害賠償対策県協議会を 4 月下旬に設立。県漁連は各漁協でデータを。

[5.11] 政府の賠償支援策。特別立法で新機構を設立し、東電を 10 年以上にわたり公的管理下に置く。東電は資産売却や合理化で 1 年目に最大 1 兆円規模の原資を確保。賠償総額に上限は設けない。新機構には電力 9 社の出資とともに交付公債を割り当てる。監視に当たる第三者委員会は「経営実態に関する調査委員会（仮称）」で官邸内に設置。債務超過など東電の経営が揺らぐ場合、機構を通じて将来的に議決権をもつ普通株に転換できる優先株を取得し東電に資本注入する。東電は普通株の配当を停止。10～13 年程度で返済する。

[5.12] 閣僚会議、9 項目の賠償支援策で合意。新機構を設立して公的資金で資本増強。開会中の通常国会に法案を提出する方針。東電は 20 日に 3 月期決算を発表し巨額の赤字を計上する。東電の企業としての存続を前提。電力各社に負担を求めているために電気料金の値上げにつながる可能性がある。民主党内には免責条項を適用すべきだとの強硬意見も。

[5.13] 東電、農業者・漁業者・林業者・畜産家などへの賠償の仮払（請求額の半分程度）を 5 月末から開始すると発表。

[5.13] 東電の電気料金の大幅値上げは不可避の見込み。賠償関連費用と火力の燃料費上昇を合わせて 2 割近い値上がりとの試算も。

[5.13] ミエエネルギー副長官、「原子力損害補完的補償条約」の日本の批准が重要と表明。政府に早期の条約締結を促した。将来起きる可能性のある原子力事故の賠償金を世界各国が拠出した基金で補うもの。1997 年に IAEA で採択されたが締約国が少ないので発効していない。

[5.13] 東電社長、退職金や企業年金の削減を拒否。

[5.14] 首相、知事と会談し、東電の賠償について「特別立法で国が責任をもって行う」と言明。原子力賠償法は賠償範囲に限界がある。枝野官房長官、原発事故で深刻な影響を受けた地域の雇用確保や農畜産振興に向けた特別立法の検討を表明。

[5.15] 共同通信の世論調査。東電の損害賠償のための電気料金の値上げに「反対」と「どちらかと言えば反対」合わせて 66.5%

[5.16] 紛争審査会、精神的な苦痛を 4 分類。避難先を①体育館などの避難所、②仮設住宅や賃貸マンション、親類先、③ホテルなどの宿泊施設、④自宅で屋内退避。風評被害については「放射性物質の危険性を懸念した市場反応に伴う原発事故との関係が認められる損害」と「東日本大震災による消費者心理の落ち込みなど事故との関係が不明確な損害」があると指摘。審査会の下に 17 分野の代表者を集めた約 50 人の専門委員を設置する。

[5.16] 東電の 3 月期決算、原発の廃炉費用などを損失処理し、8 千億円超の純損失を計上する方向で検討中。損害賠償費用も一部反映させる。4800 億円の繰り延べ税金資産も取り崩す。賠償総額は数兆円に上る。東電は決算発表と同時に大規模なリストラ計画を出す。

[5.16] 県の商工 3 団体と東電、協議会を設立。仮払の早期実施に向けた協議を開始。

■「原子力環境整備促進・資金管理センター」は常勤の理事長が東電出身、専務理事と監事が経産省出身。

(5.17)

[5.17] 政府、事故対応の見通しを示す工程表を発表。損害賠償は今秋を目処に受付と支払いを開始する。8 月前半までに仮設住宅計約 15,000 戸を完成させる。「原子力政策は国策として進めてきた。今回の事故の被災者は国策による被害者だ」と明記。紛争審査会は中間指針を 7 月に策定する。

[5.17] 農畜産物損害賠償対策県協議会、東電への 1 次請求額を約 4 億 5 千万円と決め、27 日に請求する。4 月末までの分。加盟 33 団体のうち 3 月分は 5 団体、4 月分は 2 団体からの請求にとどまった。事務が膨大なことと、組合員からの委任が遅れているため。出荷停止についてはハウレンソウやコマツナなど園芸作物が約 9800 万円、酪農（原乳）関係が約 2 億 9700 万円。風評被害による価格下落についてはイチゴやキュウリなどで約 5600 万円。団体別では県酪農協が約 2 億 9700 億円、JA が白河約 7700 億円、新ふくし

ま約 6400 万円、あぶくま石川約 1100 万円。

[5.17] 県、風評被害や精神的苦痛など具体的な事例をデータ化する方針。紛争審査会に設置される専門委員会の実態調査の際にも提言する。

[5.17] 金融機関による支援の在り方を巡るさや当て。大手銀行の幹部、債権放棄を求めた官房長官の対応が混乱を招いているとし「東電から要請があれば金利優遇や追加融資に応じるつもりだったのに」。

[5.17] 海江田経産省、原発事故の被災者を「政策の被害者」と表現。福島県民を「原子力政策の一番の理解者だった」と。

[5.17] 東北電力、避難者の避難期間中の留守宅の電気料金を免除する特別措置を発表。

[5.18] 県、JAを介さずに農作物を市場に出している農家に対し、損害賠償請求を支援する窓口の設置を検討。JAを通さない生産者はJA組合員と同程度度いと見られる。

[5.18] 農家や水産業者への損害賠償の仮払は、請求額の半額を支払った過去の事例を参考に基準を検討している、と東電。JCOは半額の仮払を行った。

[5.18] 電事連、原発を保有する他の電力会社にも負担金を抛出させることについて、制度の趣旨や目的などを十分説明するようエネ庁長官あてに要望書を提出。

[5.20] 県の「東日本大震災復旧・復興本部」が発足。「総括」「産業復興」「県土整備」の3班体制。

[5.20] 東電、3月決算での損失処理を見送り。規模が確定しないまま損失処理すれば株主などから異議が示される可能性もある。決算の注記に「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」と。「今国会で賠償支援制度の法案を提出しないと、監査法人がハンコを捺さない」と首相周辺。監査法人が意見を表明しなかった場合、企業は投資家の信頼を失い、上場廃止に追い込まれることもある。「東電は実質的には債務超過が明らか」とベテラン会計士。東電の3月末の純資産額は約1兆6千億円。ムーディーズ・ジャパンは開会中の国会に法案が提出されなければ会社の格付けを「投資不適格」に格下げする、と。

[5.20] 東電、県内初の商工業者向け説明会を南相馬で開催。1200人が参加。具体的な賠償の手続きは示せず。

[5.20] 東電、賠償の仮払、20日までに申し込みの54,000件のうち半数の27,000件の支払いを完了。支払総額は235億円。

[5.21] 東電の顧問の報酬、21人で2億1900万円。11人が退任、新たに清水社長ら3人が無報酬で就任する。13人となり9,800万円に。

[5.23] 紛争審査会、風評被害について議論。損害を地域や品目で類型化していく方針。出荷制限区域にとどまらず、その区域を含む県全域や周辺都県まで広げる案も。品目も飼料作物や葉タバコといった食用以外を対象に含むかなどが論点。

[5.27] 福島、群馬、栃木、茨城、千葉のJA、東電に総額104億円の損害賠償を請求。3～4月の野菜や原乳の損害分。福島4.7億、群馬16億、栃木13億、茨城67億、千葉2.9億。栃木と茨城は別に計30億円を4.28に請求している。

[5.27] 東電、尾瀬は売却しないと回答。

[5.30] JAに属さない農業者の賠償支援窓口を県が設置することに。JA組合員と同じ数ほどいる。

[5.30] 県、県立高校のサテライト校での通学費、仮設校舎の整備、環境放射能の監視の費用を想定して賠償請求する準備。

[5.30] 格付け会社S&P、東電の長期会社格付けを5段階下げ。21段階中の14番目で「投機的水準」。各下げ幅は計10段階。東電は国内最大の社債発行企業で、資本市場への影響が懸念される。今回の「シングルBプラス」はパイオニアや三菱自動車と同じ。

[5.31] 紛争審査会が第2次指針を決定。農水産物の風評被害は4月までに出荷制限を受けたり出荷自粛を要請された福島、茨城、栃木、群馬4県と、千葉県内の3市町の食用の農作物が対象。福島、茨城の魚介類と畜産物の賠償も。しかし賠償の範囲や具体的な金額が決まっていない分野が多い。生茶葉については市場動向を調査したうえで判断する。福島県内に営業拠点のあるホテルや旅館にも風評被害を認める。審査会、6月末めどに第3次指針をまとめる。2次指針で参考にされたのは日本原電の敦賀原発をめぐる

風評被害訴訟の判例（89年の名古屋高裁金沢支部の判決）。

[5.31] 東電、農家や漁業者への賠償金の仮払を開始。損失の半額を基準に。東電は約5万世帯の仮払金を払った。請求のあった世帯にはほぼ支払い完了。中小企業への仮払は6.1から申請を受け付ける。

[5.31] 県漁連、4月分の営業損害分約14億5300万円を東電に賠償請求。3.11～4.30の想定された水揚げ分。各漁業者の過去5年間の3、4月の水揚げ実績から最高と最低の抜いた3年分の平均値で算出。会長「漁は再開できれば、風評被害の補償交渉になる」

[5.31] 菅野飯館村長、紛争審査会で訴え。「避難解除ができないのであれば、土地収用に準じた制度ができないか」「30～40年、何十億円とかけて築いてきたもの（飯館牛）が今回の事故で崩れて行く」「商工業の休業、移転などに対する国の施策がまだ出ていない」

[5.31] 牛の補償額の基準が決まった。クラスの高い和牛は100万円超。黒毛和牛は約110万円。子牛は50～60万、肥育牛は約80万円。乳牛は搾牛が約75～135万円。「宮城県の口蹄疫のときの基準額を想定していたが、より高い価格になった」（飯館村）

[6.1] 東電、審査会の第2次指針に基づく風評被害の賠償金について、出荷制限被害と同様に半額を仮払する考えを表明。常務「全体額が決まっていないため、過払いになり後で精算ということはできれば避けたい。半分をお願いできれば」

[6.2] 首相退陣表明で政権の求心力が低下、賠償支援策の先行きが不透明に。

[6.4] 東電、2012年3月期の単体業績を試算。燃料費が8300億円増加、巨額の賠償金を計上しなくても純損失は約5700億円。前期の1兆2585億円に続く大規模赤字。社債発行が困難なため、今年3月に約2兆1千億円あった現預金は12年3月末に1千億円を割り込む計算で、手元資金はほぼ枯渇状態に。純資産は今年3月の1兆2648億円が半分の6950億円に。自己資本比率は5%の過去最低に。

[6.5] 日赤と中央共同募金会に寄せられた義援金2513億円のうち被災した13都道県に送金されたのは約3割の822億円にとどまる。のこり1691億円はまだ2団体の手元に。4月に想定した被害規模が結果的に過大だったことが主原因。支給基準は①死者・行方不明者1人35万、②家屋全壊35万、半壊18万、③半径30キロ圏内の世帯35万円。東北では岩手101億、宮城331億、福島は350億円が送金された。厚労省によると15都道県に送金された822億円のうち被災者に支給されたのは2日現在287億円。

[6.5] 福島りんご新品種試作会、福島フルーツ研究会、福島市オウトウ生産研究会が、福島市に、風評被害の補償基準を早急に示し十分で長期的な補償や支援を国に求めるなどを要望。

[6.6] 東電の株価、6日に急落、206円。東証の斉藤社長が週末に「東電の再建は法的整理が望ましい」と提言、株主責任が問われかねないとの不安から。枝野官房長官は法的整理を否定。「法的整理をやると大変な問題が生じる。このことは避けなければいけない」法的整理をした場合、賠償金などがカットされる恐れ。

[6.9] 紛争審査会、精神的苦痛の分類を4分類から3分類に変更。アパート・公営住宅・仮設住宅と、ホテル・旅館を同じグループに。賠償期間については、基本的には避難生活を終え自宅に戻ることが可能になった日とする方向。事故発生から6カ月程度は手厚く賠償する。

[6.10] 事故被災13市町村の議会が連携。賠償活動を展開するため。合わせた議員数は約260人。事務局は田村市議会に。

[6.10] 東電、中小企業に仮払開始。3.11～5月末の粗利益相当額の半額、上限250万円。

[6.10] 東電の資産や経費を調査する第三者委員会「経営・財務調査委員会」が発足。

[6.10] 東電の株主総会（6.28）に、原発からの撤退を求める提案（定款変更）。401人の株主から。東電「業務執行に関する事項は取締役会の決定にゆだねるのが基本。定款で定めるのは適当でない」

[6.11] 賠償支援の機構（「原子力損害賠償支援機構」）設立法案の内容が判明。電力会社の存続を前提。他の電力会社からも負担を義務付け。将来の事故も含めた法案だが当面は東電支援。成立の見通しは厳しい。新機構な経産省が所管する。理事長は経産相が任命、電力会社の負担金も経産省の省令で定める。株主の責任は不明確。金融機関の債権放棄は含まれず。東電が存続することによって発送電分離や地域独占の打破など、エネルギー政策の改革に向けた議論が困難になるとの批判も。

[6.13] 県内の水稲作付け面積が 6.1 現在で約 6 万 5 千ヘクタール、前年比 81%

[6.14] 県内酪農業の第 2 次賠償請求。警戒区域の乳牛（約 800 頭）自体の賠償額と出荷制限を受けた原乳の 4 月分損失、合わせて 13 億 5 千万円。乳牛の賠償額を示すのは初めて。

[6.14] 政府、「原子力損害賠償支援機構法案」を閣議決定し、国会に提出。民主党内からも電気料金の値上げにつながりかねないとの慎重論。野党の反対で国会審議の難航は必至。経産相「安易に電気料金に転嫁されないようしっかりと見守っていかなければいけない」

[6.14] 県バス協会、東電に損害賠償で要望。警戒区域に取り残された観光・貸切バス、営業できないことによる損害、風評による観光客の減少、予約キャンセル、外出控えによる路線バスの利用者減少など。
■東大岩本康志氏の評論。電力自由化が進んでいる大口需要者の市場では賠償責任のない他の発電業者と競争しなければならず、高い料金は求めにくい。家庭を含む小口需要者だけに負担を求めると規模に限界がある。また電力自由化を長期にわたって進められなくなって市場の活力を奪ってしまう。現在の破産法制は事業を継続しながら企業再生を図ることができるように整備されているので、経営破綻で電力供給が止まるわけではない。社債の権利は法的に損害賠償請求権より優先されるため、破綻処理がされれば社債は保護され、損害賠償請求権がカットされる。事後的にルールを決めて社債保有者と事故被害者の優先劣後関係を逆転させてしまうことに対する抵抗がある。社債保有者の債権をカットして賠償原資に充てるには、それは事後的な対応ではなく、現行法の成文の不備を補って立法の趣旨に沿うものであるという理論構成を提供する必要がある。(6.15)

[6.16] 経営・財務調査委員会、東電の企業年金の削減が検討対象になると表明。株主責任の明確化のほか、金融機関に債権放棄などを迫る可能性もある。だが、第三者機関の要求に法的な強制力はなし。

[6.16] 農畜産物損害賠償県協議会、2 回目の請求予定額 26 億 1700 万円と決定。

[6.16] 県の原子力損害に関する関係団体連絡会議、賠償対象範囲の拡大や賠償の詳しい工程表策定などを国に求めることを確認。商工 3 団体、県内中小企業への仮払が 17 社に 2600 万円合ったことを報告。

[6.17] 紛争審査会、精神的苦痛への賠償について、アパートや仮設住宅で暮らす住民に事故発生から 6 ヶ月間は 1 人月額 10 万円とする方針。避難所や体育館の住民には 2 万円を加算する。

[6.17] 飯舘村議会、商工会は 2 億 8 千万円の補償、JA そうま飯舘総合支店は 1 億 6 千万円の賠償請求を決める。商工会は各会員からの調査、JA は農作物を作付けした場合の金額を算定。住民の避難または避難先が決まったのは 93%

[6.20] 紛争審査会、精神的苦痛の賠償基準額を 6 ヶ月間は 1 人月額 10 万円で合意。避難所などは 12 万円。屋内退避は解除までの約 40 日間で総額 10 万円。交通事故での自賠責保険の慰謝料（1 日 4200 円）を参考にした。

[6.20] 東電常務が紛争審査会で初めて意見表明。「迅速に処理するために定額化が必要」地震や津波被害と原発による損害を区別することも要求。

[6.20] 県私立中学高等学校協会（山崎勲会長）、東電福島地域支援室に、事故で転出した児童、生徒の授業料について賠償するよう求める要望書を提出。表土除去や校舎・プールの除染費用も要求。

[6.21] 東電、富岡町議会で仮払い保証金について説明。第 1 回目は世帯ごとの支給だったが、「家によって世帯の人数が異なる。個人別支給のほうが地域の実情に合う」との議員の指摘に「最終的になるかもしれないが個々に算定したい」と回答。「2 回目以降を含めて個人個人への支給を検討する」

[6.21] 県森林組合連合会、原発事故にともなう林業などの損害を約 5627 万円と算出、東電に 28 日に請求することを決定。双葉地方森林組合をはじめ、ふくしま中央、相馬地方、飯舘村の 4 森林組合。3.12～4 月末までの分。

[6.21] 県、国と県の義援金を「収入」とみなさないことを決定。生活保護を打ち切らないため。東電からの 100 万円の仮払金は生活必需品を購入して手元に残る金額が「収入」とみなされる。義援金で打ち切りになった世帯は 4 件。被災した生活保護世帯は県所管分だけでも 400 件超。

[6.22] 東電、県漁連に仮払の半額 6 億 4220 万円を支払い。3.11～4.30 までの分。

[6.22] 東電、避難住民の精神的苦痛への賠償で 15 万人に合計 880 億円との見積もり。3.11 から冷温停

止の1月中旬までの賠償額。

[6.22] 政府、被害者と東電の示談交渉が難航した場合などに備え、紛争解決を仲介する組織を新設する方向で検討。被害者の数が膨大で仲介申請が審査会に殺到する恐れがあり、専門組織を造って審査会の機能を補完する。

[6.22] 県、農家経営安定資金について、当座の生活に向けるなど「つなぎ資金」として使途を拡大する。個人500万円、法人700万円。現行では運転資金のみ。

[6.22] 東芝の株主総会で株主から質問「事故による避難住民への社会的責任を認識しているか」。社長「ただちに専門の対策チームを設置し、東電を支援している」

[6.23] 官房長官、賠償紛争迅速な解決を図るための仲介委員の新設を正式発表。早ければ8月に設置する。原賠法の見直しも検討。

[6.23] 政府、原子力損害賠償支援機構に最大2兆円の交付公債を抛出する方針。2次補正で発行枠を設定する。

[6.25] 県の義援金配分委員会、国・県義援金の第2次配分について決定。両親が死亡または行方不明になった孤児は100万円、両親のいずれかが死亡・行方不明になった遺児は50万円を配分する。第1次配分は343億6930万円だが、実際に被災者が受け取ったのは82.3%。

[6.25] 相馬双葉漁協請戸支所、「請戸支所漁業者原子力災害復興連絡協議会」を発足させ、損害賠償などを協議。

[6.25] 県弁護士会、県内8ヵ所で原発事故損害賠償に関する無料説明会を開催した。市民生活被害対策委員長紺野明弘弁護士「日々の出来事を整理してメモすることが大切」。同会は7月上旬から県内8会場個別無料相談会を開催する。1回30分で予約制。

[6.28] 県、営農が困難になった農家の生計救済を目的とした無利子融資制度を新設する。「農家経済遺児支援資金」。限度額は200万円、5年以内の融資で3年以内の返済。原発事故対策緊急支援資金も限度額を引き上げ。個人500→1千万。団体・法人700→1200万。

[6.28] 県商工団体連合会、県内中小企業への仮払賠償金で、会員81社（会員総数は約500社）の損害約1億1860万円を東電に請求。賠償上限250万円の撤廃も要望。東電によると約3千社から申請があり約800億円を支払った。

[6.28] 農畜産物損害賠償対策県協議会、約26億1700万円を東電に請求する。2回目。出荷停止で10億2500万円、価格下落で2億8400万円、家畜死亡で12億5100万円、家畜の価格低下で5700万円。1回目の請求は約4億7700万円だった。

[6.29] 東電、近く2回目の賠償金仮払を行うことを表明。

[6.29] 8土地改良区、東電に仮払賠償金約22億8000万円を請求。今後国から示される予定の同改良区のような公益法人の指針に沿って正式請求する方針。

[6.29] 県内の20観光バス業者が、県バス事業者促進協力会を結成、東電への損害賠償額を集約し7月初めにも県を通じて請求する。

[6.30] 県、紛争審査会の中間指針（7月末）を見据え、県、市町村、各種団体が一元的に本県としての主張を訴える知事をトップとした新たな組織を設置する。現在の関係団体連絡会議は一定規模の団体のみ。新たな組織は県内全市町村に加え、さらに幅広い業種の団体の参加を求める。

[6.30] J A新ふくしま、県、福島市、川俣町と連携して損害賠償手続きを進める特別支援チームを設置。J A組合員以外の農家の賠償についても包括的に対応する。

[7.4] 東電、避難住民らに2回目の賠償金仮払いの方針。1人当たり1カ月10万円で3カ月分30万円。1回目は1和え体当たり100万円。今回は家族が多い世帯に配慮した。

[7.4] 県、事故対策や県有財産の喪失などで被る損害を、1280億円と試算。6度の補正予算を編成、測定や表土除去、避難者の生活支援、県民の健康対策など。ただ、実際に損害賠償が行われる際には原賠法とは別の法律による財政的な手当などが優先される場合がある、と県は厳しい見方。

[7.5] 東電の損害賠償の2回目の仮払い、16万人が対象。全員に30万円支払うとすると約480億円。

[7.5] 内水面 13 漁協、東電に約 7550 万円の損害賠償を請求。風評被害で釣り客が減ったり、立ち入りができず遊漁券が販売できなくなったことなどによる損失。

[7.5] 県森林組合連合会、4 月末までの損害賠償額約 5628 万円の仮払いを請求。森林組合の請求は初めて。「山に入れず森林組合が休止・解体となれば民有林を守る人がいなくなる」

[7.5] 南相馬市で 11 日から内部被曝の測定を開始する。受診見込み数は 1 日 40 人。

[7.6] 義援金の 2 次配分について、双葉郡 8 町村が避難世帯に個人単位で 25 万円前後の配分を決定。1 次配分は世帯に一律 40 万円だった。会津美里町は同庁に避難した楢葉町などの住民への支援物質の購入費に充てる。

[7.6] 官房長官、義援金配分の遅れにつき、自治体を經由する現行制度の見直しが必要との認識。「義援金より生命保険の保険金のほうがずっと早く支払われている」

[7.7] 県内農水産業の損害賠償請求の総額 107 億円に。東電は 12 億 8 千万円の仮払いを済ませた。

[7.8] 県、義援金の 2 次配分で、45 市町村に 538 億円のうち 500 億 5636 万円を送金。両親が死亡または行方不明になった孤児に 100 万円、いずれかが死亡または行方不明となった遺児に 50 万円の基準を独自に設定。

[7.11] J A グループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策県協議会、警戒区域と避難区域の農家に対する損害賠償請求の統一基準（期待所得）について、コメや野菜、果樹の賠償単価を品目ごとに 10 アール単位で設定。コメは 5 万 9356 円、キュウリは 154 万 3003 円など。米穀については過去 3 年の国・県の統計を、野菜と果樹については県がまとめた 2007 年のデータを基にした。対象は J A ふくしま、たむら、ふたば、そうまの 4 J A で作付けができない農家。双葉郡 8 中孫では米だけで約 4 千ヘクタール、約 24 億円。作付け面積が把握できない場合は売上に基づき算出できる基準を設定。売上額に期待所得率をかける。畜産については 1 年間休業した場合の飼育頭（羽）数などに乗じて損害額を算定する単価も設けた。

[7.12] 原子力損害賠償紛争審査会の審議難航も。事故との因果関係で明確な認定が難しい論点が多い。主な論点「被曝の不安から生じた精神的苦痛」「取引先の営業停止などに伴う間接被害」「局地的に放射線量が高い特定避難勧奨地点からの避難費用」「放射性物質の測定など地方自治体の費用」「原発事故の収束作業に当たる作業員らの具体的・精神的被害」。間接費以外については、その取引が代替可能かどうかが前提条件になるとの意見も。

[7.12] 農水省、6 県の農林漁業者による損害賠償請求が計 367 億 2 千万円であり仮払いが済んでいるのは 41 億 3900 万円であると発表。

[7.12] 「公正な社会を考える民間フォーラム」が原子力損害賠償支援機構法案について、東電は会社更生法の手続きを取るべきだとする緊急提言を発表。法案は「東電の負担軽減を優先して、他の電力会社や納税者に負担を強要する不当な内容」と批判。

[7.13] 県商工団体連合会、東電に賠償請求。会員 76 事業所の損害総額約 1 億 120 万円。請求は 2 回目。1 回目は 82 事業所 1 億 2860 万円、これまでに 72 事業所に 9600 万円が支払われた。

[7.13] 損害賠償支援機構法案が審議入り。斉藤東証社長「東電に民間からスポンサーが現れる可能性はない」政府内では東電の新旧分離論がくすぶる。国有化し、電力供給を担う会社（新東電）と原発や賠償を行う会社（旧東電）に分割する考え。内閣官房幹部「誰が考えたって東電を実質破綻させたまま存続させていいわけがない」

[7.13] 電事連八木会長、電力会社が将来の事故に備えて機構に拠出する「一般拠出金」が今回の賠償に充てられることについて「合理性はある」と容認（東電は「特別拠出金」を出す）。「今回の事故処理と今後の事故の備えを切り分けることは望ましくない」

[7.14] 紛争審査会、特定避難勧奨地点の避難費用も賠償の対象に。避難しない住民の扱いは引き続き検討する。

[7.14] 県酪農協同組合、第 3 次賠償請求額計 10 億 7200 万円。

[7.15] 県、原子力損害関係団体連絡会議を改組し、「県原子力賠償対策協議会」を結成。59 の全市町村や業界団体など計 182 団体。

[7.15] 県指定自動車教習所協会、県内 41 教習所で総額 32 億円の損害推計額を発表。首都圏の合宿今日修正は3月が前年より 53%、4月 82%、6月 59%と減少。

[7.15] 子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク、原子力損害賠償紛争審査会に、自主避難者にも賠償するよう要求。

[7.16] 東電、避難者約 5 万 3 千世帯への損害賠償に約 498 億円支払い済み。業者への仮払いは半額。農畜産業が 1 億 9 千万円、漁業者が 10 億 9 千万円、中小企業者が 42 億 9800 万円。

[7.16] 損害賠償での県への問い合わせ内容。延べ 63 日間で 2808 件。最多は営業損害 747 件、避難費用 697 件（うち自主避難 216 件）、仮払いについて 522 件、精神的損害 392 件。

[7.16] 東電、中小企業への仮払いで学校法人、医療法人、社会福祉法人などを対象外にし門前払いしていたことが判明。中小企業法に定められた事業所を対象を限定。30 件以上の請求があった。今月中に受け付ける方針を決定。

[7.19] 県、県内の肉用牛飼育農家に対し、飼料台を補助する方針。販売できない農家の経営を支援する。県内の飼育農家は 511 戸、肉用牛は 3 万 3774 頭。稲わらなどの飼料代は牛 1 頭あたり年間 20 万円程度。

[7.19] 紛争審査会、事故や風評被害で休業や廃業に追い込まれた企業や農漁業者の取引先についても「間接被害」があったとして賠償対象とすることで合意。代替の取引先が見つからず、やむなく損害を被ったことが前提。避難指示で顧客となる住民が減って売上が落ち込んだケース、避難区域内にある工場から原材料や部品を調達できなくなり生産に影響が出たケース。それによる給与所得者の減収分も対象に。

[7.19] J A グループ農畜産物損害賠償県協議会、3 回目の請求予定額を 52 億 3700 万円とすることを決定。畜産関係が 34 億 1900 万円で全体の約 65%。警戒区域と避難区域の鶏 137 万 9 千羽と牛 3986 頭の処分と、本来得られる利益との販売差損を計上。コメは初めて被害請求。警戒区域に保管されている 22 年産米。「販売時期を逸し、商品価値がなくなった」として 9 億 9600 万円。野菜は出荷停止品目 4 億円、出荷停止ではないものの価格下落した品目分として 4 億 2200 億円。

[7.19] 県中小企業団体中央会、「県中小企業団体原発事故損害賠償連絡協議会」を設置。県内の 174 組合員企業らで組織。

[7.21] 農水省、汚染牛肉を国が買い上げ、焼却処分する方針。買い上げ価格は「今の値段でなく以前の市場価格」と筒井副大臣。全頭検査を本県全域に広げること、農家ごとに 1 頭以上の牛を食肉処理して調べる全戸検査を本県以外でも実施できないかも検討する。

[7.21] 「いわきブロック祭店連絡協議会」が東電に約 9200 万円の賠償請求へ。会員は店主や従業員約 150 人。イベントや祭りなどの中止による損失。3.12 から 4 か月間の、過去 3 カ年の平均売上の 3 分の 1 の金額の 9 割と計算。

[7.22] 政府、原発事故の避難者向けに、固定資産税と自動車税などを減免する地方税法改正案を閣議決定。住民票を移さずに避難先の自治体のサービスを受けられるようにする特例法案も決定。

[7.22] 県弁護士会に寄せられた相談。賠償指針の分かりづらさが顕在化。弁護士会は「被災者ノート」を作って対応。

[7.23] 紛争審査会、汚染牛への賠償を中間指針に盛り込む方針。

[7.26] 農水省、汚染牛肉問題で緊急対応策。買い上げにほか、農家の資金繰り支援で 1 頭当たり 5 万円を立て替え払いする。出荷停止の牛肉の保管費用も補助する。費用は最終的に東電に請求。

[7.26] 東電、避難住民に 2 回目の賠償仮払を開始。1 人当たり 30 万円。総額 480 億円。

[7.26] 原発賠償 2 法案（「原子力損害賠償支援機構法案」「原子力事故被害緊急そち法案」）が衆院復興特別委で可決。後者は国が賠償金の立て替え払いをするためのもの。

[7.28] 県、最適な出荷時期を逃した肉牛を県が独自に全頭買い上げると発表。1 カ月で約 1500 頭。1 頭当たり平均約 65 万円。

[7.28] 官房長官、自主避難でも相当因果関係があれば賠償の対象になると発言。ただ自主避難者ごとに避難原因が異なるので「一律にということはなかなか難しい」

[7.28] J A グループ、東電に約 52 億 3 千万円を賠償請求する。畜産関係が 34 億 1900 万円、コメが 9

億 9600 万円。

[8.1] 支援機構法案の審議で首相「法案が成立しても将来、東電がどうあるべきかは固定されたとは見ていない」。福島県知事が求めている特別立法については「特別な法的措置が必要なことも十分に考えられる」

[8.2] 県と県内 9 畜産団体が「肉用牛出荷遠隔他対策協議会（仮称）」を設立する。一律で買い取る県の方針と、実態に合わせた額での買い取りを求める畜産団体との調整がつかず。農家は競りでの落札価格と 1 日当たり餌代×飼育日数での買い取りを要求。県は 6 月の黒毛和牛の全国平均価格約 70 万円で一律買い取りを提示していた。

[8.3] 「原子力損害賠償支援機構法」が成立。早ければ 8 月中に発足する。

[8.3] 県商工団体連合会、115 事業所の損害賠償 1 億 1892 万円を東電に請求。3 回目。

[8.5] 紛争審査会、「中間指針」を取りまとめ。東電の賠償、10 月本払いへ。稲わらの流通が確認された 17 道県産の牛肉、外国人客の解約による宿泊施設の 5 月末までの減収分も賠償の対象に。自主避難については「判断に 1 カ月程度は必要」。県、県内全域を対象とした精神的損害、自主避難、間接被害などが含まれていないとの評価を発表。

[8.5] 農水省、畜産農家への追加支援策を発表。汚染稲わらを食べた牛で既に流通した約 3500 頭分の牛肉はセシウムが暫定基準値を超えていない者も含めすべて買い上げて焼却処分する。県などが実施している買い上げも国費で全額助成。費用（総額 857 億円）は国が全額負担し、最終的には東電に賠償請求する。

[8.6] 県内の病院や診療所の約 2 割（19%）が診療報酬の 5 月分請求額が「前年同期の 50%未滿に減った」と回答。日本医師会の調査（回答 86 施設）で。休診を余儀なくされたり、住民の避難で患者が減ったりしたため。「105%以上」の医療機関も 11 施設。

[8.8] J Aグループ福島、警戒・避難区域内の農家被害で 6 億 3200 万円を初請求。

[8.9] 東電の 4～6 月期決算。賠償と事故炉の処理で 5032 億円の特別損失を計上。代替電源の燃料費も膨らんで純損失 5717 億円。社長「賠償支援機構法が成立したため、債務超過に陥る恐れはない」。合理的な見積もりが可能な賠償額計 3977 億円。汚染水の処理費用などが計 1055 億円。売上高は 7.2%減の 1 兆 1331 億円。経常赤字は 627 億円と、前年同期の 494 億円の黒字から大幅な赤字に。

[8.10] 原子力賠償審査会が「原子力賠償解決センター」の事務所を東京に続き本県（郡山市）にも設置へ。示談交渉が難航した場合の和解解決に向けて。実際の和解案の提示はセンター運営に権限をもつ総括委員会が指名した仲介委員が行う。県の弁護士会、仲介手続きを全国各地、県内各地で行うことを求める声明を発表。2 施設では遠方の被災者が事実上利用不可能になると。

[8.10] いわき駅前のラトブが賠償請求 8200 万円。テナント撤退などで。テナント 52 店舗では売上が計 2 億 8 千万円減少。

[8.12] 県、原子力損害賠償と県民健康調査で担当 3 課・室を新設。原子力損害対策課、原子力賠償支援課、健康管理調査室（いずれも仮称）。

[8.12] 原発事故で自主避難した住民に賠償せよと東電に約 400 世帯が請求。請求額は約 11 億 7 千万円。

[8.12] 東京、第一東京、第二東京の各弁護士会の有志が「東日本大震災による原発事故被災者支援弁護士団」を結成。丸山輝久団長。着手金は実費以外は受け取らない。

[8.15] 東電、避難などの指示による農林業者の営業損害を新たに仮払い（半額）することに。見積額は 9 億 7 千万円。

福島大学東日本大震災総合支援プロジェクト「緊急の調査研究課題」
震災および原発事故に係る被害補償と生活再建
に関する法的・経済的研究（中間報告）

発行者 清水修二

発行日 2011年8月30日

連絡先 〒960-1296 福島市金谷川1番地 福島大学

Tel 024-548-5183 Fax 024-548-8551

